



一橋大学

学生生活の手引き

2020年度



HITOTSUBASHI UNIVERSITY



HITOTSUBASHI
UNIVERSITY



兼松講堂西側のこの桜（サトザクラ）の若木は、平成 20 年 4 月に一橋大学国際学生宿舎での飲酒事故で亡くなった学生を偲び植樹されました。入学してひと月もたたないうちに起きてしまった悲しい事故でした。それを未然に防止できなかったことは、大学としても慙愧の念に堪えません。

毎年美しく咲くこの桜を見て、私たちは亡くなった青年のことを思い出します。彼が満開の桜と共に入学したとき、大学生活にどのような期待をもち、自分の将来についてどのような夢を抱いていたのでしょうか。その青年の清々しい夢と期待は飲酒事故によって実現されることなく永遠に失われてしまいました。学生が自分の夢に主体的に挑戦するための機会を提供するのが大学本来の役割です。その役割を果たせなかったことを私たちは毎年この桜を見て深く後悔し、アルコールに対して気楽に接しないように自らを戒めます。「誰もが被害者になり得る。あなたも加害者になりうる」。アルコールに対して、危険性の意識と強い責任感をもって行動しなければなりません。この事故を教訓とし、風化させないことが大学としての使命です。

アルコール強要というハラスメントは、いかなる状況、いかなる人間関係にあっても決して許されるものではありません。悲劇の再発を防ぐために制定された「一橋大学学生の飲酒に関する基本原則」（p130）の遵守を、学生諸君に強く求めます。

一橋大学研究教育憲章

一橋大学は、市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献してきた。人文科学を含む研究教育の水準はきわめて高く、創立以来、国内のみならず国際的に活躍する、多くの有為な人材を輩出している。

この歴史と実績を踏まえ、一橋大学は、日本及び世界の自由で平和な政治経済社会の構築に資する知的、文化的資産を創造し、その指導的担い手を育成することを使命とする。一橋大学は、この使命を達成するため、先端的、学際的な社会科学の研究教育を積極的に推進し、日本及び世界における拠点として、人間社会に共通する重要課題を解決することを目指し、研究教育の理念と基本方針とを次のように定める。

1. 一橋大学の研究教育の理念

- (1) 充実した研究基盤を確立し、新しい社会科学の探究と創造の精神のもとに、獨創性に富む知的、文化的資産を開発、蓄積し、広く公開する。
- (2) 実務や政策、社会や文化との積極的な連携を通じて、日本及び世界に知的、実践的に貢献する。
- (3) 豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する。

2. 一橋大学の研究教育の基本方針

- (1) 大学の社会的責任を自覚し、法と倫理を重んじ、自治と知的誠実の精神をもって研究教育を行う。
- (2) 研究教育における構成員の自由と自律、個性と多様性を尊重する。
- (3) 理論的研究と実務的研究、基礎的研究と先端的研究を等しく重視する。
- (4) 研究成果を国内外に広く公開するとともに、客観的、かつ、公平な自己評価及び外部評価により、その成果を厳しく検証する。
- (5) 対話と双方向の教育を基軸とした自由で緊張感ある教育環境を育成し、発展させる。
- (6) 学生個人個人の感性を磨き、理性を鍛え、創造性と論理性、構想力と判断力を養うことを教育の指針とする。
- (7) 市民社会、産業界、官界との連携を適正、かつ、積極的に推進し、社会の課題に的確に応える。
- (8) 研究教育の国際的連携を図り、情報・人的ネットワークを構築する。

学生生活の手引き 目次

2020年度学 部 学年暦	p 1
2020年度大学院 学年暦	p 3
構内配置図・AED設置場所	p 5
自転車を利用している学生諸君へ	p 7
国立キャンパス駐輪場及び駐輪禁止ゾーンの案内	p 8
大学生活を送るにあたって	p 9
【1】窓口案内	p 13
【2】奨学金制度	p 19
1. 日本学生支援機構の貸与型奨学金	p 19
2. 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料免除）	p 21
【3】授業料免除・徴収猶予（延納・分納）	p 24
1. 授業料免除	p 24
2. 授業料徴収猶予（延納・分納）	p 25
【4】学生表彰制度	p 27
【5】一時金貸付制度（学生金庫）	p 29
【6】国際学生宿舎・国際学生館景明館	p 30
【7】アルバイト	p 33
【8】学生保険（学研災・学研賠・付帯学総）	p 35
【9】学生保険（生協）	p 40
【10】保健センター	p 43
【11】障害学生支援	p 44
【12】学生支援センター	p 45
1. 学生相談室	p 45
2. キャリア支援室	p 45
【13】ハラスメント相談	p 47
【14】課外活動	p 50
1. 課外活動団体等の届出	p 50
2. 施設の使用	p 52
3. 物品の貸出	p 54
4. プリントセンター・東プラザ印刷室の使用	p 54
5. 学生用ロッカー・スペース（1・2年生用）	p 55
6. 如水スポーツプラザ	p 56
【15】学生意見箱	p 59

【16】相模湖合宿所	p 61
【17】八王子セミナーハウス（大学セミナーハウス）	p 62
大学生生活よくあるQ&A	p 63
関係規則集	p 73
1. 一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則	p 73
2. 一橋大学学生表彰規則	p 77
3. 一橋大学学生表彰細則	p 79
4. 一橋大学学生表彰における奨学金給付要項	p 83
5. 一橋大学学生懲戒規則	p 85
6. 一橋大学課外活動団体懲戒規則	p 88
7. 一橋大学課外活動団体に関する規則	p 90
8. 「行事開催」の取扱いに関する申し合わせについて	p 93
9. 一橋大学課外活動共用施設等使用規則	p 96
10. 一橋大学国立キャンパス体育館使用心得	p 99
11. 一橋大学兼松講堂学生利用内規	p 100
12. 一橋大学学外研修施設使用規則	p 102
13. 一橋大学国際交流プラザ規則	p 104
14. 一橋大学如水スポーツプラザ規則	p 107
15. 一橋大学国際学生宿舎規則	p 110
16. 一橋大学国際学生宿舎細則	p 115
17. 一橋大学国際学生宿舎寄宿料免除及び徴収猶予規則	p 117
18. 一橋大学国際学生館景明館規則	p 120
19. 一橋大学国際学生館景明館細則	p 123
20. 一橋大学障害学生への支援に関する規則	p 124
21. 国立大学法人一橋大学ハラスメントの防止等に関する規則	p 127
22. 一橋大学のキャンパス内における音響のガイドライン	p 129
23. 一橋大学学生の飲酒に関する基本原則	p 130
24. 一橋大学学生のための学内情報インフラガイドライン	p 131
25. レポート作成上の注意：剽窃を防ぐために	p 132
(付録) 一橋の歌	p 133

※本冊子掲載の情報は変更になる場合がありますので、重要事項は適宜掲示板や大学Webサイト等で確認してください。

4 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	(29)	30		

※4月29日は祝日授業日です。

5 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
(3)	(4)	(5)	(6)	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21☆	22☆	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13☆	14☆	15	16	17	18
19	20	21	22	(23)	(24)	25
26	27	28	29	30	31	

8 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	(10)	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	(21)	(22)	23	24	25
26	27	28	29	30		

※9月21,22日は祝日授業日です。
※9月24日は創立記念日ですが、授業日です。

授業休業日

<集中講義期間>

夏期: 7/27~7/31

冬期: ①1/12~1/21(午前)

冬期: ②1/21(午後)~1/29

冬期: ③2/1~2/5

冬期: ④3/8~3/26 留学生対象

10 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26☆	27	28☆	29	30
31						

11 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	(3)	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20△	21
22	(23)	24	25	26月	27	28
29	30					

※11月20日は月曜日の授業日です。

12 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21☆	22☆	23◆	24	25	26
27	28	29	30	31		

1 月

日	月	火	水	木	金	土
					(1)	2
3	4	5	6	7	8	9
10	(11)	12	13	14	15	16
17	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	23
24	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	30
31						

2 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	(11)	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	(23)	24	25	26	27
28						

3 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	(20)
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

○…祝日 ☆…補講 △…休講
◆…プレイズメントテスト実施日

【授業期間】

- 春学期(4/6~5/29)
- 夏学期(6/1~7/21)
- 秋学期(9/14~11/4)
- 冬学期(11/5~1/8)

【春学期】

- 3/31 新入生全体ガイダンス
- ◆ 3/31 第1回英語プレイズメントテスト
- 4/1 学期開始日
- 4/1 新入生クラス別面接
- 4/1 新入生学部別ガイダンス
- 4/1 健康診断(在校生)
- 4/2 健康診断(新入生)
- 4/5 入学式
- 4/1~5 春季休業日
- 4/6 授業開始日
- ☆ 5/21,22 補講日
- 5/31 学期終了日
- 6/1~6/3 学期末レポート提出期間【教務課提出分】

【夏学期】

- 6/1 学期開始日、授業開始日
- 6/13,14 KODAIRA祭
- ☆ 7/13,14 補講日
- 7/22~26,8/1~9/13 夏季休業日
- 7/22,27,28 学期末レポート提出期間【教務課提出分】
- 8/6,7 春・夏学期追試験<予定>
- 9/9 9月学位記授与日、学期終了日

【秋学期】

- 9/10 学期開始日
- 9/14 授業開始日
- 9/21,22 祝日授業日
- 9/24 創立記念日(授業日)
- ☆ 10/26,28 補講日
- 11/4 学期終了日
- 11/5,6,9 学期末レポート提出期間【教務課提出分】

【冬学期】

- 11/5 学期開始日、授業開始日
- △ 11/20 休講(一橋祭準備日、一橋祭)
- 11/21~23 一橋祭
- ☆ 12/21,22 補講日
- ◆ 12/23 第2回英語プレイズメントテスト
- 12/24~1/3 冬季休業日
- 1/12~14 学期末レポート提出期間【教務課提出分】
- 2/2,3 秋・冬学期追試験<予定>
- 3/10 学位記授与式(卒業式)
- 2/6~3/7, 3/27~3/31 春季休業日
- 3/31 学期終了日

【その他】

- 1/15 大学入学共通テスト準備日
- 1/16,17 大学入学共通テスト
- 2/25,26 入学試験(前期日程)
- 3/12 入学試験(後期日程)

学年暦について

学年暦は主に、学部の大きな行事について記載してあります。これ以外の行事等については、各種掲示、伝達等を見落とさないようにしてください。

【注意】

1. 補講日には補講のみ実施され、通常授業は開講されません。補講日の授業時間割は、別途掲示します。
2. 集中講義期間は、原則として「集中講義」以外の授業科目は開講されません。集中講義期間の授業時間割は、別途掲示します。
3. 各学期の「授業振替日」は、授業日数が不足する曜日の振替日であるため、振替えられた曜日の通常的时间割の授業科目が開講されます。
4. 授業日であっても、大学行事、学園祭等により休講(又は一部休講)となる場合があるため、掲示等にご注意ください。また、休業日であっても、臨時に授業、補講、試験等を行う場合があります。
5. プレイズメントテスト実施日には、プレイズメントテストのみが実施され、授業は実施されません。

行事一覧

冬	3月	新入留学生オリエンテーション	3月26日(木)～4月9日(木)
		後期ゼミナール選考期間(3年生)	3月24日(火)～4月2日(木) [詳細はCELS参照]
		新入生全体ガイダンス	3月31日(火)
春	4月	第1回英語プレシメントテスト	3月31日(火)
		新入生クラス別面接	4月1日(水)
		新入生学部別ガイダンス	4月1日(水)
	健康診断(新入生)	4月2日(木) ※在校生向け健康診断 4月1日(水)	
	抽選(春夏学期・春学期・夏学期・夏期集中・通年)第1回	4月1日(木)12:00(正午)～4月2日(木)12:00(正午) 結果発表/4月2日(木)17:00	
	抽選(春夏学期・春学期・夏学期・夏期集中・通年)第2回	4月2日(木)17:00～4月3日(金)10:00 結果発表/4月3日(金)12:00	
	抽選(春夏学期・春学期・夏学期・夏期集中・通年)第3回	4月3日(金)12:00～18:00 結果発表/4月3日(金)19:00	
	入学式	4月5日(日)	
	春学期授業開始	4月6日(月)	
	履修登録期間(春夏学期・春学期・夏学期・夏期集中・通年)	4月7日(火)～4月13日(月)	
5月	履修撤回期間(春夏学期・春学期・夏学期・夏期集中・通年)	4月20日(月)～4月26日(日)	
	履修変更期間(夏学期・夏期集中)	4月30日(木)～5月1日(金)	
	補講日	5月21日(木)、22日(金)	
6月	春学期末レポート教務課受付期間	6月1日(月)～6月3日(水)	
	夏学期授業開始	6月1日(月)	
	春学期成績発表	6月22日(月) [成績説明請求受付期間9月1日(火)～9月2日(水)]	
7月	履修撤回期間(夏学期・夏期集中)	6月15日(月)～6月21日(日)	
	履修変更期間(夏期集中)	7月9日(木)～7月10日(金)	
	補講日	7月13日(月)、14日(火)	
	夏学期末レポート教務課受付期間	7月22日(水)、27日(月)、28日(火)	
	夏期集中講義期間	7月27日(月)～7月31日(金)	
8月	履修撤回期間(夏期集中)	7月27日(月)～28日(火)	
	授業休業期間(夏季)	7月22日(水)～26日(日)、8月1日(土)～9月13日(日) ※ 抽選第1回 9月7日(月)～8日(火)、抽選第2回 9月9日(水)～10日(木)、抽選第3回 9月11日(金)	
	9月卒業予定者学士論文提出期限	7月31日(金)	
	通試験(春～夏学期末試験分)	8月6日(木)、7日(金) <予定>	
	春学期成績発表(受講者100名以上の科目等)	8月18日(火) [成績説明請求受付期間9月1日(火)～9月2日(水)]	
9月	9月卒業生発表・夏学期・夏期集中科目成績発表	9月1日(火) [成績説明請求受付期間9月1日(火)～9月2日(水)]	
	9月学学位記授与日	9月9日(水)	
	新入留学生オリエンテーション	9月3日(木)～11日(金) <予定>	
	抽選(秋冬学期・秋学期・冬学期・冬期集中)第1回	9月7日(月)12:00～9月8日(火)12:00 結果発表/9月9日(水)10:00	
	抽選(秋冬学期・秋学期・冬学期・冬期集中)第2回	9月9日(火)12:00～9月10日(木)12:00 結果発表/9月10日(木)17:00	
秋	抽選(秋冬学期・秋学期・冬学期・冬期集中)第3回	9月11日(金)10:00～17:00 結果発表/9月11日(金)18:00	
	秋学期授業開始	9月14日(月)	
	履修登録期間(秋冬学期・秋学期・冬学期・冬期集中)	9月15日(火)～9月21日(月)	
	創立記念日	9月24日(木) ※授業日	
	履修撤回期間(秋冬学期・秋学期・冬学期・冬期集中)	9月28日(月)～10月4日(日)	
	履修変更期間(冬学期・冬期集中)	10月8日(木)～10月9日(金)	
	補講日	10月26日(月)、28日(水)	
	秋学期末レポート教務課受付期間	11月5日(木)、6日(金)、9日(月)	
	冬学期授業開始	11月5日(木)	
	授業休業日(一橋祭準備日、一橋祭)	11月20日(金)～23日(月)	
10月	履修撤回期間(冬学期・冬期集中)	11月23日(月)～11月29日(日)	
	秋学期成績発表	11月25日(水) [成績説明請求受付期間(4年生)3月4日(木)～3月5日(金)、(1～3年生)3月8日(月)～3月9日(火)]	
	履修変更期間(冬期集中)	12月17日(木)～12月18日(金)	
11月	補講日	12月21日(月)、22日(火)	
	第2回英語プレシメントテスト	12月23日(木)	
	授業休業期間(冬季)	12月24日(木)～1月3日(日)	
	冬学期末レポート教務課受付期間	1月12日(火)～1月14日(木)	
	冬期集中講義期間①	1月12日(火)～1月21日(木)午前	
12月	履修撤回期間(冬期集中①)	1月12日(火)～13日(水)	
	授業休業日(大学入学共通テスト準備日)	1月15日(金)	
	入学試験(大学入学共通テスト)	1月16日(土)、1月17日(日)	
	冬期集中講義期間②	1月21日(木)午後～1月29日(金)	
	履修撤回期間(冬期集中②)	1月21日(木)～22日(金)	
1月	学士論文提出期限	1月29日(金)	
	通試験(春～冬学期末試験分)	2月2日(火)、3日(水) <予定>	
	冬期集中講義期間③	2月1日(月)～2月5日(金)	
	履修撤回期間(冬期集中③)	2月1日(月)～2日(火)	
	授業休業期間(春香)	2月6日(土)～3月7日(日)	
2月	秋学期成績発表(受講者100名以上の科目等)	2月15日(月) [成績説明請求受付期間(4年生)3月4日(木)～3月5日(金)、(1～3年生)3月8日(月)～3月9日(火)]	
	入学試験(本学第2次・前期日程)	2月25日(木)、26日(金)	
	卒業生発表	3月4日(木) [成績説明請求受付期間(秋学期を含む)3月4日(木)～3月5日(金)]	
	後進進学者・冬学期・冬期集中・通年科目成績発表	3月8日(月) [成績説明請求受付期間(秋学期、通試験受験者を含む)3月8日(月)～3月9日(火)]	
	冬期集中講義期間④	3月8日(月)～3月26日(金)	
3月	入学試験(本学第2次・後期日程)	3月12日(金)	
	学学位記授与式(卒業式)	3月19日(金)	

《学生団体主催行事》

KODAIRA祭
一橋祭

6月13日(土)、6月14日(日)
11月21日(土)～11月23日(月)

《大学院》 令和2(2020)年度 一橋大学学年暦

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

※4月29日は祝日授業日です。

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
③	④	⑤	⑥	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21☆	22☆	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13☆	14☆	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

※ 9月21,22日は祝日授業日です。

※9月24日は創立記念日ですが、授業日です。

授業休業日

○…祝日 ☆…補講 △…休講

<集中講義期間>

夏期: 7/27~7/31

冬期: ①1/12~1/21(午前)

冬期: ②1/21(午後)~1/29

冬期: ③2/1~2/5

冬期: ④3/8~3/26 留学生対象

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26☆	27	28☆	29	30	31

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
		③	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20△	21
22	23	24	25	26月	27	28
29	30					

※11月20日は月曜日の授業日です。

12 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23LS	24LS	25LS
26	27	28	29	30	31	

※12月23~25日は法科大学院のみ授業日です。

1 月						
日	月	火	水	木	金	土
					①	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

【授業期間】

- 春学期(4/6~5/29)
- 夏学期(6/1~7/21)
- 秋学期(9/14~11/4)
- 冬学期(11/5~1/8)

【春学期】

- 4/1 学期開始日
- 4/1 健康診断(在校生)
- 4/2 健康診断(新入生)
- 4/3 新入生研究科別ガイダンス
- 4/5 入学式
- 4/5 新入生全研究科合同ガイダンス
- 4/1~5 春季休業日
- 4/6 授業開始日
- ☆ 5/21,22 補講日
- 5/31 学期終了日

【夏学期】

- 6/1 学期開始日、授業開始日
- 6/13,14 KODAIRA祭
- ☆ 7/13,14 補講日
- 7/22~26, 8/1~9/13 夏季休業日
- 9/9 学期終了日

【秋学期】

- 9/10 学期開始日
- 9/14 授業開始日
- 9/21,22 祝日授業日
- 9/24 創立記念日(授業日)
- ☆ 10/26,28 補講日
- 11/4 学期終了日

【冬学期】

- 11/5 学期開始日、授業開始日
- △ 11/20 休講(一橋祭準備日、一橋祭)
- 11/21~23 一橋祭
- ☆ 12/21,22 補講日
- 12/23~1/3 冬季休業日
- 3/19 学位記授与式(修了式)
- 2/6~3/7, 3/27~31 春季休業日
- 3/31 学期終了日

【その他】

- 1/15 大学入学共通テスト準備日
- 1/16,17 大学入学共通テスト
- 2/25,26 入学試験(前期日程)
- 3/12 入学試験(後期日程)

学年暦について

学年暦は主に、大学の大きな行事について記載してあります。これ以外の行事等については、各種掲示、伝達等を見落とさないようにしてください。

【注意】

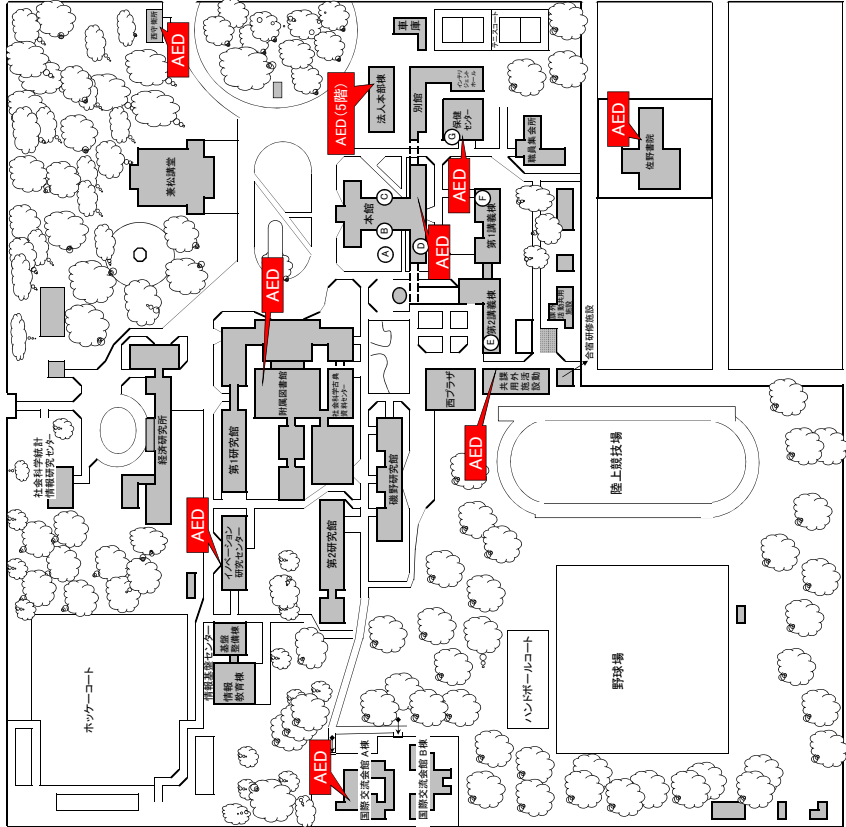
1. 集中講義期間は、原則として「集中講義」以外の授業科目は開講されません。集中講義期間の授業時間割は、別途掲示します。
2. 各学期の「授業振替日」は、授業日数が不足する曜日の振替日であるため、振替えられた曜日の通常の時間割の授業科目が開講されます。
3. 授業日であっても、大学行事、学園祭等により休講(又は一部休講)となる場合があるため、掲示等に注意してください。また、休業日であっても、随時に授業、補講、試験等を行う場合があります。

行事一覧

《 授業・履修関連行事 》	
新入留学生オリエンテーション	3月26日(木)～4月9日(木)
新入生全研究科合同ガイダンス	4月5日(日) 入学式終了後
健康診断(新入生)	4月2日(木) ※在校生向け健康診断 4月1日(水)
新入生研究科別ガイダンス	4月3日(金)
入学式	4月5日(日)
春学期授業開始日	4月6日(月)
履修登録期間(通年・春夏学期・春学期・夏学期・夏期集中)	4月7日(火)～4月15日(水)
履修撤回期間(通年・春夏学期・春学期・夏学期・夏期集中)	4月20日(月)～4月26日(日)
祝日授業日	4月29日(水)
履修変更期間(夏学期・夏期集中)	4月30日(木)～5月1日(金)
補講日	5月21日(木)、22日(金)
夏学期授業開始日	6月1日(月)
履修撤回期間(夏学期・夏期集中)	6月15日(月)～6月21日(日)
春学期成績発表日	6月22日(月)
履修変更期間(夏期集中)	7月9日(木)～7月10日(金)
補講日	7月13日(月)、14日(火)
夏期集中講義期間	7月27日(月)～7月31日(金)
履修撤回期間(夏期集中)	7月27日(月)～28日(火)
授業休業期間(夏季)	7月22日(水)～26日(日)、8月1日(土)～9月13日(日)
大学院入学試験(修士・博士・専門職)	7月、8月下旬～9月中旬、10月下旬～12月
春夏学期・夏学期・夏期集中成績発表日	9月1日(火)
新入留学生オリエンテーション	9月3日(木)～11日(金) <予定>
秋学期授業開始日	9月14日(月)
履修登録期間(秋冬学期・秋学期・冬学期・冬期集中)	9月15日(火)～9月23日(水)
祝日授業日	9月21日(月)、22日(火)
創立記念日	9月24日(木) ※授業日
履修撤回期間(秋冬学期・秋学期・冬学期・冬期集中)	9月28日(月)～10月4日(日)
履修変更期間(冬学期・冬期集中)	10月8日(木)～10月9日(金)
補講日	10月26日(月)、28日(水)
冬学期授業開始日	11月5日(木)
授業休業日(一橋祭準備日、一橋祭)	11月20日(金)～23日(月)
履修撤回期間(冬学期・冬期集中)	11月23日(月)～11月29日(日)
秋学期成績発表日	11月25日(水)
履修変更期間(冬期集中)	12月17日(木)～12月18日(金)
補講日	12月21日(月)、22日(火)
授業休業期間(冬季)	12月23日(水)～1月3日(日) [法科大学院のみ12月26日(土)～1月3日(日)]
修士論文提出最終日	1月12日(火)
冬期集中講義期間①	1月12日(火)～1月21日(木)午前
履修撤回期間(冬期集中①)	1月12日(火)～13日(水)
授業休業日(大学入学共通テスト準備)	1月15日(金)
入学試験(大学入学共通テスト)	1月16日(土)～1月17日(日)
冬期集中講義期間②	1月21日(木)午後～1月29日(金)
履修撤回期間(冬期集中②)	1月21日(木)～22日(金)
冬期集中講義期間③	2月1日(月)～2月5日(金)
履修撤回期間(冬期集中③)	2月1日(月)～2日(火)
授業休業期間(春季)	2月6日(土)～3月7日(日)
大学院入学試験(修士・博士・専門職)	2月上旬～3月上旬
入学試験(本学学部第2次・前期日程)	2月25日(木)、26日(金)
修了者発表	3月8日(月)
通年・秋冬学期・冬学期・冬期集中成績発表日	3月8日(月)
冬期集中講義期間④	3月8日(月)～3月26日(金)
入学試験(本学学部第2次・後期日程)	3月12日(金)
学位記授与式(修了式)	3月19日(金)

《 学生団体主催行事 》	
KODAIRA祭	6月13日(土)～6月14日(日)
一橋祭	11月21日(土)～11月23日(月)

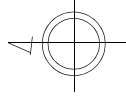
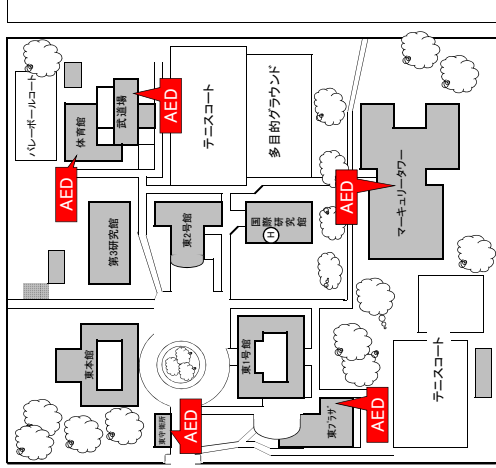
国立キャンパス



至 国立駅

大学通り

至 谷保駅 ↓

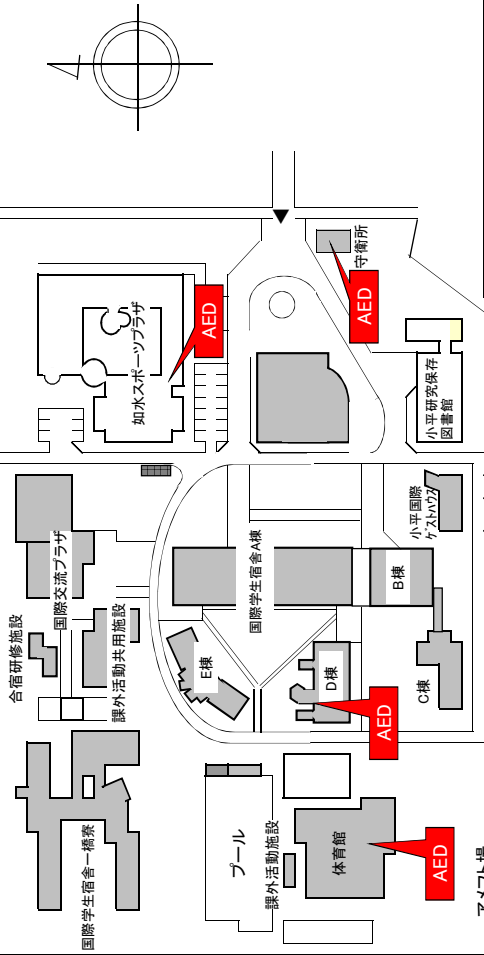


- ④ 本館外掲示版
- ⑤ 学生支援課
- ⑥ 教務課
- ⑦ キャリア支援室
- ⑧ 学生相談室、障害学生支援室
- ⑨ ハラスメント相談室
- ⑩ 保健センター
- ⑪ 留学生・海外留学相談室

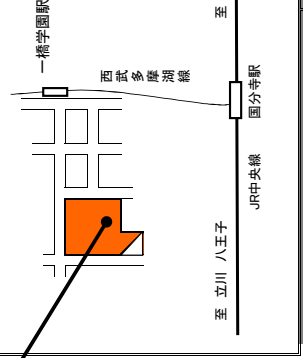
※AEDは国際学生館舎中館東(国立市東7丁目)、国際学生館舎南館(国立市東7丁目)、国際学生館舎北館(国立市東7丁目)に設置されています。

小平国際キャンパス

至 一橋学園駅



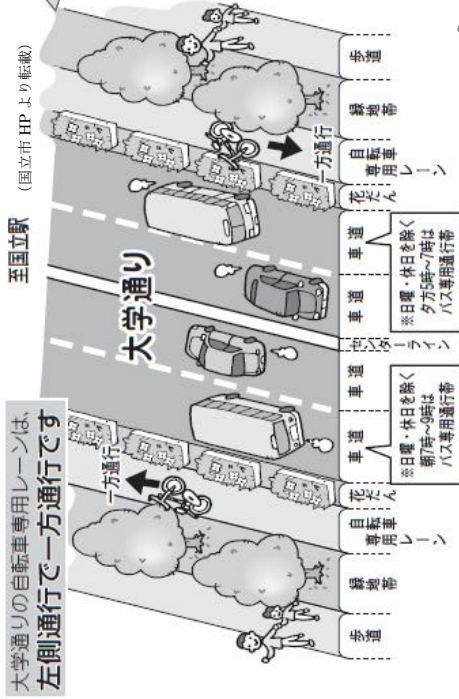
一橋大学小平国際キャンパス案内図



自転車を利用している学生諸君へ

大学通りにおける一橋大学生の自転車に関する事故・ルール違反の申し出が、国立市民から多数寄せられています。学生は、以下のことを厳守してください。

※大学通りの歩道は自転車での走行はできません（自転車専用レーンを利用）… 交通ルールを守り、歩行者の安全確保を第一に！
→ 自転車専用ゾーンの逆走も禁止です！



大学通りの自転車専用レーンは、左側通行で一方通行です

自転車の逆走や対象外の方の歩道の走行は、衝突事故の原因となり大変危険です。

悪質・危険な行為に関して、警察の指導取締りが強化されています（平成23年10月25日警視庁通達）。

車道の右側通行、2人乗りや並進、スピードの出しすぎ、無灯火、傘さし運転、ながら運転（音楽を聴く、携帯を操作する等）は大変危険です。絶対やめましょう。

- < 自転車も交通事故を起こせば責任を問われます >
↓ 以下自転車での加害事故例 ↓
- ▶ 自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突し、脊髄損傷の重傷を負わせた。… 【賠償金】 6,008 万円
- ▶ 女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、看護師の女性と衝突。女性には重大な障害が残った。
… 【賠償金】 5,000 万円
- ▶ 街灯のない線路際の道で、自転車で帰宅途中の高校生が電車が気を取られて歩行者に衝突。歩行者は死亡。
… 【賠償金】 3,912 万円

自転車は道路交通法上、車両の一種（軽車両）です。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

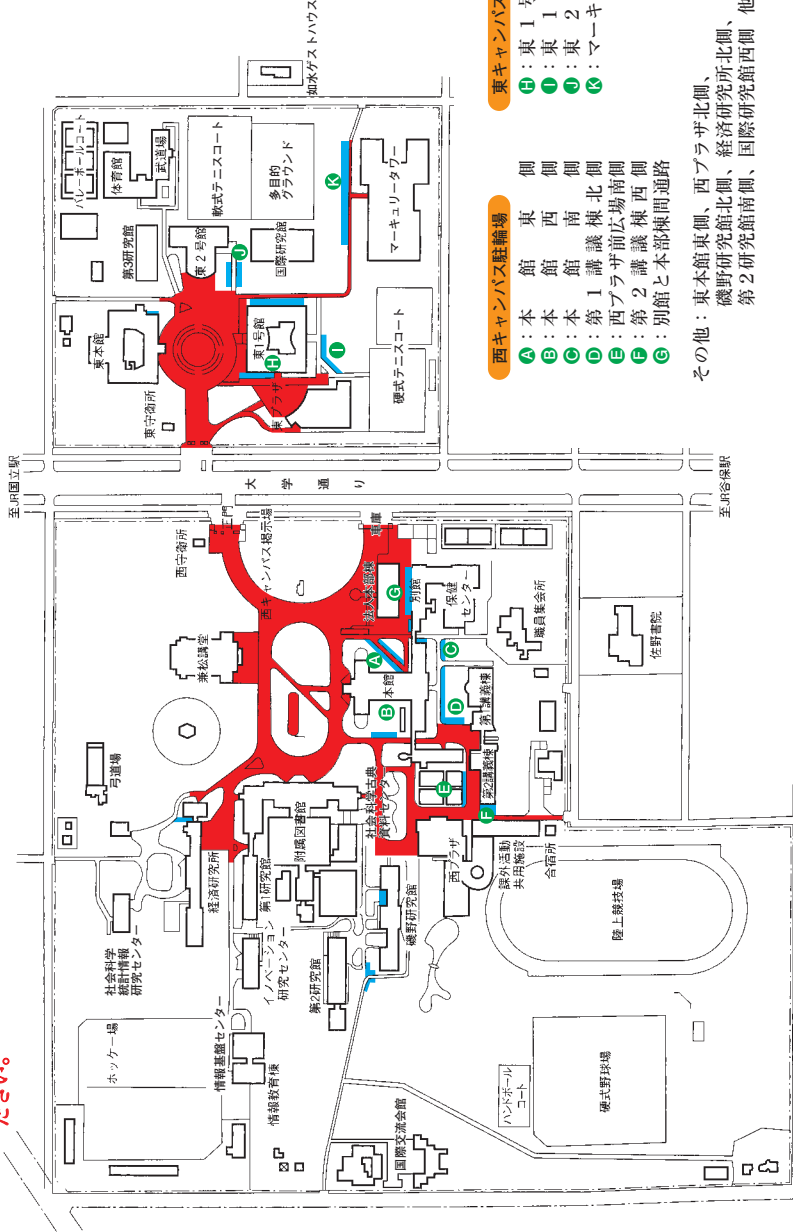
国立キャンパス駐輪場及び駐輪禁止ゾーンの案内

自転車は、下記の駐輪場（青色で表示）に駐輪してください。

赤色で表示する区域は、駐輪禁止ゾーンで、取り締まり重点区域となっています。

違反自転車は、断り無く撤去することがありますので、ご注意ください。なお、自転車の撤去・移動の際に生じた損害に対して、本学は一切の責任を負いません。

本学では自動二輪車での入構及び通学を禁止しています。また、大学各門の付近や歩道上への駐車は違法であり、一般市民等への迷惑となりますので絶対にやめましょう。大学門付近の通行は、歩行者の妨げにならないよう、特に注意してください。



西キャンパス駐輪場

- A: 本館 東側
- B: 本館 西側
- C: 本館 南側
- D: 本館 北側
- E: 第1講議棟 南側
- F: 第2講議棟 西側
- G: 別館と本部棟間通路

東キャンパス駐輪場

- H: 東1号館 東側
- I: 東1号館 南側
- J: 東2号館 南側
- K: マーキュリータワー前

その他：東本館東側、西プラザ北側、磯野研究所北側、経済研究所北側、第2研究所南側、国際研究館西側、他

大学生活を送るにあたって

- ◆学生の皆さんへのお知らせは、掲示、大学Webサイト、CELS、manaba、大学Gmailなどで行います。特にCELSやmanabaは一日一度はログインし、最新の情報や自分宛てのお知らせがないか確認してください。

掲示板設置場所

- ・本館外掲示板：西キャンパス本館西側外（屋外）
- ・保健センター掲示板：西キャンパス保健センター前（屋外）
- ・キャリア支援室掲示板：西キャンパス本館内1階西側（屋内）
- ・学生相談室掲示板：西キャンパス第2講義棟内1階西側（屋内外）

大学Webサイト

- 大学Webサイト（在学生の方へ）

<http://www.hit-u.ac.jp/students/index.html>



- 学生支援課からのお知らせ

<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/info.html>



- 教務課からのお知らせ

<http://www.hit-u.ac.jp/kyomu/info/news.html>



学務情報システム CELS（セルズ）

<https://cels.hit-u.ac.jp/>



シラバス検索、履修登録、成績確認等を行います。

授業の情報（休講、補講、教室変更、期末試験情報）や、各種重要なお知らせ、個人向けのお知らせなどが、CELS内の掲示機能を通して配信されます。

ポータルフォリオシステム manaba (マナバ)



<https://manaba.hit-u.ac.jp/>

授業内でのレポート・出席カードの提出、テスト・アンケートの回答、資料の閲覧等を行うことができます。その他、就職支援、留学支援などでも manaba を利用しています。

※CELS、manaba へのログインには、一橋 ID (学籍番号) 及びパスワードが必要です。パスワードを忘れた場合は、情報基盤センターWebサイトの「情報システム利用者ガイド」で手続きを確認してください。

大学 Gmail (学籍番号@g.hit-u.ac.jp)

大学からのメールでの個別の連絡や、全学一斉通知メールのほか、CELS からの休講情報をはじめとする各種掲示内容は、「大学 Gmail」に届きます。**重要な情報はすべて大学 Gmail に送信されるので、大学 Gmail を見落としたために不利益を被ったとしても、後から取り返すことはできません。日頃から大学 Gmail を確認する習慣をつけましょう。**

◆一橋大学全学一斉通知メールの配信について

次に挙げるような緊急かつ重要な事項について、大学 Gmail (学籍番号@g.hit-u.ac.jp) 宛てに一斉通知メールを配信します。重要な情報を見逃すことのないよう、適宜大学 Gmail を確認してください。

- ・災害等の非常時における連絡
- ・本学の情報通信機能の障害等に関する連絡
- ・本学が主催する行事等の案内
- ・その他必要な連絡

一斉通知メールの発信アドレス及び件名は次のとおりです。

○発信アドレス : zengaku@dm.hit-u.ac.jp

※受信した際の表示は「一橋大学全学一斉通知」となります。

○件名 : 一橋大学全学一斉通知【件名】

この発信アドレスに対して、スパム扱いの設定をしないようにしてください。

この発信アドレスに返信をしないようにお願いします。

また、Gmail から普段各自が利用しているメールアドレスに転送をすることも可能です。転送方法は以下のとおりです。

<自動転送の設定方法>

- ① Gmail ページ上部にある歯車のアイコンをクリックし、[設定] を選択します。
- ② [メール転送と POP/IMAP] タブをクリックします。
- ③ [転送] セクションで最初のプルダウンメニューから [転送先アドレスを追加] を選択します。
- ④ メール転送先のメールアドレスを入力します。
- ⑤ セキュリティ保護のため、Google からそのメールアドレスに確認メールを送信します。
- ⑥ 転送先のメールアドレスを開いて Gmail チームからの確認メールをご確認ください。
- ⑦ そのメールに記載されている確認リンクをクリックします。
- ⑧ Gmail アカウントに戻って [受信メールを次のアドレスに転送] オプションを選択し、プルダウンメニューから転送先アドレスを選択します。
- ⑨ プルダウンメニューでメールに対する操作を選択します。
メールのコピーを受信トレイに保存したり、[すべてのメール] や [ゴミ箱] に自動的に移動するよう設定できます。
- ⑩ [変更を保存] をクリックします。

フィルタを作成して、特定の条件に一致するメールを転送することもできます。他のアドレスに転送するフィルタは 20 個まで作成できます。フィルタによる転送を最大限に利用するには、同じアドレス宛のフィルタを組み合わせます。

<自動転送の停止方法>

- ① Gmail ページ上部にある歯車のアイコンをクリックし、[設定] を選択します。
- ② [メール転送と POP/IMAP] タブをクリックします。
- ③ [転送] セクションで [転送を無効にする] ラジオボタンをオンにします。
- ④ [転送] セクションで最初のプルダウンメニューをクリックし、フィルタで作成された転送を確認します。

◆車両の構内乗り入れについて

国立キャンパス・小平国際キャンパスともに原則として車両の入構はできません。ただし、次の項に該当する場合は入構が認められる場合があります。事前に学生支援課窓口 (①②：学生サービス係、③：学生生活係) に申請し許可を受けてください。

- ① 重度の身体障害者の車両
- ② 公共の交通機関による通学時間が片道 2 時間を超え、かつ車両を使用しなければ著しく通学が困難である者で、大学が必要と認めた者の車両
- ③ 荷物等の搬出入のため、臨時に入構することが必要な車両

◆授業時間と事務窓口時間について

授業時間

*本学の授業は、105分を1時限とします。

時 限	時 刻
第 1 時 限	8 : 4 5 ~ 1 0 : 3 0
第 2 時 限	1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 3 0
第 3 時 限	1 3 : 1 5 ~ 1 5 : 0 0
第 4 時 限	1 5 : 1 5 ~ 1 7 : 0 0
第 5 時 限	1 7 : 1 0 ~ 1 8 : 5 5

事務窓口時間

*土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除きます。

担 当 課	受付時間
教務課・学生支援課	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
(授業料・寄宿料納入窓口) 経 理 調 達 課 (法人本部棟2階)	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0

※臨時に窓口を閉める場合は、別途掲示等でお知らせします。

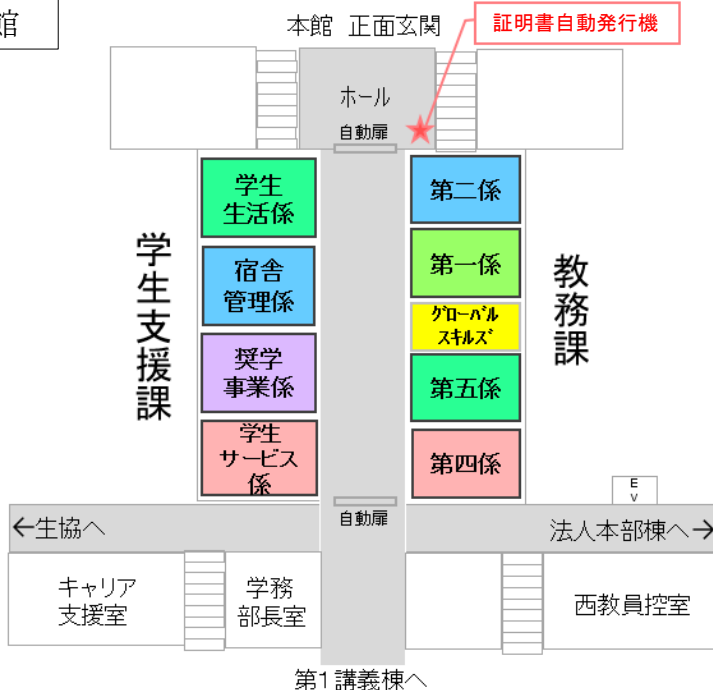
※祝日授業日は窓口が休業している場合があるので、ご注意ください。

【1】窓口案内

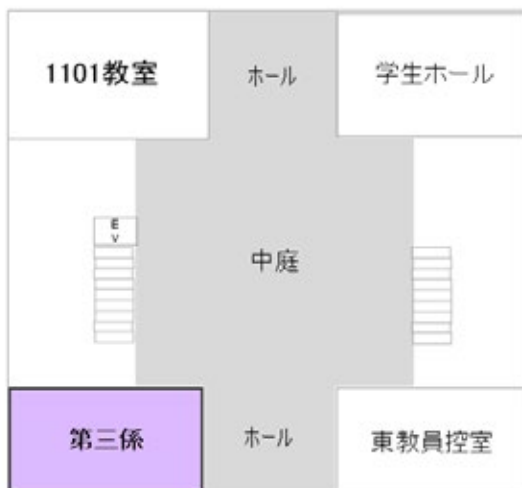
教務課・学生支援課

	担当窓口	業務内容	連絡先	業務時間
教務課	教務第一係	学部生の授業に関すること (履修、時間割、休講、教室変更)	042-580-8112	月～金 (休日を除く) 8 : 30 } 17 : 15
	教務第二係	証明書、学籍、学生証、国内単位 互換、聴講生、ビザ更新	042-580-8114	
	教務第三係	森有礼高等教育国際流動化機構 全学共通教育科目 TA・技術補佐員 如水ゼミ・社会実践論 国際教育交流センターチューター	042-580-8996	
	教務第四係	国費留学生	042-580-8163	
		交流学生	042-580-8162	
	教務第五係	海外留学、単位互換	042-580-8764	
		交流学生奨学金	042-580-8161	
Global Skills Team (グローバル スキルsteam)	海外語学研修 (英語) サマースクール等留学制度 UPENN 国内英語研修	042-580-8175		
学生支援課	学生サービス係	学生保険、アルバイト	042-580-8138	
	学生生活係	課外活動、落とし物 施設貸出、物品貸出	042-580-8116	
	宿舍管理係	学生寮、ゲストハウス	042-580-8141	
	奨学事業係	授業料免除 奨学金 私費外国人留学生奨学金	042-580-8117 042-580-8139 042-580-8922	

本館



東1号館



学生相談室

場 所：西キャンパス第2講義棟1階西側

開室時間：月～金曜日（休日を除く） 10：00～17：00

T E L：042-580-8147

E-mail：imakoko.g@dm.hit-u.ac.jp

U R L：<http://www.hit-u.ac.jp/soudan/counseling/>

◆学生生活関係、対人関係等どんなことでも相談できます

- ・学生生活における不安や心配、意欲について
- ・進級、進学、就職、卒業、将来の進路選択について
- ・人間関係について
- ・自分自身の性格について
- ・自己理解についてなど



保健センター

場 所：西キャンパスインテリジェントホール隣

開室時間：月～金曜日（休日を除く） 8：30～17：00

T E L：042-580-8172

F A X：042-580-8170

E-mail：hokesen@dm.hit-u.ac.jp（相談予約専用アドレス）

U R L：<http://www.hit-u.ac.jp/hoken/index.html>

◆心とからだの健康に関すること



ハラスメント相談室

場 所：西キャンパス第1講義棟1階東側

開室時間：火・水・金曜日（休日を除く） 10：00～12：00、13：00～16：00

T E L：042-580-8148

E-mail：harassment.g@dm.hit-u.ac.jp

U R L：<http://www.hit-u.ac.jp/harassment/index.html>

◆ハラスメント全般に関すること



キャリア支援室

場 所：西キャンパス本館1階西南側

開室時間：月～金曜日（休日を除く）

10：00～17：00（受付時間：10：00～16：30）

T E L：042-580-8146



F A X : 042-580-8134

E-mail : career-dom@dm.hit-u.ac.jp

U R L : http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/top.html

◆就職・進路に関すること

- ・進路選択や就職についての相談
- ・就職セミナー・ガイダンスの開催、求人など就職情報に関すること
- ・インターンシップに関すること

障害学生支援室

場 所 : 西キャンパス第2講義棟1階西側

開室時間 : 月～木曜日 (休日を除く)

10:00～12:00、13:00～17:00

※相談受付は16:30まで

T E L : 042-580-8927

E-mail : stu-ss.g@dm.hit-u.ac.jp

U R L : <http://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougai.shien.html>



◆障害のある学生への支援に関すること

留学生・海外留学相談室

場 所 : 東キャンパス国際研究館2階

開室時間 : 月～金曜日 (休講日を除く)

10:15～13:15、14:15～17:15

T E L : 042-580-8168

U R L : <http://international.hit-u.ac.jp/jp/cgee/advising/index.html>



◆留学生に関する相談

- ・留学生の修学、生活、心理に関すること
- ・チューター制度やランゲージ・コミュニティ (LC) などの国際交流について

◆学生の海外留学に関する相談

日本語添削室

場 所 : 東キャンパス国際研究館1階

開室時間 : 月～金曜日 (休講日を除く) 10:15～13:15、14:15～17:15

◆留学生の日本語執筆 (ライティング) に関する添削相談

- ・留学生が日本語で書いた文章を、大学院生のチューターが添削します
- ・添削相談を通して、留学生が自立した書き手になることを支援します

経理調達課（収入支出係）

場 所：法人本部棟 2階

受付時間：月～金曜（休日を除く） 10：00～12：00、13：00～15：00

T E L：042-580-8078

◆授業料・寄宿料納入に関すること

商学部・経営管理研究科事務室

場 所：法人本部棟 3階

受付時間：月～金曜日（休日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00

T E L：042-580-8183

経済学部・経済学研究科事務室

場 所：法人本部棟 3階

受付時間：月～金曜日（休日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00

T E L：042-580-8193

法学部・法学研究科事務室

場 所：法人本部棟 4階

受付時間：月～金曜日（休日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00

T E L：042-580-8204

法科大学院事務室

場 所：マーキュリータワー 3階

受付時間：月～金曜日（休日を除く） 8：30～12：00、13：00～17：15

T E L：042-580-9131

社会学部・社会学研究科事務室

場 所：法人本部棟 4階

受付時間：月～金曜日（休日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00

T E L：042-580-8214

言語社会研究科事務室

場 所：国際研究館 3階

受付時間：月～金曜日（休講日を除く） 8：30～12：00、13：00～17：15

T E L：042-580-9019

国際・公共政策大学院事務室

場 所：マーキュリータワー 3階

受付時間：月～金曜日（休日を除く） 8：30～12：00、13：00～17：15

T E L：042-580-9135

千代田キャンパス事務室

場 所：学術総合センター 5階

受付時間：月～金曜日（休日を除く） 10：00～18：30

T E L：03-4212-3004

国際交流プラザ

場 所：小平国際キャンパス 国際交流プラザ 1階

T E L：042-349-0039

◆国際学生宿舎一橋寮に関すること

景明館管理室

場 所：景明館 1階

T E L：042-577-6225

◆国際学生館景明館に関すること

守衛所の電話番号（緊急時）

西キャンパス（夜間・休日） 西守衛所 TEL：042-580-8018

東キャンパス（夜間・休日） 東守衛所 TEL：042-580-8019

小平国際キャンパス 守衛所 TEL：042-345-8100

消費生活協同組合（一橋大学生協）

西プラザ 2階（本部） TEL：042-572-7818

西プラザ西ショップ TEL：042-575-4184

東プラザ東ショップ TEL：042-577-5537

U R L：<http://www.univcoop.jp/hit-u/>



一般社団法人如水会（同窓会）

場 所：東京都千代田区一ツ橋 2-1-1

T E L：03-3262-0111

U R L：<http://www.josuikai.net/>



【2】奨学金制度

※外国人留学生対象の奨学金は以下とは取扱いが異なりますので、希望する学生は必ず「外国人留学生ハンドブック」を参照してください。

本学で扱っている奨学金には、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、民間奨学団体及び地方公共団体の奨学金があります。

奨学金には、返還義務のある「貸与」と返還義務のない「給付」とがあり、申請資格・支援内容は様々ですので、ご自分に合ったものを探してみてください。

申請期間が3～5月（特に4月下旬まで）に集中していますので、希望者はそれぞれの申請期限を確認のうえ、早めに準備してください。詳細は大学 Web サイト内でお知らせします。

1. 日本学生支援機構の貸与型奨学金

日本学生支援機構の貸与型奨学金は、国が行う奨学金事業です。経済的理由で修学が困難な優れた学生が安心して学べるよう、学資を「貸与」する制度であり、全国で多くの学生が活用しています。

無利子の「第一種奨学金」と有利子の「第二種奨学金」の2種類があります。

奨学生の採用は、在学学校で申込む「在学採用」、入学前に申込む「予約採用」等があり、学生本人が申込みを行います。

本人の申込みが日本学生支援機構の定める経済状況や学業成績等の推薦基準を満たしている場合に、奨学生として採用されます。

採用されると原則標準修業年限まで「貸与」を受けることができますが、毎年1回行われる「適格認定」において、経済状況や学業成績等から奨学生として適格でないと判断された場合には、奨学生資格を失う等の処置を受ける場合があります。

奨学金を希望する方は、奨学金の種類、申込条件、返還方法を充分考慮のうえ申し込んで下さい。

(1) 奨学生の募集

■申込資格

家計基準等、日本学生支援機構の定める基準に該当する、経済的理由により修業に困難があると認められる方。

外国籍の方は、在留資格が「留学」の場合は申込資格がありません。その他の在留資格については、奨学金案内をご確認ください。

■奨学金の種類

・学部生〈貸与月額〉

種別	通学形態	貸与月額
第一種	自宅通学	20,000円、30,000円、45,000円
	自宅外通学	20,000円、30,000円、40,000円、51,000円
第二種		20,000円～120,000円（10,000円単位）

・大学院生〈貸与月額〉

課程	種別	貸与月額
修士課程 (専門職学位 課程含む)	第一種	50,000円、88,000円
	第二種	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円 ※法科大学院は190,000円、220,000円も可
博士(後期) 課程	第一種	80,000円、122,000円
	第二種	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円

■採用の種類

・在学採用

学部・大学院に在学している方を対象に、毎年春に募集します。入学後すぐに募集しますので、申請書類、期間等は大学 Web サイトをご確認ください。

・予約採用

採用候補者として決定された方が、入学後に「進学届」を提出することで採用されます。

・緊急・応急採用

家計の急変、風水害等の災害等により、緊急に奨学金の貸与が必要となった学生を対象とする制度です。詳細は学生支援課奨学事業係までお問い合わせください。

(2) 貸与終了時の手続き

■貸与終了時の手続き

貸与終了(満期、辞退、退学等)に伴い、返還確認票、返還のてびき等を学生支援課奨学事業係窓口で受け取り、所定の期日までに金融機関にて振替口座(リレー口座)加入の手続きを行ったうえで、加入申込書(預貯金者控)のコピーを提出してください。

■在学による返還猶予

貸与終了(満期、辞退等)後も学部・大学院に在学する場合、スカラネット・パーソナルで「在学猶予願」を入力することにより返還が猶予されます。留年や休学などにより最短修業年限を超える場合は1年ごとに「在学猶予願」の入力が必要です。

手続きをしない場合、在学中でも奨学金の返還が開始されますので、返還の猶予を希望する場合は必ず手続きをしてください。

■特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生が、当該課程において特に優れた業績を挙げたと認められた場合に、奨学金の全部または一部の返還が免除される制度があります。

返還免除の申請は奨学金の貸与終了年度にのみ行えます。申請の期間や申請方法の詳細は大学 Web サイトでお知らせします。

2. 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料免除）

日本学生支援機構は、意欲と能力のある若者が経済的理由により修学の継続を断念することのないよう、学部学生を対象として給付型奨学金の給付を行っており、奨学生に対しては授業料免除も行われます。

本人の申込みが日本学生支援機構の定める経済状況や学業成績等の推薦基準を満たしている場合に、奨学生として採用されます。

採用されると原則標準修業年限まで「奨学金給付」及び「授業料免除」を受けることができますが、毎年1回行われる「適格認定」において、経済状況や学業成績等から奨学生として適格でないと判断された場合には、奨学生資格を失う等の処置を受ける場合があります。

(1) 奨学生の募集

■申込資格

家計基準等、日本学生支援機構の定める基準に該当する、経済的理由により修業に困難があると認められる方。

外国籍の方は、在留資格が「留学」の場合は申込資格がありません。その他の在留資格については、申込時に配布される奨学金案内をご確認ください。

■支援内容

世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）に応じて、下表のとおり支援を受けることができます。

区分※	授業料減免	給付型奨学金（月額）	
		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	全額免除	29,200円	66,700円
第Ⅱ区分	2/3免除	19,500円	44,500円
第Ⅲ区分	1/3免除	9,800円	22,300円

※区分については募集時に配布される「奨学金案内」でご確認ください。

■採用の種類

・在学採用

学部¹に在学している方を対象に、毎年春と秋に募集します。入学後すぐに募集しますので、申請書類、期間等は大学 Web サイトをご確認ください。

・予約採用

採用候補者として決定された方が、入学後に「進学届」を提出することで採用されます。

3. 学内奨学金及び民間奨学団体・地方公共団体の奨学金

日本学生支援機構以外にも学内奨学金及び民間奨学団体・地方公共団体の奨学金があり、年間約 200 人が受給しています。奨学金の給付・貸与の別、金額や採用基準等は団体によって異なります。

(1) 募集について

民間奨学団体や地方公共団体の奨学生の募集は、大学を通して行われるものと各奨学団体により直接行われるものがあります。希望者は大学 Web サイトで募集中の奨学金一覧（随時更新）を確認し、それぞれの期日までに以下の手続きをしてください。募集が 3～5 月（特に 4 月下旬まで）に集中していますので、希望者はそれぞれの申請期限を確認のうえ、早めに準備してください。

①直接応募

「応募方法」欄に「直接応募」とあるものは、大学を通さず、学生が直接奨学団体等に応募するものです。応募書類等は奨学団体 Web サイト等から入手してください。

②大学推薦（学内選考なし）

「応募方法」欄に「大学推薦（学内選考なし）」とあるものは、応募書類等を奨学団体 Web サイト等から入手し、申請資格を確認のうえ学生支援課が定めた期日までに学生支援課奨学事業係窓口まで提出してください。

③大学推薦（学内選考あり）

「応募方法」欄に「大学推薦（学内選考あり）」とあるものは、申請資格を確認のうえ本学指定の「学内選考用奨学金申請書」（大学 Web サイトからダウンロード）に必要な書類を添えて学生支援課が定めた期日までに学生支援課奨学事業係窓口まで提出してください。奨学団体等の採用基準に基づき家計・学業成績等により学内選考を行い、大学から推薦する学生を決定します。推薦が決まった学生には、あらためて奨学団体等が求める応募書類を提出していただきます。

(2) 奨学生に採用されてから

- ①奨学団体によっては近況報告・レポート提出等が必要な場合があります。団体からの連絡等に対しては迅速かつ誠実に対応することを心がけてください。
- ②奨学団体によっては式典・交流会等行事への出席を求められる場合があります。そのような場合は他のことに優先して積極的に出席するようにしてください。
- ③成績不良、本学や奨学団体の規則に違反する、あるいは団体に求められていることを果たさないなど、奨学生として相応しくないと判断された場合は奨学金の給付が停止されたり、奨学生の資格を失ったりすることがあります。
- ④休学・留学等学籍の異動がある場合や住所変更・連絡先変更等がある場合は、速やかに奨学団体に届け出てください。

■奨学金制度・高等教育の修学支援新制度

URL : <http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/financial.html>



又は、大学 Web サイトから

→ を選択

問合せ先：学生支援課奨学事業係

stu-kz.g@dm.hit-u.ac.jp (奨学金・高等教育の修学支援新制度)

stu-kz.g2@dm.hit-u.ac.jp (私費外国人留学生向け奨学金)

【3】授業料免除・徴収猶予（延納・分納）

経済的理由等により、授業料等の納入が困難であり、学業優秀と認められる者は、授業料が免除または徴収猶予される制度があります（一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則（p73～76）参照）。

ただし、2020年度以降入学の学部学生の授業料免除については、原則「高等教育の修学支援新制度」（p21～22）により行いますので、そちらを参照してください。

1. 授業料免除

授業料免除の許可者は、納入すべき半期分授業料の全額または半額が免除されます。

（1）授業料免除の対象者

- ①経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀な者
- ②授業料の各期の納期前6ヶ月以内（新入学者の入学した期分においては、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡したこと、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納入が著しく困難である者
- ③上記②に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

（2）申請書類

- ①授業料免除願（所定用紙）
- ②学資負担者が死亡した場合は、それを証明する書類
- ③風水害等の災害を受けた場合は、罹災証明書及び被害額証明書
- ④所得証明書及びその他の必要書類

※大学Webサイトに、授業料免除申請に必要な証明書類等の情報を掲載していますので、参照してください。

（3）申請要領配付期間

下記期間中に、学生支援課奨学事業係窓口、千代田キャンパス事務室にて交付を受けるか、大学Webサイトからダウンロードしてください。

前期：3月上旬～4月下旬
後期：8月下旬～10月上旬

(4) 申請受付期間

下記期間中に、申請書類一式を学生支援課奨学事業係窓口（千代田キャンパス在学
生は千代田キャンパス事務室）へ提出してください。

前期：4月下旬 後期：9月下旬～10月上旬

(5) 結果発表

前期分は7月末頃、後期分は12月末頃、郵送にて通知予定です。

2. 授業料徴収猶予（延納・分納）

延納：授業料延納の許可者は、授業料の納入が約4ヶ月間猶予されます。

分納：授業料分納の許可者は、月割分納額を授業料半期分の6分の1に相当する額
とし、納入期限を毎月の月末までとします。

(1) 授業料徴収猶予の対象者

- ①経済的理由により納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀な者
- ②学資負担者が死亡したこと、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより納入期限までに授業料の納入が困難である者
- ③その他やむを得ない事情がある者

(2) 申請書類

- ①授業料徴収猶予願（所定用紙）
- ②主たる家計支持者の所得を証明する書類

(3) 申請用紙配付期間

下記期間中に、学生支援課奨学事業係窓口、千代田キャンパス事務室にて交付を受けるか、大学Webサイトからダウンロードしてください。

前期：3月上旬～4月下旬 後期：8月下旬～10月上旬

(4) 申請受付期間

下記期間中に、申請書類一式を学生支援課奨学事業係窓口（千代田キャンパス在学
生は千代田キャンパス事務室）へ提出してください。

前期：4月下旬 後期：9月下旬～10月上旬

(5) 結果発表

前期分は5月末頃、後期分は10月末頃、郵送にて通知予定です。

○授業料免除及び徴収猶予に関する注意事項

- ・申請者は、申請の結果発表があるまで授業料の徴収を猶予されるので、発表があるまでは授業料は納入しないでください（一旦納入された授業料は、返還できません）。
- ・申請しても不許可となることもあるので、授業料納入の準備は事前に行っておいてください。
- ・免除の不許可者及び半額免除者は、結果発表から14日以内の指定された日までに所定の授業料を納入してください。結果発表後の徴収猶予等の取扱いはありません。
- ・申請者は、調書の記入漏れ・添付書類の不備がないようにして、必ず受付期間内に申請してください。特に、一時帰国や海外調査等で長期不在となる場合は、早めに書類を入手して準備しておいてください。受付期間後の申請は、一切認めません。
- ・必要な証明書等が未提出の場合は、審査の対象とはなりません。
- ・授業料滞納者は、特別な理由がない限り免除・徴収猶予の対象とはなりません。したがって、滞納者は申請前に必ず納入してください。
- ・証明書が期限に間に合わない場合、その他不明な点については、受付期間前または期間内に学生支援課奨学事業係窓口へ相談してください。

授業料免除・徴収猶予関係の最新情報については、学生支援課掲示板及び大学 Web サイトでお知らせしますので、定期的に確認するようにしてください。

■授業料免除・徴収猶予

URL : <http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/top.html>

または、大学 Web サイトから

[在学生の方へ](#) → [授業料](#) → [授業料免除・徴収猶予](#)
を選択



【4】学生表彰制度

学生の学業等の成果を評価し、意欲を高めることを目的に、平成19年度に「一橋大学学生表彰制度」を創設しました（関係規則 p77～82）。

（1）学生表彰について

表彰の対象となる学生は次のとおりです。

- ① 本学における学業において、特に優秀な成績を修め、かつ、人物的に優れた者（以下の各号において、個人の場合について同様とする。）として認められる個人→学部生については、「学業優秀学生奨学金制度」があります。（下記（2）参照）
- ② 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる個人又は団体
- ③ 課外活動において、特に優秀な成績を修め、本学の名誉を高めたと認められる個人若しくは団体、又は課外活動を支援し、課外活動の充実と振興に著しい貢献をしたと認められる個人若しくは団体
- ④ 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められる個人又は団体
- ⑤ 雑誌「一橋」原稿募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体
- ⑥ 内藤章記念賞論文募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体
- ⑦ その他各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる個人又は団体

※学生表彰の詳細については「一橋大学学生表彰細則」（p79～82）を参照してください。

（2）学業優秀学生奨学金について

【在学生】

- ① 学生表彰の対象のうち、学業において特に優秀な成績を修めた学部生に対して奨学金を授与します。
- ② 前年度1年間の成績により候補者を決定します。
- ③ 対象学生は各学部2～4年次各学年1名、合計12名とします。
- ④ 奨学金は、月額8万円を12ヶ月分（年額96万円）給付します。
- ⑤ この奨学金は、本学の授業料減免制度や他の奨学金との併給を認めます。ただし、他の給付型奨学金を受給している場合は給付額を調整する場合があります。また、国費外国人留学生については奨学金に代えて記念品を授与します。

【卒業年次生】

- ① 1～4年次までの全ての成績により候補者を決定します。
- ② 対象学生数は各学部1名、合計4名とします。
- ③ 30万円程度の記念品を授与します。

(3) 課外活動表彰について

- ① 課外活動において特に優秀な成績を修め、本学の名誉を高めたと認められる個人若しくは団体が表彰の対象となります。
- ② 表彰される個人又は団体に対して3万円程度の記念品を授与します。
- ③ 学生表彰候補者推薦書に所定の事項を記入のうえ、学生支援課学生生活係窓口に提出してください。
※推薦書の様式は学生支援課にありますので、お問い合わせください。

■ 学生表彰制度

URL : <http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/gakuseihyoushou.html>

または、大学Webサイトから

[在学生の方へ](#) → [キャンパスライフ](#) → [学生表彰制度](#) を選択

問合せ先：

< 学業優秀学生奨学金 >

学生支援課奨学事業係 : stu-kz.g@dm.hit-u.ac.jp

< 課外活動表彰 >

学生支援課学生生活係 : stu-kg.g@dm.hit-u.ac.jp



【5】一時金貸付制度（学生金庫）

一時金貸付制度（学生金庫）資金は、昭和31年10月に父母・先輩の寄付金等によりできたもので、学部生及び大学院生は不時に学資金・生活費その他必要が生じた場合に貸付を受けることができます。

（1）貸付について

貸付金額は1人につき30,000円を限度とします（無利子）。貸付期間は原則として2ヶ月です。この貸付金は今後の貸付に充当されるものなので、必ず期間内に返済しなければなりません。

（2）申請方法

貸付申請書（大学Webサイトからダウンロード可）に必要事項を記入し、クラス顧問教員または指導教員の署名捺印を得て学生支援課奨学事業係窓口申請してください。受付後数日中に審査のうえ貸付の可否を決定し、連絡します。貸付金の受取時には借用書への署名捺印と別途印紙税が必要です。

（3）返済方法

学生支援課奨学事業係窓口現金を持参してください。引き換えに貸付時にお預かりした借用書をお返しします。必ず貸付期間内に一括で返済してください。

■一時金貸付制度（学生金庫）

URL：<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/gakuseikinko.html>

または、大学Webサイトから

[在学生の方へ](#) → [経済支援](#) → [一時金貸付制度](#) を選択

問合せ先：学生支援課奨学事業係

stu-kz.g@dm.hit-u.ac.jp



【6】国際学生宿舎・国際学生館景明館

国際学生宿舎

本学の厚生施設として、外国人留学生と日本人学生の相互理解、相互交流のための居住空間及び学習環境の提供を目的に次の学生宿舎が設置されています。

(1) 建物の概要

国際学生宿舎は、一橋寮、中和寮及び国際交流会館留学生宿舎（以下「国際交流会館」という）から構成され、それぞれの建物の概要は下表のとおりです。

名称[住所]	棟	構造	階	室数 (うち障がい者用)
一橋寮 ^{※1, 2} [小平市学園西町1-29-1]	A棟(单身室)	鉄筋	9階建て	324(2)
	B棟(单身室)		9階建て	166
	C棟(单身室)		5階建て	40
	E棟(单身室)		6階建て	72
	N・S棟(单身室)		4階建て	141
	D棟(家族室)		8階建て	22
	D棟(夫婦室)			20
国際交流会館 ^{※3} [国立市中2-1] (国立西キャンパス内)	A棟(单身室)	鉄筋	4階建て	63
	B棟(家族室)			10
	B棟(夫婦室)			6
中和寮 ^{※4} [国立市東3-7-1]	A棟(单身室)	鉄筋	4階建て	36
	B棟(单身室)			44
	C棟(单身室)			13(1)
	D棟(单身室)			44
	E棟(单身室)			10

※1. 学部の新入生は、原則として一橋寮への入居となります。

※2. 一橋寮には、本学に在学する学生のほか、多摩地区3国立大学法人（東京学芸大学、東京農工大学、電気通信大学）の学生が居住しています。

※3. 国際交流会館は、原則として外国人留学生の大学院生のみが入居できます。

※4. 中和寮は、原則として大学院生のみが入居できます。

(2) 寄宿料等の料金について※2、※3

名称	居室区分	寄宿料 /月	共益費 /月	自治会費 /月	退去時 清掃費※1
一橋寮	单身室	24,000円	2,900円	2,000円	12,000円
	家族室	64,000円			
	夫婦室	49,000円			
国際交流会館	单身室 (シャワー共用タイプ)	28,000円	5,200円	2,000円	10,000円
	单身室 (シャワー個室タイプ)	33,000円	3,800円		10,000円
	家族室	74,000円	3,200円		30,000円
	夫婦室	58,000円	2,900円		
中和寮	单身室	5,900円	2,900円	400円	12,000円

※1. 退去時清掃費は、入居月のみ請求されます。

※2. 上記経費のほか別に別途光熱水費がかかります。

※3. 上記経費については、諸経費の見直し及び公共料金等の改定により変動することがあります。また、入居後に改修が行われる場合等に、それに伴う居室移動並びに寄宿料等の値上げが行われることがあります。

(3) 設備等（一橋寮A棟の例）

①共用タイプの居室（6室で1ユニット）

個室 (10㎡)	ベッド、机、椅子、本棚、AVラック、ワードローブ、冷蔵庫、エアコン、内線電話
共用部	玄関、廊下、補食・談話室、キッチン（電子レンジ、IHコンロ、冷蔵庫有り）、トイレ、物入、下足入、洗濯室、脱衣・洗面・シャワー室

②個室タイプの居室（6～8室で1ブロック）

個室 (15㎡)	トイレ、洗面台、下足入、吊戸棚、ベッド、机、椅子、本棚、AVラック、ワードローブ、冷蔵庫、エアコン、内線電話
共用部	補食・談話室、キッチン（電子レンジ、IHコンロ、冷蔵庫有り）、洗面・洗濯室、脱衣・シャワー室

※一橋寮、国際交流会館及び中和寮の詳細は、下記 Web サイトをご確認ください。

一橋寮：<http://international.hit-u.ac.jp/jp/curr/accom/kodaira/index.html>

国際交流会館：<http://international.hit-u.ac.jp/jp/curr/accom/kunitachi/index.html>

中和寮：http://international.hit-u.ac.jp/jp/curr/accom/chuwa_ryo/pdf/chuwaroyo_summary.pdf

一橋寮



国際交流会館



中和寮



(4) 入居者募集について

入居者募集情報は学生支援課宿舎管理係窓口及び大学 Web サイトでお知らせします。

国際学生館景明館

大学院生等に良好な居住及び勉学環境を提供するとともに、入居者の利便性と流動性を高め、本学の国際化の推進に資することを目的として設置されています。

(1) 居室及び使用料等について

居室タイプ	居室面積	構造・階	室数	使用料/月	共益費/月	入居費
居室 A	20.43 m ²	鉄筋・ 3階建て	51	49,000 円	6,000 円	30,000 円
居室 B	27.61 m ²		4	60,000 円		
バリアフリー室			2	49,000 円		

※上記経費は、諸経費の見直し及び公共料金等の改定により変動することがあります。

(2) 設備等

居室 A、B・・・机、ワゴン、椅子、本棚、ベッド（マットレス、収納引き出し付）、冷蔵庫、電子オープンレンジ、収納ボックス（クローゼットチェスト）、シューズラック、Zライト、傘立て、カーテン

バリアフリー室・・・机、ワゴン、椅子、本棚、ベッド（身障者用）、冷蔵庫、電子オープンレンジ、洋服ダンス、シューズラック、洗濯乾燥機、Zライト、傘立て、カーテン

(3) 入居者募集について

入居者募集情報は学生支援課宿舎管理係窓口及び大学 Web サイトでお知らせします。

【7】アルバイト

学生アルバイトのうち、家庭教師、学内アルバイト、公共団体等のアルバイトについては、学生支援課屋外掲示板（西キャンパス本館西側）で求人情報を紹介しています。

また、学習サポーターや障害者のアシスタントなどの情報は、学生支援課学生サービス係横の屋内掲示板（西キャンパス本館内）で紹介しています。

その他塾講師、企業の臨時事務員などの学生アルバイト情報については、一般財団法人学生サポートセンター（平成15年3月26日文科科学省認可）が指導する株式会社学生情報センター（令和元年11月ナジック・アイ・サポート吸収合併）に紹介業務を委託しています。アルバイトの申込手順は次のとおりです。

（1）家庭教師の求人情報（掲示板）

- ①学生支援課屋外掲示板（西キャンパス本館西側）で、家庭教師の求人情報を確認する
- ②希望する求人情報の求人番号をメモし、学生支援課学生サービス係窓口申し出る
- ③窓口で開示する求人情報（家庭教師先の住所など）の詳細を確認する
- ④面接に臨みたい場合は家庭教師求職票に記入し登録をする（同年度内であれば2回目からは記入不要）
- ⑤大学からの紹介状を受け取る
- ⑥求人先のご家庭に直接連絡をとり、面接の日時を決める
- ⑦求人先のご家庭で面接を受け、具体的な勤務条件や生徒との相性等を確認する
- ⑧採用・不採用の結果を待つ
- ⑨採用・不採用の結果を学生支援課学生サービス係へ連絡する

※家庭教師を紹介して採否結果が届くまでは、求人票の掲示を取り下げているため、他の学生を紹介していません。紹介を受けたら、速やかに求人先のご家庭に連絡を取ってください。紹介を受けたが応募をしないことにした場合、または電話の時点で条件等が合わず面接に至らなかった場合は、必ず学生支援課学生サービス係にその旨を連絡してください。

※学部1年生は学業をまず優先してもらうため、夏学期の試験終了日までは家庭教師のアルバイトの申し込みはできません。ご注意ください。

<報酬の目安>

※各家庭により異なります。

対象	時給	週1回(2時間)	週2回(2時間)
小学生	2,375円	月19,000円	月38,000円
中学1・2年生	2,500円	月20,000円	月40,000円
中学3年生	2,750円	月22,000円	月44,000円
高校1・2年生	2,750円	月22,000円	月44,000円
高校3年生	2,875円	月23,000円	月46,000円

(2) 塾講師、会社の臨時事務員など家庭教師以外の求人情報 (Web サイト)

株式会社学生情報センターでは、学生アルバイト情報ネットワークを運営し、インターネットの Web サイトで学生向けアルバイト求人情報を 24 時間、365 日提供していますので、携帯電話やパソコン等からいつでもアクセスすることができます。

①Web サイトにて新規登録を行う (初回のみ)

URL : <https://www.aines.net/hit-u>

②ID とパスワードが発行される

③求人情報閲覧

④アルバイト申込

⑤採用・不採用の結果を待つ



【8】学生保険（学研災・学研賠・付帯学給）

※学生が安心して学生生活を送るためには、万一の事故に十分備えておくことが必要です（事故によっては被害者にもなり、加害者にもなります）。

本学では、学生が安心して学生生活を送るための最低限の備えとして、学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学生教育研究賠償責任保険（学研賠）への学部生・大学院生の全員加入を目指しています。

（1）学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）

本保険は、学生が教育研究活動中に不慮の事故によって被った傷害に対する全国的規模の統一救済制度です。国内外において、学生が、正課中・学校行事中・課外活動（クラブ活動）中・学校施設内にいる間の傷害事故や通学中の事故が補償されます。

< Aタイプ・通学特約付 >

保険の種類	正課中・ 学校行事中	学校施設内 にいる間	課外活動 (クラブ活動中)	通学中・学校施設等 相互間の移動中
死亡保険金	2,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
後遺障害 保険金	程度に応じて 120万円～ 3,000万円	程度に応じて 60万円～ 1,500万円	程度に応じて 60万円～ 1,500万円	程度に応じて 60万円～ 1,500万円
医療保険金	治療日数 <u>1日以上</u> 3,000円～30万円	治療日数 <u>4日以上</u> 6,000円～30万円	治療日数 <u>14日以上</u> 3万円～30万円	治療日数 <u>4日以上</u> 6,000円～30万円
入院加算金 (180日を限度)	1日につき4,000円			

（2）学研災付帯賠償責任保険（略称：学研賠）

本保険は、学研災に付帯する賠償責任保険です。国内外において、学生が、正課中・学校行事中・課外活動中（大学から承認を受けて行うインターシップやボランティア活動を含む）及びその往復途中で、他人にケガをさせ、また他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。上記の学研災に加入していることが加入の条件となります。

< Aコース：学生教育研究賠償責任保険 >

対人賠償と対物賠償 合わせて1事故につき1億円限度（免責金額0円）

◆保険料（学研災・学研賠）

学 部 大学院	学部・大学院（昼間部）				大学院（夜間部）		法科大学院	
	1年	2年	3年	4年	2年	3年	2年	3年
保険期間								
学研災	1,000円	1,750円	2,600円	3,300円	750円	1,100円	1,750円	2,600円
学研賠	340円	680円	1,020円	1,360円	680円	1,020円		
法科賠							3,280円	4,920円
合 計	1,340円	2,430円	3,620円	4,660円	1,430円	2,120円	5,030円	7,520円

※退学（1～3年次）や休学（1年以上）をする場合は、その期間分の保険料を返還できますので、学生支援課学生サービス係窓口申し出てください。

◆加入手続き（学研災・学研賠）

学研災・学研賠の加入案内は、入学手続き書類に入っていますが、学生支援課学生サービス係窓口でも配布しています。窓口で「加入者のしおり」と「払込取扱票」を受け取り、郵便局より保険料（卒業予定年度分まで）を払い込んでください（別途、払込手数料がかかります）。払込日翌日午前0時から保険の補償が開始されます。

進学（学部生から修士課程、修士課程から博士後期課程）する場合は、改めて学研災・学研賠への加入が必要です。

◆加入証明書の発行（学研災・学研賠）

学研災・学研賠の保険証券（加入証）は発行されません。加入手続後は「加入者のしおり」を卒業時まで大切に保管してください。

また、インターンシップ等で学研賠の加入証明書の発行が必要な場合には、学生支援課学生サービス係窓口にて、学生証提示のうえ、「保険加入証明書交付願」に記入してください。加入証明書の発行は申請日の翌日から最大7日程度かかります。当日発行はできませんので、必ず余裕をもって申請してください。

※個人でインターンシップに参加する場合は、「インターンシップ実習届」をキャリア支援室へ必ず提出してください。実習届の提出がない場合には、保険加入証明書が発行されていても、学研災及び学研賠が適用されませんのでご注意ください。

◆保険金請求手続き（学研災・学研賠）

事故があった場合は、下記の手順にしたがって、請求の手続を行ってください。

- ①学生支援課学生サービス係窓口で保険加入の確認と事故の報告を行い、保険金請求書類を受け取ってください。
- ②東京海上日動火災保険へ速やかに事故報告をしてください。報告が遅れた場合には、保険金が減額されたり支払われないことがあります。

学研災：学生支援課学生サービス係に申し出たうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会（JEEES）のホームページ「【学生のみなさんへ】事故通知方法のご案内」をご参照ください。

➤URL：<http://www.jees.or.jp/gakkensai/inform.htm>



学研賠：東京海上日動損害サービス課（0120-868-066）に電話してください。

- ③治療終了後（学研賠は相手との示談成立後）、速やかに保険金請求書類に必要な事項を記入し、各種証明印を取り付けて、学生支援課学生サービス係窓口へ提出してください。
- ④提出された書類は、学生支援課にて加入証明をします。
- ⑤学生支援課にて加入証明後、保険金請求書類と保険会社送付用封筒をお渡しするので、切手を貼付して郵送してください。

※学研災の留意事項

- ・通学途中の事故は「通学中事故証明書」、学校施設等相互間の移動中の事故は「施設間移動中事故証明書」を併せて提出してください。
- ・支払保険金額が10万円以下のときは、医師の診断書は不要となりますので、「治療状況報告書」に必要な事項を記入し、診察券（写）または治療の領収書（写）を添付してください。

※学研賠の留意事項

- ・往復途中での事故は、「付帯賠償往復事故証明書」を併せて提出してください。
- ・示談に際しては、事前に東京海上日動損害サービス課と十分にご相談ください。

＜学研災・学研賠の窓口＞

学生支援課学生サービス係（国立西キャンパス本館1階）

T E L：042-580-8138

E-mail：stu-kk.g@dm.hit-u.ac.jp

(3) 学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）

本保険は、学研災に付帯する学生生活総合保険です。「学研災」があくまで教育活動
研究中のケガのみを補償するのに対し、「付帯学総」は私生活を含む 24 時間のケガや
病気、賠償事故などを補償するため、本学では付帯学総への加入を推奨しております。

◆保険料

卒業までの一括払いとなります。

詳細は、加入案内で確認するか、下記の担当窓口までお問い合わせください。

◆加入手続き（付帯学総）

加入案内は、入学手続書類に入っていますが、学生支援課学生サービス係窓口でも配
布しています。窓口で加入案内を受け取り（払込取扱票は加入案内に付いています）、
郵便局より保険料を払い込んでください（別途、払込手数料がかかります）。なお、
2020年4月1日より Web 加入（サイちゃんの学生保険サイト）が開始となります。 Web
加入ではコンビニ払い（別途、システム利用料がかかります）が可能となりますので、
適宜ご利用ください。払込（支払）日翌日から保険の補償が開始されます。 Web 加入
の詳細については、加入案内挟み込みチラシを参照ください。

◆加入者証（付帯学総）

付帯学総は加入者証が発行されますので、卒業時までなくさないよう大切に保管して
ください。

◆保険金請求手続き（付帯学総）

事故が発生した場合は、30 日以内に下記の担当窓口へ連絡してください。

※学研災・学研賠の保険金請求手続きと異なり、下記の窓口へ直接ご連絡ください。

（大学が窓口ではありませんのでご注意ください）

<付帯学総の窓口>

学生生活総合保険相談デスク

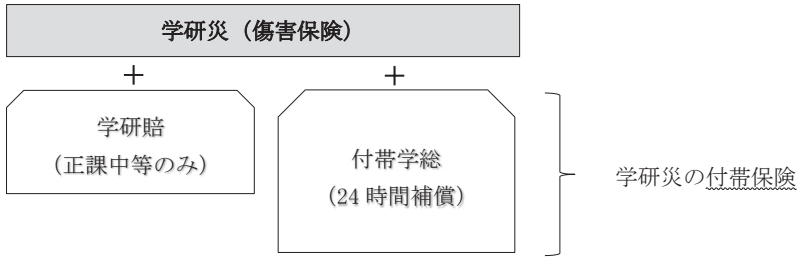
TEL：0120-811-806（土日祝日を除く 9 時 30 分～17 時）

URL：<https://www.web-tac.co.jp/service/univ/>

（引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部文教公務室）



(4) 学研災・学研賠・付帯学総のイメージ図



※学研賠、付帯学総への加入は、学研災に加入していることが条件です。

※学研災、学研賠、付帯学総は生協の保険とは異なりますので、ご注意ください。

【8】学生保険（生協）

学生総合共済・学生賠償責任保険・就学費用保障保険（一橋大学生協）

大学生協の「学生総合共済・学生賠償責任保険・就学費用保障保険」へのご加入・給付申請・各種相談等は、大学内にある一橋大学生協で受け付けています（下記参照）。

※一橋大学消費生活協同組合本部

URL : <https://www.univcoop.jp/hit-u/>



※大学生協の共済・保険は、前ページ記載の学研災等の保険とは異なり、一橋大学が直接関与しているものではありません。

〈学生生活を24時間総合的に支える共済と保険〉

■学生総合共済、学生賠償責任保険、就学費用保障保険の保障の概要は以下のとおりです。

ご入学の際にご卒業予定年まで保障期間が継続できる加入をおすすめしております。入学後の途中加入や、学部から大学院への進学の際などの継続につきましては、生協の窓口にご連絡ください。

*大学生協の学生組合員の方が加入できます。

*生協出資金は13,000円（26口）で、卒業時に全額返還します。

※保障概要

	正課中	日常生活中		
	ケガ	ケガ	病気	扶養者死亡
学生総合共済 （生命共済）	●※1	●※1	●	●
学生賠償責任保険	●※1	●※1		
就学費用保障保険				●

※1 生命共済は本人の病気・ケガ等の保障、学生賠償責任保険は他人への賠償事故の保障です。

※学研災や他の保険金が支払われた場合でも、生命共済の共済金は減額せずに支払われます。

※詳しい保障内容につきましては、以下をご参照ください。

<https://kyosai.univcoop.or.jp/guidance/>



学生総合共済(生命共済)

- ケガによる通院は、1日目から90日まで保障
- 入院は病気でもケガでも1日目から200日まで保障
- 重度後遺障がいを負って復学した場合の学業復帰支援臨時費用も保障
- 扶養者が亡くなられた場合の学業継続支援特約を充実

就学費用保障保険(総合生活保険)

引受保険会社(幹事):東京海上日動火災保険株式会社

- 扶養者が病気やケガで死亡、またはケガで重度後遺障がいを負ったのちに発生し、負担された学資費用を保障

学資費用の保障とは

- 大学に納付する授業料、実験・実習費など
- 大学からの指示に基づく教科書・教材などの購入費用 等

2018年7月作成 18-TC00664

学生賠償責任保険

引受保険会社(幹事):三井住友海上火災保険株式会社

- 正課中及び日常生活中における賠償事故に備えた保障
- 国内の賠償事故に対しては安心の示談交渉サービス付き
※名譽き損・プライバシー侵害事故等を除く

+

一人暮らし特約 ※「一人暮らし特約」のみの加入はできません

- 貸主に対する借家人賠償責任保障(示談交渉サービス付き)や、自分の家財に対する保障
- ケガや病気のために3日以上入院し、親族がかける時の費用等も保障(父母駆けつけ費用保障)

■学生総合共済

病気やケガ・事故で困っている学生を、学生どうしが互いにたすけあう制度で、全国で約72.2万人以上が加入しています。大学内の生協に共済相談窓口があり、授業の合間に給付の相談や手続きができます。また、事故や病気の予防活動も推進しています。

一橋大学生協では、昨年1年間で253件1,331万円の給付を行っています。

特にスポーツでのケガや自転車事故、急性虫垂炎などの消化器系の病気、肺気胸などの呼吸器系の病気の給付件数が顕著です。また、海外留学される方も多く、その場合は、国内だけではなく海外での病気も保障できる制度への加入をおすすめします。

※生協の学生総合共済(生命共済)・学生賠償責任保険は国内だけでなく海外も保障します

<生命共済>BF

国内外を問わず、授業中、実習中、サークル活動中、アルバイト中、インターンシップ中などにおける学生本人のケガによる通院・入院等を24時間365日保障します。

また、病気・ケガでの入院は日額10,000円で1日目から200日まで保障します。扶養者の万が一の際の保障等もあります。学研災や他の保険・共済から保険金や共済金が支払われた場合でも、生命共済の共済金は減額されません。加入者は、学生生活無料健康相談テレホン(24時間365日)も利用できます。

■学生賠償責任保険(19H)

授業中、実習中、自転車乗車中、サークル活動中、通学中などのほか、アルバイト中、インターンシップ中など、日常活動中における他人に対する賠償責任を、国内外を問わず24時間365日保障しています。また国内の事故には、示談交渉サービス付ですので、学生にとって安心です。他人に対する賠償責任事故保障は最高1事故2億円です。

■学生賠償責任保険一人暮らし特約（19HK）

学生賠償責任保険に付帯する特約でアパート・マンション・寮などでの火災・水もれなどによる借家人賠償責任保障、家財保障、そして盗難補償（家財・自転車・現金）、修理費用保障、父母駆けつけ費用保障から成ります。自宅から通学する方は加入できません。

■就学費用保障保険 19W

扶養者の方が病気やケガで死亡したり、ケガで重度後遺障害を負って学生本人が扶養者に扶養されなくなったりした場合の学資費用をサポートする保険です。大学授業料や教科書・教材等のほか、通学定期代・賃借料も対象です。

■もし、事故や病気になったら～給付申請のしかた

1. 生協（TEL：042-572-7818）または、大学生協共済・保険サポートダイヤル（TEL:0120-335-770）に連絡します。
 - ▶西プラザ2階生協本部に来ていただくか、電話でご連絡ください。状況を伺います。
2. 生協から必要な書類を受け取ります。
3. 必要な書類をそろえます（治療が終わってからで結構です）。
4. 生協に書類を提出します。
5. 大学生協共済連で審査し、共済金を給付します。

■学生生活 110 番

学生の皆様の様々な悩み・トラブルに対して、相談・各種機関の窓口紹介・緊急駆けつけサービスを24時間365日提供しています。ひとり暮らしの方はもちろん、自宅生の方でも、安心して楽しい学生生活を過ごせるよう、入学から卒業までサポートいたします。学生生活110番は、共済・保険とは別のサービスです。詳しくは以下をご覧ください。

<http://www.univcoop.or.jp/gakusei110/>



お問合せ窓口

一橋大学消費生活協同組合本部（国立西キャンパス西プラザ2階）

TEL：042-572-7818

URL:<https://www.univcoop.jp/hit-u/>



* 大学生協の「学生総合共済・学生賠償責任保険・就学費用保障保険」へのご加入・給付申請・各種相談等

* 大学生協の「学生生活 110 番」へのご加入・各種相談等

* インターンシップや実習に行かれる際の、保険加入証書の発行等

一橋大学生協

検索

【10】保健センター

保健センターは、西キャンパスにあり、皆さんの健康をサポートしています。利用したいときは直接窓口にお越しいただくか、電話（042-580-8172）またはメール（hokesen@dm.hit-u.ac.jp）でお問い合わせください。

（1）業務・利用できるサービス

- ① 定期健康診断（毎年1回）
- ② 定期健康診断を受診した場合、健康診断書の発行（就職・奨学金申請などに必要）
- ③ 応急処置・診察（初期治療）
- ④ 身体的及び精神的な問題に関する相談及びカウンセリング
- ⑤ 近隣の医療機関紹介
- ⑥ 検査（尿、聴力、心電図、アルコールパッチテスト）
- ⑦ 測定（身長・体重・体脂肪、血圧、視力、握力）
- ⑧ 休養

（2）開室時間：月曜日～金曜日（休日を除く）8：30～17：00

（3）診察・相談：月曜日～金曜日 9：00～12：00、13：00～17：00

- * 診察及びカウンセリングの予定は掲示板、ホームページで確認してください。
- * カウンセリング・精神科の診察は事前に予約が必要です。保健センター窓口または電話、メール（予約専用：hokesen@dm.hit-u.ac.jp）にて予約してください。
- * 大学行事や医師の都合により、休診になる場合があります。
- * 夏季休業などの長期休暇中の診察時間については、保健センターにお問い合わせください。
- * 保健師による健康相談も受け付けています。

（4）病気とケガにそなえて

- * 急な発病やケガに備え、健康保険証の携帯をお勧めします。
- * 一人暮らしの方は、体温計を常備しておきましょう。
- * 下表のような学校感染症と診断された場合、出席停止となります。来学せずに教務課に電話で連絡してください。

第1種	第2種	第3種
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

【11】障害学生支援

障害学生支援室は、障害のある学生の修学に関する相談に応じ、他の学生と平等な教育を受ける機会を提供するための支援調整を行う部門です。修学に関係する部署や教職員が、障害のある学生に対し、直接・間接の支援提供を行えるよう、学内外での連携・協働を行っています。

障害学生としての支援を希望される在学生の方、障害学生へのサポートをしたい方は、障害学生支援室までお問い合わせください。

なお、支援のご相談は予約制となっていますので、事前にメールまたは電話にて予約をお取りください。

場 所：西キャンパス 第2講義棟1階西側

開室日時：月曜日～木曜日（休祝日を除く）

10：00～12：00、13：00～17：00（相談受付は16：30まで）

電 話：042-580-8927

E-mail：stu-ss.g@dm.hit-u.ac.jp

U R L：http://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougaisien.html

大学Webサイトから

→ → を選択



■支援を受けることを希望される方へ

支援を希望する場合は、「一橋大学障害学生への支援に関する規則」（p124～126）を参照し、障害者手帳の写し又は本学指定の診断書（意見書）を添付のうえ、「障害学生特別措置申請書」を障害学生支援室に提出してください。

※様式は、大学Webサイトからダウンロードすることができます。

URL：http://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shienkibou.html



※国際教育交流センター、保健センター、学生相談室、キャリア支援室、教務課、学生支援課、各所属大学院研究科事務室を通してのお問い合わせも可能です。

【12】学生支援センター

本学には、学生相談や就職支援を行うために学生支援センターがあります。皆さんの様々な悩みごとの相談を受ける「学生相談室」、進学などの進路相談及びインターンシップや就職情報提供等を行う「キャリア支援室」の2室で構成されており、学内の教員や関係部署が連携して、全学的視点で皆さんを支援します。

「自分の性格が気になる」、「対人関係がうまくいかない」など相談内容は何でも結構です。悩みを抱えたときは学生支援センターの〔学生相談室〕を、「自分のしたいことが分からない」、「大学院へ行くか、就職するか迷っている」などの進路の悩みは〔キャリア支援室〕を活用してください。

1. 学生相談室

学生相談室は、学生生活全般における様々な相談（学生生活上の悩み、対人関係、学業、進路、性格等）に応じる「なんでも相談室」です。

専任の教員や臨床心理士の資格をもつ専門のカウンセラーが、皆さんからの相談に応じ、適切なアドバイスや関係部署（学務部各窓口、学内関係部署、学外諸機関等）とのコーディネートをします。

相談を希望される方は事前にメールまたは電話にて予約をお取りください。電話による予約は8：30～17：00までの間に、メールによる予約は「氏名・所属・学年・希望する来室日時」を明記のうえ、学生相談室までご連絡ください。

※電話やメールによる相談は、原則としてお受けできません。

場 所：西キャンパス第2講義棟1階西側

開室日時：月曜日～金曜日（休祝日を除く）10：00～17：00

T E L：042-580-8147

E-mail：imakoko.g@dm.hit-u.ac.jp

U R L：http://www.hit-u.ac.jp/soudan/counseling/



2. キャリア支援室

キャリア支援室では、学生のキャリア教育及び就職・進路の支援を目的として、個別相談、各種情報の提供、ガイダンス・セミナーを実施しています。

また、全学年向けに、就職セミナー（業界研究講座、OBOGとの交流会、面接技法など）やインターンシップ講座を開催しています。就職活動の時期には、約300社による学内会社説明会の実施や、内定者有志からなる「就活サポーターズ」による就職活動生への就活支援なども行っています。

キャリアアドバイザーによる個別相談は学年を問わず予約ができるのでぜひご利用ください。

場 所：西キャンパス本館 1 階西南側

開室時間：10：00～17：00（受付時間：10：00～16：30）

T E L：042-580-8146

F A X：042-580-8134

E-mail：career-dom@dm.hit-u.ac.jp

U R L：http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/top.html



【一橋大学千代田キャンパス 就活サテライトラウンジ】

千代田キャンパス内に「一橋大学千代田キャンパス 就活サテライトラウンジ」が設置されています。就職活動時に、都心での就職活動の拠点や休憩場所としてご利用ください。

URL：http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/chiyoda_lounge.html



※千代田キャンパスでの就職相談は行っておりません。就職相談は国立キャンパスのキャリア支援室をご利用ください。

【インターンシップについて】

①官公庁などのインターンシップについて

キャリア支援室が窓口となり、取りまとめて応募しています。

※注意：応募する際には必要な書類等を官公庁の Web サイトに掲載の締切日の 10 日前（土日祝は除く）までにキャリア支援室に提出してください。

②個人で申込み、参加するインターンシップについて

企業・団体よりいただいたインターンシップ案内は、キャリア支援室に設置しています。また、キャリア支援室主催のインターンシップセミナーもあります。

そのほか『Hit-u ナビ』より検索・閲覧もできます。

インターンシップに参加する場合は、「インターンシップ実習届」の提出が必要となります。「インターンシップ実習届」は、キャリア支援室ホームページよりダウンロードすることができます。

URL：http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/internship.html



※ほとんどのインターンシップ先で賠償責任保険の加入が必須となります。学研賠の加入方法や加入証明書の発行については、p36 をご覧ください。

【13】ハラスメント相談

ハラスメントは、人間としての尊厳を侵害する行為であり、人に対する思いやりと敬意を欠いた行為です。本学は、全ての学生と教職員等の人権が尊重され、ハラスメントを受けることなく、本学において修学・教育・研究し、就労することができる環境を享受できるよう努めます。万一かかる事態が生じた場合には、問題解決のため必要な措置をとります。

本学は、被害を受けたと感じた全ての学生や教職員等のための相談窓口としてハラスメント相談室を設置しています。ハラスメント相談室では相談だけでなく、説諭、調停、措置の申立てなど、問題解決のための対応をサポートします。相談者や関係者のプライバシーを尊重し守秘に努めます。

何気ない言動のつもりでも、相手が嫌がることや怖がることを繰り返すならば、それはハラスメントとなります。行為者が意図するか否かにかかわらず、相手に肉体的、精神的な苦痛や困惑、不愉快などを与えるハラスメントは、あってはならないものです。

- 携帯などに執拗に何度も電話をしたりメールを送信し、断ってもやめない。
- 恋愛経験や性体験、交際相手の有無などについて、質問を繰り返し、不快感を与える。
- 教員や上級生などが、自分の優位な立場を利用して逆らいにくい立場にある学生に修学上の不利益を与える。
- 相手ははっきりと拒否しなかったから合意に基づく行為だという理屈で自分を正当化する。

ハラスメントを起こさないために

お互いに対等な人間であることを認識し、常に相手の人格を尊重するとともに、相手の立場に立って行動することは、社会生活の最も基本的なルールです。相手を力関係で支配し、精神的に圧迫したり、身体的に傷つけたりするようなことは絶対にしてはなりません。

行為者本人が意識していない場合でも、たとえそれが、冗談や親しみのつもりであっても、相手がハラスメントだと受け止めることがあります。このようなことは、社会的・文化的・宗教的な違いによるだけでなく、育った環境や性別、年齢などの違いによっても起こります。自分はハラスメントではないと考えていた言動も、相手にとってはハラスメントとなってしまうことがあります。

ハラスメントは個人対個人で起こるとは限りません。サークルやゼミなどで、先輩やOBなどの集団が新入生らに彼らが望まない行為を無理強いしたり、考え方を押し付けることでも起こります。

このように、私たちは誰でもハラスメントの被害者になる可能性があると同時に、誰でもハラスメントの加害者となる可能性があることにも注意しなければなりません。

もし相手の人があなたに「不快だ」という意思表示をしたときは、自分の価値観だけで決めつけず、相手の意思表示を素直に受け入れ、誠実に対応することが大切です。

ハラスメントを受けたと感じたら

あなたがハラスメントを受けたと感じたら、一人で悩まずに、信頼できる人に話しましょう。ハラスメント相談室では、専門相談員が話をお聞きします。

ハラスメントを受けた人は、自分にも落ち度があったのではないか、自分の感じ方が神経質過ぎるのではないか、あるいは、もっと早く「ノー」と言えなかった自分が悪いのではないかと考えてしまいがちです。

あなたがハラスメントを受けたと感じたときは、その日時・場所・内容・他の人がいたかどうかなどについて、詳しく記録しておくことが大切です。メールなども大切な証拠になりますから、できるだけ保存しておきましょう。証言を頼める人がいるときには、後で協力してもらうこともできます。

ためらわずにハラスメント相談室へ行きましょう

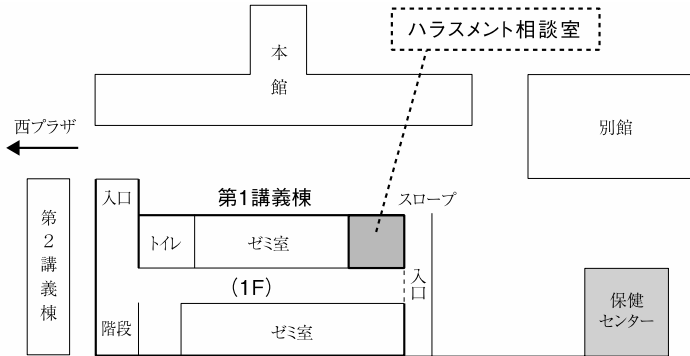
ハラスメント相談室には、ハラスメントについて相談に応じる専門相談員がいます。相談室は、あなたの困っている事や気持ちの整理をお手伝いし、あなたにとって一番良い解決方法を一緒に探していくところです。

また、対応手続きをとる場合、書面を作成する過程で、あなたの気持ちが書類に十分反映できるように相談に応じる場所でもあります。

相談を希望される時には、事前に E-mail や電話等で日時の予約をお願いします。直接来室することも可能ですが、当日の状況によって対応できない場合があります。もし一人で行きにくいときは、誰かに頼んで一緒に行ってもらいましょう。

ハラスメント相談室

<西キャンパス 第1講義棟1階(東側)>



(専門相談員連絡先)

E-mail : harassment.g@dm.hit-u.ac.jp

電話 : 042-580-8148

ハラスメント等相談窓口 (学外)

◆公共機関

東京労働局雇用均等室	TEL : 03-3512-1611
東京都女性相談センター	TEL : 03-5261-3110
東京都女性相談センター多摩支所	TEL : 042-522-4232
小平市「女性相談室」	TEL : 042-345-2415
国分寺市立男女平等推進センター	TEL : 042-573-4378
東京ウィメンズプラザ相談室 (女性)	TEL : 03-5467-2455
〃	(男性) TEL : 03-3400-5313

【14】 課外活動

※屋内・屋外を問わず音の出る行為には、音響のガイドラインに沿って、細心の注意を払い、トラブルにならない活動に留意してください（p 129 参照）。

1. 課外活動団体等の届出

(1) 課外活動団体届・誓約書

新規・継続に関わらず毎年提出する必要があります。期日までに提出がない場合、正規の課外活動団体として認められません。

毎年4月末の所定日までに、次の書類を学生支援課学生生活係窓口に提出してください。様式は大学 Web サイトよりダウンロードしてください。

URL : <http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/extracurricular.html>



① 団体届・名簿（構成員）・年間活動予定

指定の様式（Excel ファイル）に入力し、ファイルを電子メールに添付して学生支援課学生生活係に提出（送信）してください。他大学生が所属している場合は、その学生の大学名・学年・学部・氏名の情報も名簿に入力してください。

② 誓約書

顧問をおく団体は顧問教員の自署・押印が必要です。

③ 内部規約

自由様式ですが、昨年度までの活動実績を記載してください。また、規約内の条項に「本部（サークル）は「一橋大学学生の飲酒に関する基本原則」を遵守し、未成年飲酒をさせてはならない。」を必ず入れてください。

④ 部室・施設専有使用願（該当団体のみ）

前年度に部室を使用し今年度も継続使用する団体と、体育館・武道場・屋外コートなどの鍵が掛かっている運動施設を専有使用している団体は提出してください。

⑤ 異動届

団体届を提出後、当該年度内に役員等に交代があった際や活動を休止、または解散する場合は、「異動届」を提出してください。

(2) 合宿届

学外で合宿を行う際には、参加者名簿を添付した「合宿届」を学生支援課学生生活係窓口に提出する必要があります。他大学の学生も参加する場合、その学生の大学名・学年・氏名も記載してください。また、バス等の車両入構がある場合は、事前に入構申請が必要です。

(3) 山行計画書

登山へ行く際は山行計画書の提出が必要です。書類には名簿・日程表・緊急時対応方法・ルート地図を添付してください（A4 サイズ）。

(4) 行事開催願

学内で各種大会・リーグ戦・他大学との対抗試合、学外者の観客を動員する演奏会、他大学の学生が参加するイベントなど、学外者を含め不特定多数が参加する企画、及び飲酒を伴う行事を開催する際には、「企画書」「施設使用願 兼 誓約書」などの必要書類をそろえて、学生支援課学生生活係窓口に提出してください。書類は実施予定日の6ヶ月前から1ヶ月前まで受け付けます。学生委員会で審議のうえ、許可・不許可を連絡します。

※これらの届出がされていないと、大学からの緊急時の対応が困難となるだけでなく、事故が発生した場合「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」の適用が受けられなくなることがありますので、必ず学生支援課学生生活係に提出してください。

◆課外活動中の留意事項

- (1) 心身が疲労状態にある時は、集中力が欠け思わぬ事故等を引き起こすことがあります。リーダーは、積極的に部員に声をかけて休ませるなど、部員の健康状態には、常に気を配ってください（体調の悪い部員に無理をさせてはいけません）。
- (2) 経験の浅い部員の練習には、細心の注意を払ってください。
- (3) 天候状況により危険が伴う可能性がある場合は、気象情報を事前に十分収集し、危険と思われる際には活動の中止をする等の勇気を持ってください。
- (4) 熱中症（屋内外で発生します）対策を十分行ってください。
- (5) 事故が起きたときは、速やかに学生支援課学生生活係に連絡するとともに、事故報告書を速やかに学生支援課学生生活係窓口に提出してください。

学内で救急車を要請した場合…早急に学生支援課学生生活係及び守衛所に連絡し、守衛所から現場まで救急車を誘導してください。

学外で救急車を要請した場合…早急に学生支援課学生生活係に連絡してください。

2. 施設の使用

(1) 施設の使用申請

教室、集会所、合宿所、体育館、道場、屋外運動施設、兼松講堂等の使用を希望する場合は、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、事前に学生支援課学生生活係窓口で申請してください。

- ①施設により申請方法や受付開始日、空き状況の確認方法等が異なります。詳しくは、学生支援課学生生活係窓口で確認してください。
- ②土・日・祝日・授業休業日・祝日授業日に利用を希望する場合は、使用する前日までの窓口対応時間内に申請してください。
- ③年末年始等の一斉休業期間中は施設使用できません。
- ④外部団体主催の行事や学会等で学内の施設を利用する場合は、利用料金が発生します。手続き等の詳細は財務課資産管理係（法人本部棟2階）へ問い合わせてください。

(2) 施設使用上の注意

- ①各種規則及び使用の心得（p96～109）を必ず守ってください。
- ②兼松講堂や部室などの施設を使用する場合、極力節電してください。

(3) 課外活動共用施設の使用についての注意事項

課外活動共用施設を使用するにあたっては、次の事項を徹底してください。

- ①団体責任者は、火気取扱責任者となっているので、常に火の元の点検をしてください。
- ②部員は、消火器具の位置の確認及び使用方法について熟知してください。本学では、消防訓練を年1回実施していますので、積極的に参加してください。
- ③戸締まりを徹底して、不審者が容易に入り込めないよう用心してください。
部室内に貴重品を置いてはいけません。盗難が多発していますので、部員に周知してください。また、不審者を見かけた時は、国立キャンパスは西守衛所（042-580-8018）、小平キャンパスは小平守衛所（042-345-8100）に連絡してください。

- ④部屋の鍵交換を希望する場合は、学生支援課学生生活係窓口に「要望書」を提出してください。また、火災報知器の点検及び緊急時に入室するため、鍵を保管する「キーボックス」や南京錠の番号を変更する場合は、必ず学生支援課学生生活係に知らせてください。
- ⑤部室内及び共有スペースの整理整頓を徹底し、ゴミは分類し決められた場所に出してください。
- ⑥大学の施設内は、禁酒・禁煙です（学生会館・部室を含む）。

(4) 集会所の暖房器の使用について

- ①使用期間は、原則として12月1日から翌年3月31日までとします。
- ②使用申請は、集会所の使用申請と同時に受け付けます。
- ③必ずガスメーターの使用前と使用後の数値をガス暖房使用簿に記入のうえ、鍵返却時に提出してください。
- ④ガス使用料は、使用団体負担となります。請求に応じて速やかに支払ってください。支払いを滞納した場合、施設使用を認めません。

(5) キャンパス正門付近の掲示について

キャンパスの景観及び通行上の安全を確保することを目的として、大学正門付近に掲示物を許可なく掲示することを禁止しています。

ただし、大学の許可を得て開催する行事の掲示については、学生支援課学生生活係窓口に申請のうえ、認められる場合があります。

なお、行事開催当日以外で、大学が必要と認める場合は、掲示期間を定めたいうえで掲示を許可することがありますので、学生支援課学生生活係まで申請してください。詳しくは大学 Web サイトのお知らせに掲載している『国立キャンパス正門付近への掲示物設置について』を参照してください。

URL : <http://www.hit-u.ac.jp/students/info/2014/0630.html>



3. 物品の貸出

学生支援課学生生活係では各種機器、スポーツ用具等の物品の貸出を行っています。使用希望者は学生支援課学生生活係窓口で貸出台帳を確認のうえ、申請してください。主な貸出物品は次のとおりです。

ワイヤレスアンプ、プロジェクター、スクリーン、スポットライト、長机、パイプ椅子、屋外テント（組立式）、拡声器、案内板・掲示板、暗幕、三角コーン&バー、台車、リヤカー、野球・ソフトボール用具、バドミントン用具、バレーボール、バスケットボール、掃除用具 他

4. プリントセンター・東プラザ印刷室の使用

(1) プリントセンター

西キャンパス本館の隣の建物に設けられており、複写機、印刷機、紙折機、裁断機、多穴パンチ等が設置されています。

- ①営業時間：原則として、月曜日～金曜日 9：30～16：30
- ②使用に関しては、担当者の指示にしたがって各自で行ってください。
- ③有料複写については、生協が管理・運用していますので、コピーカードは生協で購入してください。
- ④印刷機使用に際しては、備付使用簿に所要事項を記入し使用してください。なお、印刷用紙は各自用意してください。
- ⑤無料複写の「タダコピ」については、専用の用紙以外は使用しないでください。

(2) 東プラザ印刷室

東プラザ内に設けられており、複写機、紙折機、裁断機が設置されています。

- ①使用時間：東プラザ内ショップの営業時間内
- ②機器の使用については、注意事項を熟読し、その指示にしたがってください。
- ③機器に異常があったら直ちに使用を中断し、学生支援課に連絡してください。
- ④使用后、室内及び機器を清掃し、原状回復してください。

5. 学生用ロッカー・スペース（1・2年生用）

語学の講義に必要な辞書や体育の講義に必要な衣類等の保管に利用できるように、1・2年生対象のロッカー・スペースを設置しています。

（1）配分方法

- ①スチール・ロッカーは全部で約 1,500 個です。原則として1・2年生優先で申し込み順に割り当てます。
- ②割り当ては1人1個で、毎年入れ替えます。
- ③使用希望者は、学生支援課学生生活係窓口で「学生証」を提示のうえ、申し出てください。

（2）使用期間

ロッカーの使用期間は、申し込み時に確認してください。

（3）施錠について

- ①防犯上、ロッカーに南京錠で施錠することを勧めます。
- ②使用中の盗難等の事故に基づく責任は、全て使用者となります。

（4）使用要領

- ①ロッカーを明け渡す際には、次の使用者に迷惑をかけないように必ず内部を清掃してください。
- ②使用期間を過ぎてなお明け渡し未了のロッカーについては、施錠されている場合であっても学生支援課において解錠し、残っている物は全て不用品として処分します。また、ロッカーの上や周囲に放置されている物品も処分します。
- ③ロッカー・スペースに関連した事故があった場合（例えば鍵をなくしてロッカーを開けられなくなった場合等）は、学生支援課学生生活係窓口まで申し出てください。
- ④無断使用は判明次第、物品を撤去します。

6. 如水スポーツプラザ

本学の学生であれば誰でも利用が可能な「一橋大学如水スポーツプラザ」が小平国際キャンパスにあり、アスレチックジム、スタジオと2つのアリーナが利用できます。

(1) 可能な運動種目

アリーナA
バスケットボール（1面）、バレーボール（1面）、バドミントン（3面）、卓球（8台）、ハンドボール、その他 ^{※1}

アリーナB
フットサル（1面） ^{※2}

※1 学生支援課学生生活係までお問い合わせください。

※2 フットサルはアリーナBのみ

(2) 利用料

利用形態	利用期間	利用料
個人利用	6ヶ月 ①4月1日から同年9月30日まで ②10月1日から翌年3月31日まで	7,800円
	1ヶ月 (月初から当該月末まで)	2,600円
	1日	500円
団体によるアリーナの専有的利用	1時間	(全面利用) アリーナA：3,900円 アリーナB：2,900円
		(半面利用) アリーナA：2,600円
団体によるスタジオの専有的利用	1時間	1,000円

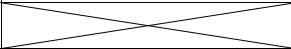
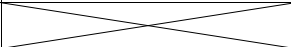
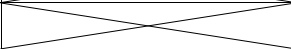

(3) 申請^{※1}受付時間・場所

	個人利用	団体専有利用
受付場所	如水スポーツプラザ内窓口 (小平キャンパス) 【支払】自動発券機	学生支援課学生生活係 (国立キャンパス) 【支払】現金のみ <u>※釣銭は用意していません</u>
問い合わせ先	042-345-2400	042-580-8116
受付日・時間	下記(4)参照	月～金 ^{※2} 学生支援課 業務時間

※1 申請は使用日の1週間前まで受け付けます。専有利用は各アリーナ1日1団体のみで最長3時間まで可能ですが、同じ時間帯にAとB両方が専有利用となる予約は不可です。また、同一団体の土・日の連日使用はできません。なお、申請後の日程変更、取消、返金は一切お受けできませんので注意してください。

※2 祝日授業日及び一斉休業日を除く

(4) 開館時間(年末年始を除く)

Time available	午前 (AM)	午後 (PM)
月 (Mon)	7:00～10:00	18:00～22:00
火 (Tue)	7:00～10:00	18:00～22:00
水 (Wed)		15:00～22:00
木 (Thu)	7:00～10:00	18:00～22:00
金 (Fri)	7:00～10:00	18:00～22:00
土 (Sat)		12:00～19:00
日 (Sun)		12:00～19:00
祝日 (Hol)		12:00～19:00

※他にも、臨時に休館する場合、又は開館時間を変更する場合があります。

【注意事項】

土足厳禁。

終了15分前には運動を終えて、終了時刻には退館できるようにしてください。

使用後はモップで乾拭き掃除(水拭き厳禁)をしてください。



飲酒事故

未成年飲酒は法律で禁止されています。飲酒マナーを守り、一気飲み・飲酒の強要等はやめましょう。



SNS等トラブル

安易な気持ちでアップすることはやめましょう。



自転車事故

大学構内や近隣で自転車事故が多発しています。スマホのながら運転も非常に危険です。交通安全を心がけましょう。



カルト宗教団体

教団名を秘匿し、宗教色を感じさせない形で、ヨガ、占い等、気軽なものがきっかけです。マインドコントロールされる前に離れましょう。



悪徳商法

知人からの案内だから…無料体験だから…と安易に信用せず怪しいと思ったらきっぱり断りましょう。



盗撮/痴漢

相手も自分の家族も傷つけ、社会的信用も無くします。



上にあげたものは誰もが加害者にも被害者にもなり得ることで、「自分は大丈夫、関係ない」と考えずに、身近な危険の存在を認識して責任感を持って行動しましょう。

一橋大学学生支援課
042-580-8116

【15】 学生意見箱

(1) 設置の趣旨

一橋大学を少しでも良くするため、学生意見箱を設置しています。学生のみなさんの視点で「気づいたこと」や「意見」などがありましたら、この学生意見箱を介して提案してください。提案された意見をもとに、具体的な改善方法を見つけ出し、その実現につなげていくための取り組みです。

(2) 学生の皆さんに求める意見の例は、次のようなものです。

- 建設的で具体的な意見や提案
- キャンパス内外で気付いたこと
- 「良いと思ったこと」でさらに広めてもらいたいこと
- 大学や教職員に言いたいこと
- 学生（個人・グループ等）から学生に言いたいこと
- 事柄の大・小に拘わらず、一橋大学を少しでも良くするための意見

(3) 意見の提出方法やその取扱いは次のとおりです。

- 意見等は記名のうえ、提出してください（様式は任意です）。
また、意見の内容によってはそれを正確に理解する必要がありますので連絡方法も記入してください。
- 寄せられた意見等は、氏名も含め原則として公表します。
ただし、意見そのもの、あるいは氏名の公表を望まない旨の断り書きのあるものや、特定の相手に対する誹謗・中傷等公表することが適当でないと思われるものについては、公表しません。
- 学生意見箱に寄せられた意見等は、毎月1日及び15日（当日が休日等の場合は、その次の平日）に回収し、副学長（教育・学生担当）が対応しますが、内容によっては関係部局又は関係委員会へ回付します。
- 寄せられた意見等を、この箱の設置の趣旨の実現以外のことに使用することはありません。また、プライバシーに関することについては、十分留意します。

(4) その他

- この箱の設置の趣旨が活かされないような意見等が著しく多い場合は、これを廃止することもあります。
- 国立西・東キャンパス及び千代田キャンパスにそれぞれ1ヵ所設置しています。

設置場所

西キャンパス……………本館1階南入口学生支援課横

東キャンパス……………東1号館1階学生ホール

千代田キャンパス………6階学生ラウンジ

【16】相模湖合宿所

学生、教職員の健康増進、心身鍛練、ゼミ・サークルの合宿等を目的とした福利厚生施設として、相模湖合宿所があり、原則年末年始（12月29日～1月3日）、本学一斉休業日（8月の所定日）を除き常時開所しています。

ゼミ合宿、サークル活動等で利用を希望する者は、利用希望日の7日前までに学生支援課学生生活係窓口にて申込み手続を行ってください。詳細は「一橋大学学外研修施設使用規則」（p.102～103）を参照してください。

相模湖合宿所は、神奈川県相模原市緑区小淵にあり、約40名の宿泊が可能です。この施設は、平成25年4月に1階を全面改装しました。新たに女性専用の浴室を設け、食堂やトイレも綺麗になりアメニティの向上を図りました。

国立駅から1時間弱ですので、ゼミ合宿や勉強会、サークルの合宿、友人との小旅行やハイキング等の拠点として、積極的に活用してください。

施設内ではインターネットの接続（有線・WiFi）が可能です。

① 所在地

〒252-0184 神奈川県相模原市緑区小淵 2199

TEL：042-687-2216

② 交通経路

JR 中央線藤野駅下車徒歩約15分

③ 経費（税込）

利用料金	1泊2,500円（朝、夕食付）
内 訳	朝食450円、夕食900円、運営費1,150円

※昼食は提供していません。

【17】八王子セミナーハウス（大学セミナーハウス）

八王子セミナーハウスは、公益財団法人大学セミナーハウスが運営する、誰でも利用できる宿泊研修施設です。

本学は、このセミナーハウスの協力会員校であるため、会員校の料金で施設を利用でき、研修室1室が無料で利用できます。ゼミ合宿、サークル活動等に活用してください。

①所在地：〒192-0372 東京都八王子市下柚木 1987-1

②交通案内

- ・京王線北野駅下車、南大沢駅行きバス又は由木折返場行きバス 10分
 - ・京王線南大沢駅下車、北野行きバス又は八王子駅南口行きバス 20分
 - ・JR八王子駅下車、南大沢駅行きバス又は由木折返場行きバス 20分
- 野猿峠下車
徒歩5分

③施設案内

90室（計280名）の宿泊室と10名から150名まで利用できる20のセミナー室があり、インターネット環境が充実しています。セミナー室は24時間利用可能で、パーベキュー広場や運動ができる多目的広場もあります。

④料金^{*1}（1泊1名につき）

◆宿泊料：部屋に応じて3,300円～4,400円（協力会員校料金）

◆食事代	朝食（ビュッフェ）	昼食	夕食	合計
セットメニュー	627円 ^{*2}	792円	1,320円	2,730円
スペシャルメニュー	—	1,650円	2,530円	4,180円

※1 税込価格

※2 朝食（ビュッフェ）…利用人数により、セットメニューになる場合があります。

⑤利用手続：直接セミナーハウスにお問い合わせください。

⑥休所日：年末年始

⑦問合せ先

八王子セミナーハウス（受付時間：午前9時～午後5時）

T E L : 042-676-8511 / F A X : 042-676-1220

E-mail : syukuhaku-g@seminarhouse.or.jp

U R L : <http://iush.jp/>



※施設の利用案内は、学生支援課学生サービス係窓口にあります。

学生生活よくあるQ&A

奨学金制度

→詳細は p19～23 参照

1. 奨学金全般について

Q1. 募集はいつですか？

A1. 募集は3～5月（特に4月下旬まで）に集中しています。随時大学 Web サイトに掲載しているので、希望者はそれぞれの申請期限を確認のうえ、早めに準備してください。

Q2. 親に奨学金を申請すると言われたのですが。

A2. 奨学金は学生本人に給付（または貸与）されるものですので、学生自身が家庭の経済状況等を理解し、充分考慮したうえで申請してください。特に、貸与型の奨学金は貸与後に長期間にわたり本人が返還しなければならないものですので、それも踏まえて検討してください。

Q3. 奨学金は大学を通して申請が必要ですか？

A3. 大学を通して申請するものと、直接奨学団体等に申請するものがあります。直接申請するものは大学に届け出る必要はありません。

Q4. 他の奨学金や授業料免除等も併用できますか？

A4. 日本学生支援機構貸与型奨学金や授業料免除等は多くの場合併用可能です。ただ、奨学団体によっては他との併用を認めていない場合もあるので、当該団体の規約にしたがってください。

Q5. 推薦を受けられる条件はありますか？

A5. 家庭の経済状況・学業成績・人物等により選考されますが、奨学団体によって採用基準は異なります。家庭の収入が著しく多い、成績不振により残留・留年している等の場合は対象とならない場合が多いです。

2. 日本学生支援機構の奨学金について

Q1. 申込みの資格を教えてください。

A1. 経済的理由により修業に困難があると認められる方が対象となります。ただし、休学中・成績不振による留年中の方は申込みできません。また、外国籍の方は在留資格が「留学」の場合は申込資格がありません。

Q2. 休学・留学するときは手続きが必要ですか？

A2. 必要な場合があります。奨学生が休学・留学などの学籍異動または住所・貸与月額等の登録情報の変更などがある場合は、学生支援課奨学事業係に相談してください。

※休学願や留学願等の大学への届け出とは別に日本学生支援機構への手続きが必要です。

Q3. 貸与や給付は卒業まで自動的に継続しますか？

A3. しません。奨学生は毎年1回または2回、奨学金が継続して必要か否かをご自身が判断して、引き続き奨学金の貸与・給付を希望する方はスカラネット・パーソナルを通じて申請を行います。その内容と学業成績等から奨学金継続の可否について判定を受けることとなります。手続きを怠ったり、奨学生として適格でないと判断された場合は「停止」「廃止」等の処置がなされることがあります。

※「停止」：1年間奨学金貸与を止める処置（※貸与型奨学金のみ）

「廃止」：奨学生資格を失う処置

Q4. 在学中に貸与を辞退した（貸与が終了した）のですが。

A4. 在学中に貸与を「辞退」した場合や、休学・留学等で卒業前に貸与が終了した場合も、貸与終了翌月から7ヶ月後に返還が開始されます。ただし、スカラネット・パーソナルで「在学猶予願」を提出することで、在学中の返還は猶予されます。

Q5. 返還を延滞するとどうなりますか？

A5. 本人だけでなく、連帯保証人・保証人及びその他の連絡先に登録された方に電話・郵送等で督促されます。延滞が継続した場合、個人情報情報機関に登録され、クレジットカードの使用が制限されたり、ローンが組めなくなるなどの不利益が生じます。一時的に返還を猶予または減額する制度があるので、延滞してしまう前に日本学生支援機構に問い合わせてください。

3. 学内奨学金及び民間奨学団体・地方公共団体の奨学金について

Q1. どのくらいの学生が奨学金を受けていますか？

A1. 本学で募集している奨学金は例年100件以上（そのうち約7割が返還不要の給付型）あり、200名以上の学生が奨学金を受給しています。

Q2. 奨学金の情報はどこに掲載されていますか？

A2. 本学で募集している学内奨学金及び民間奨学団体・地方公共団体の奨学金はすべて大学Webサイトに掲載しています。随時更新しているので、定期的に確認してください。

Q3. 採用までの流れを教えてください。

A3. 学内選考がある奨学金の場合、まず、学内選考用の申請書類を提出してください。学内選考（書類選考）の結果、大学からの推薦が決まったら、奨学団体への申請書類をあらためて提出してもらいます。その後は奨学団体での選考があります。面接を実施する奨学財団もありますので、申請の時点で、奨学金を必要としている理由・自分の将来・その奨学団体のことについてよく考えておいてください。奨学団体での選考を通過すれば奨学生採用となります。大学からの推薦＝採用ではありませんのでご注意ください。

Q4. 奨学生に義務はありますか？

A4. 奨学団体によっては活動報告・レポート提出が必要な場合があります。また、式典・交流会等行事への出席を求められる場合があります。そのような場合は他のことに優先して積極的に出席するようにしてください。奨学団体からの連絡等に対しては迅速かつ誠実に対応することを心がけてください。

授業料免除・徴収猶予（延納・分納）制度

→詳細は p24～26 参照

Q1. 2020年4月に学部に入學しましたが、大学が実施する授業料免除に申請することはできますか？

A1. 2020年度以降入学の学部学生の授業料免除については、原則「高等教育の修学支援新制度」（p21～22）により行いますので、そちらに申請してください。ただし、学資負担者が死亡した場合、または本人・学資負担者が風水害の被害を受けた場合には大学が実施する授業料免除に申請できることがありますので、学生支援課奨学事業係に相談してください。

Q2. 授業料免除を申し込みたいのですが、どうしたらよいですか？

A2. 授業料免除は前期・後期の年2回申請ができます。学期ごとに「授業料免除申請要領」を入手し、必要な書類を揃えて、申請受付期間内に学生支援課奨学事業係窓口提出してください。各期の日程（予定）は、概ね次のとおりです。

	前期	後期
申請要領配布	3月上旬～4月下旬	8月下旬～10月上旬
申請受付	4月下旬	9月下旬～10月上旬
結果発表	7月末頃	12月末頃

必要な書類や詳細な日程については、学生支援課奨学事業係窓口または大学 Web サイト等で確認してください。

(参考) URL:<http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/exemption.html>



Q3. 授業料免除の申請資格を教えてください。

A3. 免除対象となる者は次のとおりです。

- ①経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀な者
- ②授業料の各期の納期前の6ヶ月以内（新入学者の入学した期分においては、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡したこと、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納入が著しく困難である者
- ③上記②に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

Q4. 何名ぐらいが授業料免除を受けられますか？

A4. 各年度の予算額によって異なるため一概には言えませんが、概ね各期とも学部・大学院併せて600名～700名の学生が、全額または半額免除となっています。なお、申請者数の状況等によって、全額免除と半額免除の割合は異なります。

Q5. 授業料免除を申請した場合の授業料の納入について教えてください。

A5. 授業料免除申請者は、申請の結果発表があるまで授業料の徴収を猶予されるので、発表があるまでは授業料は納入しないでください。一旦納入された授業料は、返還できません。結果発表後、不許可者及び半額免除者は、結果発表から14日以内の指定された日までに所定の授業料を納入してください。結果発表後の徴収猶予等の取扱いはありません。また、支払方法については、経理調達課からの指示にしたがってください。

(参考) URL : <http://www.hit-u.ac.jp/kyomu/fee/index.html>



Q6. 授業料免除・徴収猶予（延納・分納）は同時に申し込めますか？

A6. 授業料免除・徴収猶予（延納・分納）は併願できません。いずれか一つを選んで申請してください。

Q7. 休学中ですが、授業料免除・徴収猶予（延納・分納）の申請はできますか？

A7. 休学中であっても条件によっては審査の対象となる場合がありますので、詳細については学生支援課奨学事業係窓口までお問い合わせください。

Q8. 留年者／修業年限超過者でも、授業料免除・徴収猶予（延納・分納）を受けられますか？

- A8. 授業料免除は、原則として留年者、修業年限超過者及び残留者は、対象者としませんが、理由により免除が認められる場合があります。詳細については、授業料免除申請要領または大学 Web サイト等にて確認していただくか、学生支援課奨学事業係窓口までお問い合わせください。授業料徴収猶予（延納・分納）は、留年者／修業年限超過者であっても対象者となります。

学生表彰について

→詳細は p 27～28 参照

Q1. 学業優秀表彰者はどのように決められますか？

- A1. 対象は、学部生のうち、本学における学業において、特に優秀な成績を修め、かつ、人物的に優れた者です。前年度1年間の成績（卒業年次生は1～4年次までの全ての成績）により各学部で選考のうえ各学部長が推薦し、在学生12名（各学部2～4年次生の各学年1名）・卒業年次生4名（各学部1名）が選出されます。この学業優秀学生には表彰が行われ、副賞（奨学金または記念品）が授与されます。

Q2. 学業優秀学生への奨学金等について教えてください。

- A2. 在学生（各学部2～4年次生）には、月額80,000円を12ヶ月分給付します（ただし、国費留学生の場合は奨学金に代えて記念品を授与します）。卒業年次生には30万円相当の記念品が授与されます。

Q3. 課外活動団体も表彰を受けることはできますか？

- A3. 課外活動団体若しくは個人が表彰を受けることが出来ます。表彰の詳細な基準は「一橋大学学生表彰細則」（p 79～82）を参照してください。

一時金貸付制度（学生金庫）

→詳細は p 29 参照

Q1. どのような制度でしょうか？

- A1. 在学生が急に学資金・生活費等が必要になった場合に、30,000円を限度として無利子で貸付を受けることができる制度です。貸付期間は2ヶ月です。

Q1. 学生寮への入居の基準はありますか？

A1. 以下を参考としてください。

- ①在留資格が「留学」以外の学生が国際学生宿舎への入居を希望する場合、提出された入居申請書類・所得証明書等に基づき選考を行います。家庭の経済状況等について所定の基準を満たし、募集人員の枠の中で入居の必要性が高い者から順に入居を許可します。また、公共機関を利用した場合に、実家または親元からの通学時間が概ね1時間以上（最寄りの駅から国立駅までの乗車時間が30分以上）かかる者を優先とします。なお、原則として留年者は入居ができません。留学・休学する場合も、一旦退去していただくことを原則としています。
- ②在留資格が「留学」の学生が国際学生宿舎への入居を希望する場合、原則として抽選により入居の可否を決定します。
- ③大学院生用の学生寮である景明館への入居を希望する場合、原則として抽選により入居の可否を決定します。

Q2. 学生寮に入居したいのですが、募集時期はいつですか？

A2. 国際学生宿舎の募集時期は次のとおりです。

- ・学部新入学生は原則として入学前に募集受付を終了しています。
- ・大学院入学・在学予定者及び学部新2～4年生への進級予定者の募集は、12月中旬頃に大学 Web サイトでお知らせします。
- ・空室の状況により追加募集を行うことがあります。学生支援課宿舎管理係窓口及び大学 Web サイトで確認してください。
- ・やむを得ない事情により、緊急に入居を必要とする場合は、随時受け付けますので学生支援課宿舎管理係に相談してください。
- ・国際学生館景明館の募集は、学生支援課宿舎管理係窓口及び大学 Web サイトでお知らせします。

Q1. 学生支援課の掲示板で紹介しているアルバイトは家庭教師だけですか？

A1. 基本的には個人の家庭教師のみですが、学内での臨時アルバイト、公共団体等のアルバイトを、掲示板で紹介することがあります。

Q2. 家庭教師のアルバイトを希望する時は事前登録が必要ですか？

- A2. 事前登録の必要はありません。掲示板で家庭教師のアルバイト情報を確認し、希望するアルバイトがあれば、学生支援課学生サービス係窓口申し出てください。

学生保険（学研災・学研賠）について

→詳細は p 35～39 参照

Q1. 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）・学生教育研究賠償責任保険（略称：学研賠）は、学年途中から加入することができますか？

- A1. できます。学生支援課学生サービス係窓口でお渡しする払込取扱票（振替払込請求書兼受領証）に該当年数分の保険料を添えて、郵便局より振り込んでください。振り込んだ翌日から保険が有効になります。

Q2. 学研災・学研賠に加入しているか分かりません。確認できますか？

- A2. できます。学生証をお持ちのうえ、学生支援課学生サービス係窓口までお問い合わせください。

健康診断について

→詳細は p 43 参照

Q1. 今年の健康診断を受けそびれてしまいました。どうしたらよいですか？

- A1. 定期健康診断は全学生を対象に毎年4月初旬及び下旬に実施しています。この時期に受診できなかった場合は、その年度内は大学で受診する機会はありませんので、学外の医療機関で受診してください。保健センターでも医療機関を紹介しています。

なお、定期健康診断の時期に留学中の学生は、9月の「秋学期新入学留学生健康診断」を受けることができます。詳細は、保健センターにお問い合わせください。

Q2. 健康診断書が必要になりました。どこに行けばもらえますか？

- A2. 健康診断書は証明書自動発行機で、学生証を使用して発行することができます。発行には、その年度の定期健康診断を受診していること、再検査が必要な場合は

それを受けていることが条件です。相手先所定の診断書用紙がある場合は、診断書発行に際し、医師の面接が必要ですので、面接日を保健センターで予約してください。血液検査等追加項目の確認もありますので、用紙持参のうえ、早めにご相談ください。

留学のための診断書に関しては、留学先の国の状況や留学先大学の要求などにより予防接種記録が必要になる場合があります。留学が決定したら、母子手帳を持参のうえ、できるだけ早めに保健センターに相談に来てください。

相談窓口について

→詳細は p 15～16、43～49 参照

Q1. 個人的な悩みや学生生活上の様々な悩みがあるときはどうしたらよいですか？

A1. 学生相談室は、学生生活全般における様々な相談に応じる「なんでも相談室」です。どんな悩みでも結構ですので、一度学生相談室においでください。

Q2. どんな相談窓口がありますか？

A2. 保健センターや学生相談室の他に、ハラスメント全般についてのハラスメント相談室、留学生や海外留学を希望する日本人学生のための留学生・海外留学相談室、進路・就職支援を行うキャリア支援室、障害学生のための障害学生支援室など複数の窓口があります。

Q3. 相談があるときは最初にどこに行けばよいですか？

A3. 各相談窓口は必要に応じて連携し、相互に紹介し合っていますので、一番行きやすいところにまずは連絡してみてください。

Q4. 自分の将来の職業や就職相談はどのようにすればよいですか？

A4. キャリア支援室では、皆さんの将来の進路について相談することができます。経験豊富なキャリアアドバイザーが学生の皆さんの様々な相談に対応しています。キャリアアドバイザーと個別に相談したい場合は、Hit-u ナビより予約してください。企業等への就職を考えている大学院生、日本での就職を考えている外国人留学生の相談も受け付けています。

(参考) URL:<https://uc-student.jp/hitotsubashi/>



Q5. 卒業したOB・OG名簿の閲覧はどのようにすればよいですか？

A5. キャリア支援室の受付で学生証を提示し、「OB・OG名簿を閲覧したい」と申し出てください。また、本学の同窓会組織である如水会では会員に対して「如水会WEB名簿」を提供しています。ぜひ入会して、企業の名簿を活用してください。入会の詳細は如水会事務局 Web サイトをご参照ください。

(参考) URL:<http://www.josuikai.net>

TEL:03-3262-0114



※如水会に入会しているかどうかわからない(如水会 ID が分からない)場合は、キャリア支援室にお問い合わせください。

Q6. 就職率はどんな状況でしょうか？

A6. 2019年3月卒で就職率は97.0%と高く、多くの学生が各業界のリーディングカンパニーに就職しています。

Q7. 障害があるのですが、どのような支援をしてもらえますか？

A7. 障害学生支援室の特任教員やコーディネーターが相談に応じます。

ハラスメントについて

→詳細は p47～49 参照

Q1. ハラスメントにあったときはどうしたらよいですか？

A1. 誰かに話を聞いて欲しいと思った時、相談したい時には、ハラスメント相談室を訪ねてください。専門相談員が話をお聞きます。

Q2. ハラスメントかどうか分からないけれど、不快な思いをしました。ハラスメント相談室に行ってもいいですか？

A2. ハラスメント相談室で話して下さい(要予約)。起こったことやあなたの気持ちの整理をご一緒にさせていただき、対応についても考えていきます。

課外活動について

→詳細は p 50～57 参照

Q1. 自主勉強会の時に使えるプロジェクターはありますか？

A1. 学生支援課学生生活係窓口にある「物品貸出予約簿」で確認して、「予約簿」「物品借用書」に記入のうえ、学生証を提示して申請してください。

Q2. 部活動・サークルに入りたいのですが？

A2. 課外活動団体である「一橋大学新入生歓迎委員会」のWebサイトを参照してください。

<http://jfn.josuiikai.net/student/shinkani/>



Q3. 課外活動団体の役員等に変更があったのですが？

A3. 変更後、速やかに「異動届」を学生支援課学生生活係へ提出してください。

Q4. 課外活動で海外遠征する際に助成金がありますか？

A4. 本学同窓会組織である如水会による「如水会国際交流助成」があるので、学生支援課学生生活係窓口で相談してください。

※助成対象となる課外活動団体はそれぞれ体育会、文化団体連合に所属する団体に限ります。

学外研修施設について

→詳細は p 61 参照

Q1. サークルで合宿をしたいのですが、どこか安くてよいところはありますか？

A1. 本学には神奈川県相模原市に学外研修施設『相模湖合宿所』があります。申請方法、経費などの詳細については学生支援課学生生活係窓口で確認してください。

八王子セミナーハウス（大学セミナーハウス）について

→詳細は p 62 参照

Q1. 八王子セミナーハウスの利用申込みは、どのようにしたらよいですか？

A1. 直接セミナーハウスにお問い合わせください。



1. 一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則

平成16年4月1日

規則第134号

改正 平成19年4月1日 平成26年4月1日
平成30年4月1日 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 一橋大学学則(平成16年規則第2号。以下「学則」という。)第96条の規定に基づく授業料の免除及び同第95条の規定に基づく授業料の徴収猶予については、他に別段の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(免除の対象)

第2条 授業料の免除は、次のいずれかに該当する場合について行うことができる。

一 大学院の学生であって、経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

二 次のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合

イ 学則第87条第1項に規定する各期の授業料の納期前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

ロ イに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

三 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「大学等修学支援法」という。)第8条第1項に定める授業料等減免対象者として認定された場合

2 前項第2号の免除は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料に対して行う。ただし、当該事由発生が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、本人が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料に対して行うことができる。

(免除の許可)

第3条 前条の免除の許可は、本人の申請に基づき、一橋大学学生委員会(以下「学生委員会」という。)の議を経て、学長が行う。

(免除の取扱い及び額)

第4条 授業料の免除の申請及び許可は、学則第87条第1項に規定する各期に行うこととし、免除の額は全額又は半額とする。ただし、第2条第1項第3号に該当する場

合の授業料の免除の額は、全額、3分の2の額又は3分の1の額とする。

(免除の申請)

第5条 授業料の免除を受けようとする者のうち、第2条第1項第1号及び第2号に該当するものは、指定された期日までに、次の書類を学長に提出し、免除の申請をしなければならない。

- 一 授業料免除願
- 二 学資負担者の所得証明書
- 三 学資負担者の死亡の場合は死亡を証明する書類
- 四 風水害等の災害を受けた場合は罹災証明書
- 五 その他本学が指定する証明書等

2 前項の規定にかかわらず、授業料の免除を受けようとする者が、同一年度内に既に免除の申請を行っており、かつ、申請時において前回の申請時から申請に必要な情報に変更のない場合は、前項第1号及び第5号に掲げる書類のみを提出し、免除の申請を行うことができる。ただし、留年者、修業年限超過者、残留者、仮進学者については、この限りでない。

3 授業料の免除を受けようとする者のうち、第2条第1項第3号に該当するものは、指定された期日までに、次のいずれかの書類を学長に提出し、免除の申請をしなければならない。

- 一 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第11条第1項に定める申請書
- 二 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第11条第6項に定める継続願（徴収猶予の対象）

第6条 授業料の徴収猶予は、次のいずれかに該当する場合について行うことができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- 二 学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難と認められる場合
- 三 行方不明の場合
- 四 その他やむを得ない事情があり、学長が相当と認める事由がある場合
(徴収猶予の取扱い及び期間)

第7条 授業料の徴収猶予の申請及び許可は、学則第87条第1項に規定する各期に行うこととする。

2 授業料の徴収猶予の期間は、適宜定めるものとし、前期分については9月末日、後期分については2月末日を超えないものとする。

3 授業料の免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

4 授業料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者及び一部免除の許可を受けた者は、指定された期日までに授業料を納付しなければならない。

(月割分納)

第8条 第6条のいずれかに該当する者で、特別の事情があると認められる場合は、月割分納を許可することができる。

(月割分納の額及び納付期限)

第9条 月割分納の額は、授業料半期分の6分の1に相当する額とする。

2 月割分納の許可を受けた者の授業料の納付期限は、毎月の月末までとする。ただし、当該月に卒業又は修了する場合は当月の15日までとする。

(徴収猶予の申請)

第10条 授業料の徴収猶予を受けようとする者は、指定された期日までに、次の書類を学長に提出し、徴収猶予の申請をしなければならない。

- 一 授業料徴収猶予願
- 二 学資負担者の所得証明書
- 三 学資負担者の死亡の場合は死亡を証明する書類
- 四 風水害等の災害を受けた場合は罹災証明書
- 五 その他本学が指定する証明書等

(徴収猶予の許可)

第11条 徴収猶予の許可は、第3条に準じて行う。

(許可の取消)

第12条 授業料の免除又は徴収猶予を許可された者が、次のいずれかに該当した場合は、学生委員会の議を経て、学長が許可を取り消す。

- 一 申請の理由が消滅した場合
 - 二 虚偽の申請が明らかになった場合
- 2 前項第2号に該当する場合は、次期の免除申請の対象としないこととする。
- 3 第1項の許可の取消を受けた場合は、直ちに該当する額の授業料を納付しなければならない。

(授業料及び入学料滞納者)

第13条 入学料又は授業料滞納者は、免除又は徴収猶予申請の資格を有しない。ただし、本人の申出を学生委員会が認めたときはこの限りでない。

(死亡等による免除)

第14条 次のいずれかに該当する場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

- 一 死亡又は行方不明のため除籍された場合
 - 二 授業料未納のため除籍された場合
 - 三 入学料未納のため除籍された場合
- 2 授業料の徴収を猶予されている者が、その願い出により退学を許可された場合は、月割計算により退学した日の属する月の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(雑則)

第15条 この規則に定められていない事項については、大学等修学支援法及びその他関係法令の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元（平成31）年度以前に入学した者については、改正後の一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則第2条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2. 一橋大学学生表彰規則

平成18年12月6日

規則第132号

(目的)

第1条 この規則は、一橋大学学則(平成16年規則第2号)第15条の規定に基づき、一橋大学(以下「本学」という。)の学部学生及び大学院学生等(以下「学生」という。)の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は本学の学生を構成員とする団体(以下「表彰候補者」という。)について行うものとする。

- 一 本学における学業において、特に優秀な成績を修め、かつ、人物的に優れた者(以下の各号において、個人の場合について同様とする。)として認められる個人
- 二 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる個人又は団体
- 三 課外活動において、特に優秀な成績を修め、本学の名誉を高めたと認められる個人若しくは団体、又は課外活動を支援し、課外活動の充実と振興に著しい貢献をしたと認められる個人若しくは団体
- 四 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められる個人又は団体
- 五 雑誌「一橋」原稿募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体
- 六 内藤章記念賞論文募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体
- 七 その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる個人又は団体

(表彰候補者の推薦)

第3条 本学教職員又は学生は、前条各号のいずれかに該当すると認められる表彰候補者がある場合は、学長に推薦することができる。

(表彰対象者の決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、所定の審査機関の議を経て、表彰される者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に添えて、副賞を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、第4条の規定により表彰が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部教務課及び学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 一橋大学「学長表彰」について（平成15年1月8日評議会）は、廃止する。

3. 一橋大学学生表彰細則

平成18年12月6日
規則第133号

改正	平成21年2月4日	平成22年4月1日
	平成25年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月5日	平成29年12月6日

(目的)

第1条 この細則は、一橋大学学生表彰規則（平成18年規則第132号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、学生表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 規則第2条各号に定める表彰の基準に該当する表彰候補者とは、次のいずれかに該当する個人又は団体とする。

一 第1号関係

学部学生であって、前年度における学士課程GPA制度に関する要項（平成22年4月1日学長裁定）で定めるところにより得られたGPA（卒業予定者においては、1年次から4年次までの累積GPA）が、原則として3.60以上の成績を修め、かつ、人物的に優れた者として認められる個人

二 第2号関係

イ 国際的又は全国的規模の学会から賞を授与された個人又は団体

ロ その他、イに準じた業績等で高い評価を受けた個人又は団体

三 第3号関係

イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）に出場、出演又は出展し、一定の評価を受けた個人又は団体

ロ 全国的規模の競技会等において、第3位以上の成績を修めた個人又は団体

ハ 複数の地区が合同で行う競技会等において、優勝した個人又は団体

ニ 公的機関等から表彰を受ける等、高い評価を受けた個人又は団体

ホ 大学行事等で特に貢献のあった個人又は団体

ヘ 課外活動を通して、大学に対し特に貢献のあった個人又は団体

ト その他課外活動において、特に高い評価を受けた個人又は団体

四 第4号関係

- イ 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動において、活動実績が認められ、他の学生の模範となった個人又は団体
- ロ 人命救助、災害救助、犯罪防止等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等、社会的に特に高い評価を受けた個人又は団体
- ハ その他社会活動において、特に高い評価を受けた個人又は団体

五 第5号関係

- イ 雑誌「一橋」の一般募集による原稿を対象に、特に優秀と認められる個人又は団体
- ロ セミナール又は講義の担当教員が学生に課した提出レポート、小論文等のうち、その担当教員が雑誌「一橋」に掲載するに値すると判断し、かつ、推薦した原稿を対象に、特に優秀と認められる個人又は団体

六 第6号関係

内藤章記念賞授与内規第2条の規定に該当する個人又は団体

七 第7号関係

その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと一橋大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）が認めた個人又は団体
（表彰候補者の推薦）

第3条 前条第1号に規定する表彰候補者の推薦は、各学部、各学年毎に行うものとし、推薦者は、規則第3条の規定にかかわらず、各学部の長とする。

（表彰候補者の推薦順位）

第4条 第2条第1号に該当する表彰候補者の推薦順位は、同号の規定により得られたGPA値が最も高い者を第1位とし、最高値の者が複数人いる場合は、前年度（卒業予定者にあつては、1年次から4年次までの期間）における卒業要件に算入される科目の総修得単位数の多い者を上位とする。

2 前項に定める方法によってもなお第1位の者が複数人いる場合は、それらの者をいずれも第1位として取扱う。

（表彰候補者推薦書の様式）

第5条 表彰候補者推薦書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

（表彰候補者の審査機関）

第6条 規則第4条に規定する所定の審査機関とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 第2条第1号から第4号まで及び第2条第7号関係にあつては、学生委員会
- 二 第2条第5号関係にあつては、学士課程教育専門委員会
- 三 第2条第6号関係にあつては、内藤賞運営協議会

(重複表彰)

第7条 重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生が再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

(団体表彰の方法)

第8条 規則第5条第1項に規定する表彰の方法において、団体を表彰する場合の表彰状は、その活動に従事した構成員（出場登録選手等）個々に授与することができるものとする。

(表彰内容の発表)

第9条 被表彰者に対し、表彰の内容について、プレゼンテーションを依頼する場がある。

(表彰状の様式)

第10条 表彰状の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(副賞の内容等)

第11条 規則第5条第2項に定める副賞は、別表のとおりとする。

2 副賞のうち、奨学金の給付方法については、一橋大学学生表彰における奨学金給付要項（平成18年規則第134号）において別に定める。

(公表)

第12条 被表彰者は、掲示及び広報誌掲載等の方法により公表する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年2月4日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月6日から施行する。

別表（第11条関係）

表彰の基準	副賞の内容
第1号関係	<p>①学部2～4年次生の被表彰者個人（国費外国人留学生及び卒業予定者を除く。）に対し、記念品及び月額8万円の奨学金を12ヶ月分授与。ただし、被表彰者が国（独立行政法人日本学生支援機構奨学金を含む。）、地方公共団体又は民間奨学団体による給付型奨学金を受給しているとき及び同一学年同一学部から複数人を表彰するときは、給付額の調整を行う。</p> <p>②国費外国人留学生個人に対し、10万円相当の記念品授与</p> <p>③卒業予定者の被表彰者個人に対し、30万円程度の記念品授与</p>
第2号関係	被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与
第3号関係	被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与
第4号関係	被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与
第5号関係	<p>①イに該当する部門 被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与</p> <p>②ロに該当する部門 被表彰者個人又は団体に対し、1万円程度の記念品授与</p>
第6号関係	別に定める「内藤章記念賞授与内規」による。
第7号関係	準用した表彰基準による副賞の内容

備考 この表における記念品の内容は、その都度、学生委員会が定める。

4. 一橋大学学生表彰における奨学金給付要項

平成18年12月6日
規則第134号

改正 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、一橋大学学生表彰細則（平成18年規則第133号。以下「細則」という。）第11条に定める副賞のうち、奨学金の給付に関し、必要な事項を定める。

(他の奨学制度等との併用)

第2条 奨学金は、一橋大学学則（平成16年規則第2号）第96条の規定により授業料を減免されている者並びに一橋大学を原資とする他の奨学金又は国（独立行政法人日本学生支援機構奨学金を含む。）、地方公共団体若しくは民間奨学団体による給付型若しくは貸与型奨学金を受給している者への給付を妨げない。

(支給額の調整)

第3条 奨学金の給付を受ける者（以下「優秀奨学生」という。）が、国（独立行政法人日本学生支援機構奨学金を含む。）、地方公共団体又は民間奨学団体による給付型奨学金を受給している場合、当該者に対し給付する奨学金の月額、10万円から当該給付型奨学金の受給月額を減じた額を限度とするものとする。

2 優秀奨学生が12人を超えた場合の奨学金給付月額は、下表のとおりとする。

奨学金受給者の総数	奨学金給付額（月額）
13人	75,000円
14人	70,000円
15人	65,000円
16人	60,000円
17人以上	5,000円に奨学金受給者の総数から16を減じた数を乗じた額を、60,000円から減じた額

(給付方法)

第4条 奨学金は、原則として毎月1回、口座振込みにより当月分を給付する。

2 奨学金の給付日は、毎月25日とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日を給付日とする。

- 一 25日が日曜日に当たるとき 23日（23日が国立大学法人一橋大学職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規則第48号）第7条第2号に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、22日）
- 二 25日が土曜日に当たるとき 24日（24日が休日に当たるときは、23日）

3 第1項の規定にかかわらず、4月分の奨学金は、5月分と合算して翌月に給付することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、優秀奨学生が海外留学等の事情により奨学金の全部又は一部の額を一括して受給することを希望するときは、一橋大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）の議によりその取扱いを決するものとする。
（給付の停止及び打ち切り）

第5条 優秀奨学生が次のいずれかに該当するときは、学生委員会は、当該優秀奨学生に対する奨学金の給付の停止又は打ち切りについて協議するものとする。

一 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行ったとき。

二 休学したとき。

三 成績が著しく低下する等、優秀奨学生に相応しい学業成果が見られないとき。

（雑則）

第6条 この要項に定めるもののほか、奨学金給付の実施に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て教育を担当する副学長（理事）が定める。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

5. 一橋大学学生懲戒規則

平成25年 3月 6日

規則第16号

改正 平成27年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学学則（平成16年規則第2号）第16条に規定する学生の懲戒処分について、適正かつ公正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒処分は、退学若しくは停学の命令又は訓告により行う。

2 懲戒処分は、その対象となる行為（以下「非違行為」という。）の態様、結果及び影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

3 懲戒処分は、それを課される学生の今後の更生のため必要な限度に留めなければならない。

(退学)

第3条 退学は、一橋大学（以下「本学」という。）の学生としての身分をはく奪する。

(停学)

第4条 停学は、無期又は6カ月以下の有期とし、本学が特に認めた場合を除き、登学及び本学の学生としての活動（教育課程の履修及び課外活動への参加を含む。）を禁止する。

2 停学中の学生に対しては、更生のため教育プログラムを課すことがある。

(訓告)

第5条 訓告は、学生を担当する副学長が、文書又は口頭により注意を与え、更生に至るよう将来を戒める。

(事実確認及び事情聴取)

第6条 学生委員会は、非違行為を行ったとされる学生に対し、事実確認及び事情聴取を行い、その報告書を作成するものとする。

2 非違行為を行ったとされる学生から、事情聴取を受ける際に付添人（当該学生の権利を保護するため、この者を補助する者をいう。以下同じ。）を同席させるよう求めがあった場合は、これを認める。ただし、特に同席を必要とする理由がない限り、付添人は2人以内とする。

3 付添人は、懲戒処分の手続きを不当に妨害してはならない。

(弁明の機会の付与)

第7条 学生委員会は、非違行為を行ったとされる学生に対し、前条第1項に定める報告書の原案を示すとともにその概要を通知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 非違行為を行ったとされる学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なくこれを欠席し又は文書を提出しなかった場合は、その権利を放棄したものとみなす。

3 非違行為を行ったとされる学生から、弁明の際に付添人を同席させるよう求めがあった場合は、これを認める。ただし、特に同席を必要とする理由がない限り、付添人は2人以内とする。

4 付添人は、懲戒処分の手続きを不当に妨害してはならない。

(学生委員会の審議)

第8条 学生委員会は、第6条第1項に定める報告書及び非違行為を行ったとされる学生の弁明等に基づき、懲戒処分の実施について審議し、学長に対し懲戒処分に関する報告書を提出するものとする。

(自宅待機命令)

第9条 学長は、非違行為を行ったとされる学生に対する懲戒処分の内容が決定するまでの間、当該学生に対し自宅等での待機を命ずることができる。

(懲戒処分の決定)

第10条 学長は、第8条に定める学生委員会の報告書の提出を受けたときは、当該学生の所属する学部又は研究科等の教授会（以下「教授会」という。）及び教育研究評議会の議を経て、非違行為を行ったとされる学生に対する懲戒処分の内容を決定するものとする。

(通知及び告示)

第11条 学長は、学生を懲戒処分したときは、原則として、処分の理由、種類及び期間等について、当該学生に文書で通知するとともに、学内に告示するものとする。

(停学中の指導)

第12条 学生委員会は、停学中の学生に対し、当該学生の所属する学部又は研究科等の協力を得て、定期的な面談及び指導を行うものとする。

(停学の解除)

第13条 学生委員会は、停学中の学生について、反省の程度及び学習意欲等を総合的に評価し、停学処分の解除が適当であると判断したときは、その報告書を学長に提出できるものとする。

2 学長は、前項の定めによる報告書の提出を受けたときは、教授会及び教育研究評議会の議を経て、その可否を決定するものとする。

(職員の守秘義務)

第14条 職員は、国立大学法人一橋大学職員就業規則（平成16年規則第42号）第33条第1項、国立大学法人一橋大学契約職員就業規則（平成16年規則第43号）第28条第1項及び国立大学法人一橋大学パートタイム職員就業規則（平成16年規則第44号）第39条第1項の規定に従い、学生の懲戒処分に関し職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(不服申立て)

第15条 懲戒処分を受けた学生は、処分の理由に事実誤認があるとき、新事実を発見したとき又はその他の正当な理由があるときは、処分の通知を受け取った日又は処分の告示日の翌日から起算して60日以内に、学長に対し文書で不服申立てを行うことができる。

2 学長は、懲戒処分を受けた学生から不服申立てがあったときは、速やかに調査委員会を設置しなければならない。

3 不服申立ては、原則として懲戒処分の効力を妨げない。

4 調査委員会については、別に定める。

(自主退学の禁止)

第16条 非違行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に自主退学を申し出た場合は、原則としてこれを受理しないものとする。

(事務)

第17条 学生の懲戒処分に関する事務は、学務部学生支援課が行う。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

6. 一橋大学課外活動団体懲戒規則

平成25年3月6日
規則第17号

改正 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学課外活動団体に関する規則（平成22年規則第143号）第7条の規定に基づき、課外活動団体の懲戒処分について適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(一橋大学学生懲戒規則の準用)

第2条 課外活動団体の懲戒処分に関する基本的な考え方及び懲戒処分の手続き等については、一橋大学学生懲戒規則（平成25年規則第16号。以下「学生懲戒規則」という。）第2条、第6条から第8条まで、第11条、第14条及び第15条の規定を準用する。この場合において、各条の規定中「学生」とあるのは「課外活動団体」と、第4条の規定中「停学」とあるのは「活動停止」と読み替える。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒処分は、登録の取消し又は活動停止の命令により行う。

(登録の取消し)

第4条 登録の取消しは、本学の課外活動団体としての登録を取消し、その権利をなく奪する。

(活動停止)

第5条 活動停止は、無期又は6カ月以下の有期とし、本学の課外活動団体としての一切の活動を禁止する。

(懲戒処分の決定)

第6条 学長は、学生委員会の報告書の提出を受けたときは、教育研究評議会に諮り、非違行為を行ったとされる課外活動団体に対する懲戒処分の内容を決定するものとする。

(活動停止処分中の指導)

第7条 学生委員会は、活動停止処分中の課外活動団体に対し、定期的な面談及び指導を行うものとする。

(効力の停止処分の解除)

第8条 学生委員会は、活動停止処分中の課外活動団体について、反省の程度及び当該課外活動団体が示す改善計画等を総合的に評価し、処分の解除が適当と判断したときは、その報告書を学長に提出できるものとする。

2 学長は、前項の定めによる報告書の提出を受けたときは、教育研究評議会に諮り、その可否を決定するものとする。

(事務)

第9条 課外活動団体の懲戒に関する事務は、学務部学生支援課が行う。

(その他)

第10条 課外活動団体に所属する学生個人に対する懲戒処分については、学生懲戒規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

7. 一橋大学課外活動団体に関する規則

平成22年 5月12日

規則第143号

改正 平成23年10月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学（以下「本学」という。）における課外活動団体の登録等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「課外活動団体」とは、本学の学生が主体となり、スポーツ、文化、親睦、その他正規の教育・研究以外の活動を目的として組織された団体であって、本学を活動の本拠とするものをいう。

(登録)

第3条 本学の学生が団体を結成し課外活動を行おうとするときは、速やかに課外活動団体届（別記様式第1号）及び誓約書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

2 本学は、前項に定める手続を完了した団体を課外活動団体として登録する。

(登録の更新)

第4条 前年度に引き続き活動を行おうとする課外活動団体の登録更新手続は、前条の手続を準用する。ただし、課外活動団体届（別記様式第1号）及び誓約書（別記様式第2号）の提出期限は、当該年度の4月末日とする。

(登録の停止及び取消)

第5条 課外活動団体又はその構成員が学則その他本学の諸規則に違反したときは、本学は当該団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すことがある。

(事務)

第6条 課外活動団体に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、課外活動団体に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

別記様式第2号（第3条及び第4条関係）

誓約書

副学長 殿

（課外活動団体の名称）及びその構成員は、課外活動において、以下の事項を遵守します。

- 1 法令及び本学の規則を遵守すること。
- 2 本学の教育と研究を妨げないこと。
- 3 「一橋大学学生の飲酒に関する基本原則」を守ること。
- 4 ハラスメントに注意し、その防止に努めること。
- 5 安全に配慮し、事故の防止に努めること。
- 6 「一橋大学のキャンパス内における音響のガイドライン」に留意すること。

年 月 日

（課外活動団体の名称）

代表責任者：（氏名）（自署）

印

8. 「行事開催」の取扱いに関する申し合わせについて

1 一橋大学の課外活動団体並びに本学学生・本学院生（以下「課外活動団体等」という。）が、本学の課外活動共用施設（部室・道場を含むキャンパス内全域）等を使用して行事を開催する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

2 対象行事

- (1) 各種大会・リーグ戦、演奏会等で外部から来場者が予定されている行事
- (2) 祝賀会、パーティ、懇親会等で飲酒（OB・OGが参加するものも含む）を伴う行事
- (3) バーベキュー等、火気を使用する行事
- (4) その他副学長が必要と認めた行事

3 提出書類

- ・ 2 (1) の行事「行事開催願」、「企画書」、「施設使用願」
- ・ 2 (2) (3) の行事「行事開催願」、「企画書」、「誓約書」、「施設使用願」
- ・ 2 (4) の行事「行事開催願」、「企画書」、「誓約書」（必要な場合）、
「施設使用願」

4 施設使用の時間帯

- ・ 教室 西キャンパス 平日9時～20時、東キャンパス 平日9時～19時
 土日祝祭日 9時～16時30分
- ・ 東プラザ (音楽鑑賞室、中会議室、和室)
 平日9時～20時、土日祝祭日 9時～20時
- ・ 国立施設 (兼松講堂を含む。)、小平施設
 平日9時～21時、土日祝祭日 9時～21時
- ・ 体育館 平日8時30分～21時、土日祝祭日8時30分～21時
 (大学の授業休業期間(春季・夏季・冬季)の使用については、土日祝祭日と同時間とし、年末年始ならびに大学が定めた休業期間の使用は認めない。)

5 申請方法

(1) 2 (1) の行事

課外活動団体等は、「行事開催願」、「企画書」及び「施設使用願」を原則として行事開催の1ヶ月前までに学務部学生支援課に提出すること。

申請が1ヵ月を切るものについては受理しない。

(2) 2 (2) (3) の行事

課外活動団体等は、「行事開催願」、「企画書」、「誓約書」及び「施設使用願」を原則として行事開催の1ヶ月前までに学務部学生支援課に提出すること。

(3) 2 (4) の行事

課外活動団体等は、「行事開催願」、「企画書」、「誓約書」（必要な場合）、及び「施設使用願」を原則として行事開催の1ヶ月前までに学務部学生支援課に提出すること。

6 行事開催の許可

副学長は、学生委員会の議を経て「行事開催許可書」を交付する。

なお、大学の各種行事（入試・学期末試験期間・オープンキャンパス・ホームカミングデー・学園祭等）開催時及び大学が特に指定した日の開催は一切認めない。

7 その他必要な事項は、学生委員会において別に定める。

附 則

本申し合わせは、平成24年7月18日から適用する。

行事開催願

【大学等行事関係・飲酒を伴う行事】

申請日 年 月 日

副学長（教育・学生、大学経営戦略担当）
学生委員会委員長 殿

団体名称： _____

(※) 責任者氏名： _____

学部・学年： _____ 学部 _____ 年

_____ M
_____ 研究科 D _____ 年

学籍番号： _____

電話番号 _____

(携帯) _____

開催日時	開始	月 日 ()	午前	時	分から
	終了	月 日 ()	午後	時	分まで
行事名					
開催内容 (詳細に記述)					
開催場所 (施設名)					
参加人数	(主催者)		(学外者の内訳)		
	学内者	人 _____	大学	人 _____	
	学外者	人 _____	大学	人 _____	
	その他の観客等	人 _____			
(※)顧問教員	㊄				
備考	企画書は必ず添付すること。				

(※)欄は必ず自署してください。いない場合は斜線を引くこと。

行事開催にあたっては下記を遵守いたします。

- 1 車両入構する場合、兼松講堂前のタイルの上に車を止めません。
- 2 行事開催後は、速やかに報告書を提出します。
- 3 事故等、緊急事態が起きた場合は速やかに大学に連絡します。

9. 一橋大学課外活動共用施設等使用規則

平成16年4月1日
規則第136号

改正 平成22年4月1日

平成23年3月2日

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学（以下「本学」という。）の学生による課外活動共用施設、厚生施設、合宿研修施設、教育施設及びその他の施設（以下「共用施設等」という。）の使用に必要な事項を定めることを目的とする。

(共用施設等の範囲)

第2条 この規則で共用施設等とは、別表に掲げるものをいう。

(使用者の範囲)

第3条 共用施設等を使用できる者は、本学が一橋大学課外活動団体に関する規則（平成22年規則第143号。以下、「課外活動団体規則」という。）第3条第2項により登録した課外活動団体、本学学生並びに学長が指名する理事（副学長）が特に認めた団体及び個人（以下、「課外活動団体等」という。）とする。

(使用の申請手続)

第4条 共用施設等の使用を希望する課外活動団体等は、所定の期日までに、所定の使用願及び誓約書を提出し、本学の許可を得なければならない。

2 兼松講堂の使用申請に関する手続きは、一橋大学兼松講堂学生使用内規（平成16年規則第203号）第4条の定めるところによる。

3 課外活動団体規則第3条に定める誓約書を提出した課外活動団体については、第1項に定める誓約書の提出を要しない。

(鍵の貸与)

第5条 課外活動共用施設、厚生施設、合宿研修施設、兼松講堂及び体育館の鍵は、学務部学生支援課（以下「学生支援課」という。）が課外活動団体等に対し使用の都度貸与する。

2 前項により鍵を貸与された課外活動団体等は、使用後は施錠のうえ返還しなければならない。

3 教室の鍵は貸与しない。

(使用日時)

第6条 共用施設等を使用することができる日及び時間は本学が許可した日時とする。

(施設の保全義務)

第7条 共用施設等を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 許可された目的に沿った使用をすること。
- 二 転貸をしてはならないこと。
- 三 使用時間を厳守すること。

- 四 火気の取扱いに注意すること。
- 五 施設・設備を損傷し、汚染したり、備え付けの物品を持ち出したりしないこと。
- 六 使用後は清掃し、整理整頓をすること。
- 七 その他使用に際しては、担当職員の指示に従うこと。

(許可の取消し)

第8条 許可を受けた課外活動団体等が、この規則に違反したとき又は一橋大学課外活動団体規則第4条により課外活動団体の登録の効力を停止されたとき若しくは登録を取り消されたときは、本学は当該課外活動団体等に対し使用の許可を停止又は取り消すことがある。

(損害の弁償)

第9条 共用施設等の使用者は、施設・設備及び備品等を滅失、損傷又は汚損したときは、管理運営責任者に報告するとともに、故意又は過失による場合は、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(事務)

第10条 共用施設等に関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、共用施設等に関する必要事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年3月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表 (第2条関係)

施設区分	施設名	
課外活動共用施設	国立	課外活動共用施設 (国立)
		課外活動共用施設別館 (国立)
		オムニコート
		空手道場
		弓道場
		硬式テニス場
		硬式テニス部部室
		硬式野球場
		硬式野球部部室
		ゴルフ練習場
山岳部部室		

		柔剣道場
		軟式テニス場
		如意団道場
		バレーボールコート
		ハンドボールコート
		東器具庫（部室）
		フィールドホッケー場
		ボクシング部部室
		ラグビー場
		ラグビー部部室
	小平	課外活動共用施設（小平）
		課外活動共用施設（別館）（小平）
		小平体育館
		小平音楽練習室 1、2
		新音楽練習室 1、2（小平集会所）
		ミーティング室（小平集会所）
		更衣室（男女）（小平集会所）
		柔剣道場（小平）
		水泳部部室
		プール
		洋弓場
		野球場
		サッカー場
		アメフト場
		如水スポーツプラザ
厚生施設		音楽鑑賞室（東プラザ）
		中会議室（東プラザ）
		和室（東プラザ）
合宿研修施設		合宿所
		小平合宿所
教育施設		教室
		体育館
		グラウンド
その他の施設		兼松講堂

10. 一橋大学国立キャンパス体育館使用心得

1. この心得は、一橋大学国立キャンパス体育館（以下「体育館」という。）の使用に関し、その適正かつ円滑な使用を計るため、必要な事項を定めるものとする。
2. 体育館は、正課授業のほか本学学生、教職員がこの心得により使用するものとする。
3. 体育館の使用時間は、午前8時30分から午後9時00分までとする。ただし、特別の許可を受けた場合はこの限りでない。
4. 体育館の使用については、正課授業を優先し、その他の目的で使用する場合は授業に支障のない範囲に限るものとする。
5. (1) 正課授業以外の用途に使用する者は、前日までに学生支援課（課外活動担当）窓口で所定の手続きをとること。
(2) 使用手続きは、フロアー、男子更衣室、女子更衣室、シャワー室それぞれについて行うこと。
(3) 使用者が使用申込書の記載事項を変更する時又は使用を中止するにいたったときは、直ちに学生支援課（課外活動担当）窓口はその旨を届け出ること。
6. シャワー室の使用については、別に定めるところによる。
7. 館内フロアーでの運動種目は、その体育館に基本設備のある室内スポーツを原則とし、その他の目的での使用は学生支援課の許可をうけること。
8. 使用者は、使用申込書に記載した目的以外に使用したり、又は他の者に全部若しくは一部を転貸してはならない。
9. 使用者は守衛所において鍵を受領し、使用終了後、消灯、施錠を確認して鍵を守衛所に返却すること。
10. 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守すること。
(1) 床、壁、その他施設器具を破損するおそれのある行為は行わないこと。破損・減失した場合は直ちに学生支援課（課外活動担当）窓口へ申し出ること。
(2) 土足厳禁とし、体育館ばきを使用すること。
(3) 火気・盗難に注意すること。
11. 使用者は、その使用を終えたときは、必ず清掃・整備をし、使用場所及び使用用具を現状に復すこと。
12. この心得は昭和54年4月1日から実施する。

11. 一橋大学兼松講堂学生利用内規

平成16年4月1日

規則第203号

改正 平成23年3月2日

平成24年10月3日

平成27年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、一橋大学兼松講堂利用規則（平成16年規則第202号。以下「規則」という。）第16条及び一橋大学課外活動共用施設等使用規則（平成16年規則第136号。以下「共用施設等使用規則」という。）第11条の定めに基づき、一橋大学兼松講堂（以下「兼松講堂」という。）の学生利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の範囲)

第2条 規則第2条第2項第3号には、各種大会、講演会等の企画、及び音楽、演劇等の練習並びに準備を行う場合を含むものとする。

(施設の利用範囲)

第3条 共用施設等使用規則第3条に定める課外活動団体等（以下「課外活動団体等」）が利用できる範囲は、原則として、ステージ、客席、2階ロビー、トイレ及び玄関ホールとする。なお、楽屋の利用については申請に基づき、利用の可否を決定する。

(利用の申し込み)

第4条 利用を希望する課外活動団体等は、所定の申込書に記入のうえ、学務部学生支援課（以下「学生支援課」という。）窓口提出するものとする。なお、学外者を含め不特定多数が参加する企画については、6ヶ月前を受付開始日とし、2ヶ月以上前までに申込書、行事開催届及び企画書を提出するものとする。

2 利用の申し込み受付開始日については、学外者を含め不特定多数が入場する企画の場合は、6ヶ月前の月の初日とし、他の場合は、1ヶ月前の月の初日とする。

(利用の許可)

第5条 学外者を含め不特定多数が入場する企画については、一橋大学学生委員会の議を経て、学長が利用を許可する。

2 前項以外の利用については学長が利用を許可する。

(利用料)

第6条 課外活動団体等の利用に関しては、原則として、一橋大学兼松講堂料金内規（平成16年規則第232号）第2条に定める利用料のうち基本料金は徴収しない。

(利用時間)

第7条 課外活動団体等が兼松講堂を利用できる時間は、9時から21時までとする。

(利用上の注意)

第8条 兼松講堂を利用する課外活動団体等は、以下の事項に留意しなければならない。

- 一 兼松講堂内及び玄関ホールでは喫煙しないこと。
- 二 設備品を移動しないこと。やむを得ず移動する場合は学生支援課に協議すること。
- 三 利用後に清掃を行うこと。
- 四 課外活動団体等所有の物品を放置しないこと。
- 五 玄関ホール（前庭を含む）での立て看板作成は行わないこと。
- 六 利用時間を厳守すること。
- 七 練習等に利用する場合は、予約受付を済ませた後でも、大学から日時の変更の要請が出た場合、それに従うこと。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年3月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

12. 一橋大学学外研修施設使用規則

平成16年4月1日

規則第139号

改正 平成20年10月1日

平成23年10月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学相模湖合宿所（以下「学外研修施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学外研修施設は、体育活動及び文化・研修活動に使用することを目的とする。

(管理運営)

第3条 学外研修施設の管理運営責任者は、学長の指名する副学長（理事）とする。

2 学外研修施設に管理人を置く。

(使用者の範囲)

第4条 学外研修施設を利用できる者は、原則として本学の学生及び教職員とする。

ただし、管理運営責任者が特に認めた場合はこの限りではない。

(使用申込み)

第5条 学外研修施設の使用を希望する者は、使用希望日の7日以前に所定の使用申込書に必要事項を記入のうえ、学務部学生支援課（以下「学生支援課」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

(使用変更の申し出)

第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）で、許可後に申込書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに学生支援課に申し出なければならない。

(許可の取り消し)

第7条 本学が使用する必要が生じたとき、又は使用目的に反して使用したとき、若しくは管理運営上支障があると認めたときは、許可の後でも、これを取り消すことがある。

(管理人への連絡)

第8条 使用者は、あらかじめ許可された内容等を管理人に連絡しなければならない。

(許可書の提出)

第9条 使用者は、学外研修施設を利用する際、許可書を管理人に提出しなければならない。

(宿泊定員)

第10条 学外研修施設の宿泊定員は、40名とする。

(経費負担)

第11条 使用者は、別に定める経費を負担しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者が、故意又は重大な過失により、施設・設備・物品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学外研修施設の管理運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

13. 一橋大学国際交流プラザ規則

平成16年4月1日

規則第135号

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学国際交流プラザ（以下「プラザ」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プラザは、一橋大学国際学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）の入居者の国際交流及び相互交流の場を提供することを目的とする。

(管理運営)

第3条 プラザの管理運営責任者は、学長が指名する副学長（理事）とする。

(共用施設)

第4条 プラザに次の共用施設（以下「施設」という。）を置く。

- 一 ラウンジ
- 二 ブラウジングスペース
- 三 会議室
- 四 和室

(開館日及び開館時間)

第5条 プラザは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）の休業日を除き開館する。ただし、管理運営責任者が特に定めた場合は、臨時に開館又は閉館することができる。

2 プラザの施設の開館時間は、原則として開館日の9時から21時とする。ただし、管理運営責任者が特に認めた場合は、この限りではない。

(利用者の範囲)

第6条 プラザを利用することができる者は、学生宿舎の入居者並びに本学の教職員とする。ただし、管理運営責任者が適当と認めた者はこの限りではない。

(利用方法)

第7条 プラザの施設のうち、会議室及び和室の利用を希望する者は、利用日の1週間前までに所定の様式（別記様式）により管理運営責任者に届け出て許可を得なければならない。

(施設等の保全)

第8条 プラザを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用時間を厳守すること。
- 二 火気の取扱いに注意すること。
- 三 許可された使用目的以外に使用しないこと。
- 四 設備備品等を屋外に持ち出さないこと。

(損害賠償)

第9条 施設の利用者が、施設、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(事務)

第10条 プラザの管理運営に関する事務は、関係部局の協力を得て学務部学生支援課が行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、プラザに関する必要事項は管理運営責任者が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別記様式(第7条関係)

<p>国際交流プラザ共用施設使用願</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>一橋大学副学長 殿</p> <p>代表者所属大学 学部等・学年 氏 名 部 屋 番 号 電 話 番 号</p> <p>下記のとおり使用したいので、ご許可くださるようお願いいたします。</p> <p>記</p>	
使用日時	
使用場所	
使用目的	
使用人数	
備 考	

14. 一橋大学如水スポーツプラザ規則

平成24年 2月20日

規則第14号

改正 平成25年11月11日

平成26年 4月 1日

令和元年10月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学如水スポーツプラザ（以下「プラザ」という。）について必要な事項を定める。

(プラザの目的)

第2条 プラザは、一橋大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員に対し、スポーツを通して、心身の鍛錬及びリフレッシュの場、健康の維持及び増進の場並びに相互交流の場を提供することを目的とする。

(施設)

第3条 プラザに、アリーナ、アスレチックジム、スタジオ及びその他の施設（以下「施設」という。）を置く。

(施設を利用できる者の範囲)

第4条 施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する個人及び団体とする。

- 一 本学の学生及び教職員
- 二 一橋大学課外活動団体に関する規則（平成22年規則第143号）第2条に定める課外活動団体
- 三 一橋大学国際学生宿舎に入居している他大学生
- 四 その他学長が指名する理事（副学長）が認めた個人及び団体

(開館時間)

第5条 プラザの開館時間は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き次のとおりとする。ただし、本学の業務の都合により臨時に閉館し、又は開館時間を変更することができる。

- 一 月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）午前7時から午前10時まで及び午後6時から午後10時まで
- 二 水曜日（ただし、祝日を除く。）午後3時から午後10時まで
- 三 土曜日及び日曜日並びに祝日 正午から午後7時まで

(利用申請)

第6条 施設の利用を希望する個人は、一橋大学如水スポーツプラザ利用申請書を提出し、本学の許可を得なければならない。

2 アリーナ又はスタジオを一定時間専有的に使用しようとする団体は、原則として利用しようとする日の1週間前までに、一橋大学如水スポーツプラザアリーナ・スタジオ専有的利用申請書を提出し、本学の許可を得なければならない。なお、長時間又は連日の使用は制限されることがある。

3 前項に規定する団体は、その構成員が第1項により施設の利用について本学の許可を得た個人であることを要しない。

(利用許可)

第7条 本学は、前条第1項により施設の利用を許可した個人に対し利用者カードを発行し、第2項によりアリーナ又はスタジオの専有的利用を許可した団体に対し利用許可書を発行する。

2 前条により施設の利用を許可された日又は期間の満了前であっても、利用を許可された個人又は団体が、第4条に定める利用資格を喪失したときは、利用者カード又は利用許可書は、その効力を失う。

(利用者負担)

第8条 施設を利用する個人又は団体(以下「利用者」という。)は、次の表に定める利用料を負担しなければならない。

利用の形態	利用期間	利用料の額
個人による利用	6箇月(4月1日から同年9月30日まで、10月1日から翌年3月31日まで)	7,800円
	1箇月(月の初日から当該月の末日まで)	2,600円
	1日	500円
団体によるアリーナの専有的利用	1時間	全面利用 アリーナA 3,900円 アリーナB 2,900円
		半面利用 アリーナA 2,600円
団体によるスタジオの専有的利用	1時間	1,000円

2 施設を利用する個人（施設を利用する団体の構成員を含む。）がコインシャワーを使用する場合は、前項に定める利用料のほか、1回の使用につき100円のシャワー使用料を負担しなければならない。

3 納付された利用料及び使用料は、原則として返金しない。

（利用許可の取り消し）

第9条 次のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すものとする。

一 管理運営上の必要が生じたとき。

二 利用申請書に記載された事項が事実と異なるとき。

三 利用者が、第三者に施設の一部又は全部を転貸したとき。

四 利用者が、許可された目的以外の用途に施設を利用したとき。

（原状回復）

第10条 利用者がプラザの建物、設備若しくは備品等を損傷したとき又は滅失したときは、これを補修又は弁償しなければならない。

（管理運営）

第11条 プラザの運営に関する事項は、学生委員会の議を経て学長が指名する理事（副学長）が定める。

（事務）

第12条 プラザの運営に関する事務は、関係部局の協力を得て学生支援課が行う。

（様式）

第13条 この規則に定める手続きに必要な書類の様式は、別に定める。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、プラザの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

一橋大学如水スポーツプラザ第2期有料モニタリング実施規則（平成23年規則第80号）は廃止する。

附 則

この規則は、平成25年11月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

15. 一橋大学国際学生宿舎規則

平成16年4月1日

規則第137号

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学学則（以下「学則」という。）第99条第2項の規定に基づき、学生の居住施設のうち国際学生宿舎の管理運営について必要な事項を定める。

2 国際学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）は、一橋寮（A棟、B棟、C棟、D棟、E棟、S棟、N棟）、中和寮及び国際交流会館留学生宿舎から構成される。
(学生宿舎の目的)

第2条 学生宿舎は、一橋大学（以下「本学」という。）の厚生施設として、本学の学生（入学を許可された者を含む。以下同じ。）並びに東京学芸大学、東京農工大学及び電気通信大学（以下「他大学」という。）の外国人留学生（以下「留学生」という。）に良好な居住及び勉学環境を提供するとともに、国際意識の高揚に資することを目的とする。

(施設)

第3条 学生宿舎に、单身室、夫婦室及び家族室並びに共用施設を設ける。

2 共用施設に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 学生宿舎に、次の職員を置く。

- 一 主事
- 二 副主事 2人
- 三 アドバイザー
- 四 その他の職員

(主事)

第5条 主事は、学長が指名する副学長（理事）をもって充てる。

2 主事は、学生宿舎に関する業務を掌理する。

3 主事は、必要に応じて、アドバイザー及びその他の職員に、業務のため学生宿舎への入居を認めることができる。

(副主事)

第6条 副主事は、学長が指名する役員補佐1人及び本学の教授又は准教授1人をもって充てる。

2 副主事は、主事を補佐し、主事に事故があるときは、予め主事が指名した副主事はその職務を代理する。

3 副主事のうち、学長が指名する役員補佐でない者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副主事の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第7条 アドバイザーは、主事が指名する教員をもって充てる。

2 アドバイザーは、主事の監督の下に、学生宿舎に居住する本学の学生及び他大学の留学生の生活上の諸問題に関し、指導及び助言する。

(専門委員会)

第8条 学生宿舎の管理運営に関する重要事項を審議するため、一橋大学学生委員会規則(平成16年規則第38号)第7条に定める専門委員会として、国際学生宿舎専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学生宿舎における生活の運営)

第9条 学生宿舎における規律の維持及び生活の運営は、主事の指導のもとに、入居者の自治又は合意により行う。

2 学生宿舎には、自治組織を置くことができる。

3 自治組織は、第1項の目的を達成するため、規約を作成し、あらかじめ主事の承認を得なければならない。規約を改正する場合も同様とする。

4 自治組織は、学生宿舎における生活の改善に関する事項について、主事及びアドバイザーに意見を述べることができる。

5 主事は、他大学の留学生が学生宿舎において生活する上での諸事項について、他大学と協議する場を設けることができる。

(入居資格)

第10条 学生宿舎に入居できる者(以下「入居者」という。)は、次のとおりとする。

- 一 本学及び他大学の学生並びにその家族
- 二 本学又は他大学の学生であって、学生宿舎の管理運営の補助を行う者
- 三 第5条第3項の規定により学生宿舎への入居を認められた者
- 四 その他主事が適当と認める者

(入居者の決定)

第11条 入居者の決定は、専門委員会の選考に基づき主事がこれを行う。

(入居期間)

第12条 入居期間は、本学の学生にあつては、原則として、在籍する課程を修了するまでであつて、かつ、当該課程の標準修業年限以内の期間とする。

2 他大学の学生の入居期間に関する定めは、当該大学に委ねる。

3 第5条第3項の規定により入居する者の入居期間は、主事が定める。

(入居申請)

第13条 学生宿舎への入居を希望する者は、主事あてに申請しなければならない。

(入居許可)

第14条 主事は、専門委員会の議を経て、入居の可否及び入居許可期間を決定し通知する。

2 入居を許可された者は、入居許可期間の開始日から10日以内に入居しなければならない。

(入居期間の延長)

第15条 専門委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、主事は入居期間の延長を許可することができる。

(寄宿料)

第16条 入居者は、寄宿料を納付しなければならない。

2 寄宿料の額並びに納付の方法及び時期については、一橋大学における授業料等に関する規則（平成16年規則第205号）に定めるほか、別に定める。

(諸経費)

第17条 入居者は、前条第1項に規定する寄宿料のほか、個人の生活のために使用する電気、ガス、水道及び電話等の料金並びに学生宿舎の運営に要する経費（以下「諸経費」という。）を負担しなければならない。

(施設の保全)

第18条 入居者は、学生宿舎の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の保全及び秩序の維持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 学生宿舎の全部又は一部を他の者に貸与しないこと。
- 二 学生宿舎を居住以外の目的に使用しないこと。
- 三 学生宿舎に入居者以外の者を宿泊させないこと。ただし、特別の事由があり主事の許可を得た場合は、この限りでない。
- 四 学生宿舎は、常に良好な状態で使用し、工作を加えないこと。
- 五 火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意すること。

(損害賠償)

第19条 入居者は、故意又は過失により施設等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(入居許可の取消し)

第20条 主事は、入居者が次のいずれかに該当するときは専門委員会の議を経て、入居許可を取り消すことができる。

- 一 入居を許可された者が、所定の期日までに入居しないとき。
- 二 学生宿舎に関する規定に違反したとき。

- 三 寄宿料又は諸経費を3月以上滞納したとき。
 - 四 停学処分を受けたとき。
 - 五 保健衛生上、学生宿舎の生活に適さない事情があると認められるとき。
 - 六 学生宿舎の秩序又は風紀を乱す行為があったとき。
 - 七 虚偽の申告をして入居したことが明らかになったとき。
 - 八 その他学生宿舎の管理運営上著しく支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定により入居許可を取り消され、入居者が損害を受けることがあっても、本学はその責を負わない。

(退去)

第21条 入居者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに退去しなければならない。

- 一 第10条に規定する入居資格を失ったとき。
- 二 第14条に規定する入居許可期間が満了したとき。
- 三 留学及び休学するとき。
- 四 前条の規定により入居許可を取り消されたとき。

2 入居者は、学生宿舎を退去しようとするときは、主事あてに届け出なければならない。

(入退去時の点検)

第22条 入居者は、入居時及び退去時に、本学が行う居室並びに居室に属する設備及び備品等の点検に立ち会わなければならない。

(事務)

第23条 学生宿舎の事務は、学務部教務課の協力を得て、学務部学生支援課が行う。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、学生宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年3月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年5月8日から施行し、改正後の一橋大学国際学生宿舎規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 一橋大学国際交流会館規則（平成16年規則第188号）、一橋大学国際交流会館細則（平成16年規則第189号）及び一橋大学国際交流会館料金規則（平成16年規則第239号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際、廃止される一橋大学国際交流会館規則第7条第2項の資格により現に国際交流会館単身室に入居している者の使用料については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の一橋大学国際学生宿舎規則の規定により入居資格を得て入居する者については、入学年度にかかわらず、一橋大学における授業料等に関する規則（平成16年規則第205号）第10条に規定する寄宿料を徴収する。

16.一橋大学国際学生宿舎細則

平成16年4月1日

規則第138号

(趣旨)

第1条 この細則は、一橋大学国際学生宿舎規則(平成16年規則第137号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、一橋大学国際学生宿舎(以下「学生宿舎」という。)の事務手続きについて、必要な事項を定める。

(入居申請手続)

第2条 学生宿舎への入居を希望する者は、所定の募集期間に入居申請書を提出するものとする。

2 入居申請書の提出先は、入居を希望する者の所属に応じ、次の各号の定めによる。

一 一橋大学(以下「本学」という。)の学生(入学を許可された者を含む。以下同じ。)は本学学務部学生支援課

二 本学以外の学生については、当該学生の所属大学

(入居許可通知)

第3条 学生宿舎の主事(以下「主事」という。)は、規則第14条により入居を許可した者に対し、入居許可書を交付する。

2 入居を申請した者への入居許可又は不許可の通知は、当該申請を受理した課又は大学を通じて行う。

(入居手続)

第4条 入居を許可された者は、入居届及び誓約書を入居する日の前日までに提出しなければならない。ただし、主事が特別な理由があると認めたときはこの限りではない。

(損害賠償)

第5条 規則第19条に定める損害賠償は、入居者の所属大学を通じて行うものとする。

(入居許可の取消し)

第6条 主事は、規則第20条の定めにより入居許可を取り消すときは、入居許可取消書の交付をもって入居者に通知する。

(退去手続)

第7条 入居者は、学生宿舎を退去しようとするときは、原則として退去する日の30日前までに主事に退去届を提出しなければならない。

(様式)

第8条 この細則に定める手続に必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年3月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

17. 一橋大学国際学生宿舎寄宿料免除及び徴収猶予規則

平成31年 3月22日

規則第51号

(趣旨)

第1条 一橋大学学則(平成16年規則第2号。以下「学則」という。)第95条及び第96条の規定に基づき、一橋大学国際学生宿舎(以下「宿舎」という。)寄宿料の免除及び徴収猶予について、必要な事項を定める。

(免除の対象)

第2条 寄宿料の免除は、次のいずれかに該当する場合について行うことができる。

一 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

二 次のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合

イ 入居前1年以内において、本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

ロ イに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

三 レジデント・アシスタント(以下「RA」という。)として、宿舎に入居する場合

四 コミュニティ・アシスタント(以下「CA」という。)として、宿舎に入居する場合

2 前項第2号の免除は、当該事由の発生した日の属する月の翌月以降の入居月に納付すべき当該年度分の寄宿料とする。

3 第1項第3号及び第4号の免除は、RA又はCAとして入居が認められている期間の寄宿料とする。

(免除の許可)

第3条 前条の免除の許可は、本人の申請に基づき月ごとに行うこととし、国際学生宿舎専門委員会(以下「専門委員会」という。)の議を経て、学長が行う。

(免除の取扱い及び額)

第4条 寄宿料の免除の額は次のとおりとする。

対象者	免除の額
第2条第1項第1号又は第2号に該当する者	全額又は半額
第2条第1項第3号に該当する者	全額(ただし、居住する学生宿舍の単身者用居室の寄宿料相当額を限度とする。)
第2条第1項第4号に該当する者	半額(ただし、第2条第1項第1号又は第2号に該当する者として全額とする場合もある。)

(免除の申請)

第5条 寄宿料の免除を受けようとする者は、指定された期日までに、次の書類を学長に提出し、免除の申請をしなければならない。

- 一 寄宿料免除願
- 二 学資負担者の所得証明書
- 三 学資負担者の死亡の場合は死亡を証明する書類
- 四 風水害等の災害を受けた場合は罹災証明書
- 五 その他本学が指定する証明書等

(徴収猶予の対象)

第6条 寄宿料の徴収猶予は、次のいずれかに該当する場合について行うことができる。

- 一 経済的理由によって寄宿料の免除を申請しており、かつ学業優秀と認められる場合
- 二 学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の免除を申請している場合
- 三 行方不明の場合
- 四 その他やむを得ない事情があり、学長が相当と認める事由がある場合

(徴収猶予の期間)

第7条 寄宿料の徴収猶予の期間は、適宜定めるものとする。

(徴収猶予の申請)

第8条 寄宿料の徴収猶予を受けようとする者は、指定された期日までに、次の書類を学長に提出し、徴収猶予の申請をしなければならない。

- 一 寄宿料徴収猶予願
- 二 学資負担者の所得証明書
- 三 学資負担者の死亡の場合は死亡を証明する書類
- 四 風水害等の災害を受けた場合は罹災証明書
- 五 その他本学が指定する証明書等

(徴収猶予の許可)

第9条 徴収猶予の許可は、第3条に準じて行う。

(許可の取消)

第10条 寄宿料の免除又は徴収猶予を許可された者が、次のいずれかに該当した場合は、専門委員会の議を経て、学長が許可を取り消す。

- 一 申請の理由が消滅した場合
- 二 虚偽の申請が明らかになった場合
- 2 前項第2号に該当する場合は、次期の免除申請の対象としないこととする。
- 3 寄宿料の半額免除の許可を受けた場合及び免除又は徴収猶予が不許可となった場合、並びに第1項の許可の取消を受けた場合は、直ちに該当する額の寄宿料を納付しなければならない。
- 4 寄宿料滞納者は、免除又は徴収猶予申請の資格を有しない。ただし、本人の申出を専門委員会が認めたときはこの限りでない。

(死亡等による免除)

第11条 次のいずれかに該当する場合は、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

- 一 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- 二 授業料未納のため除籍された場合
- 三 入学料未納のため除籍された場合

第12条 この規則に定めるもののほか、寄宿料免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成30年度までの入学者及び平成31年度以降の中和寮入居者には、適用しない。

18. 一橋大学国際学生館景明館規則

平成26年1月8日

規則第2号

改正 平成27年4月1日

平成30年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）が、大学院生等に宿舍として貸与する一橋大学国際学生館景明館（以下「景明館」という。）の設置並びに維持、管理及び運営に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、大学院生等に良好な居住及び勉学環境を提供するとともに、入居者の利便性と流動性を高め、本学の国際化の推進に資することを目的とする。

(入居資格)

第2条 景明館に入居できる者は、次のとおりとする。

- 一 本学に在学する大学院生（外国人留学生を含む。）
- 二 本学に在学する身体に障害をもつ学生
- 三 本学が受け入れ許可した交換留学生
- 四 本学のサマープログラム等に参加する留学生
- 五 その他学長が特に認めた学生

(構造等)

第3条 景明館の構造等は、次の表のとおりとする。

構造	名称
ワンルームタイプ (20.43㎡)	居室A
ワンルームタイプ (27.61㎡)	居室B
ワンルームバリアフリータイプ (27.61㎡)	バリアフリー室

(維持、管理及び運営の範囲)

第4条 景明館の維持、管理及び運営とは、入居希望者への貸与、使用上の義務の周知及び監督並びに入居者からの使用料等の徴収、景明館の修繕（修繕費の負担区分の決定を含む。）及びその他の事務を行うことをいう。

(維持、管理及び運営の責任者)

第5条 景明館の維持、管理及び運営は学長が行うものとする。

(選考基準)

第6条 入居者の選考を行う場合においては、学長の指定する学生（非正規学生含む。）を優先的に許可し、それ以外は、原則として抽選により決定する。

(入居申請)

第7条 景明館への入居を希望する者は、学長あてに申請しなければならない。

(入居許可)

第8条 学長は、入居の可否及び入居許可期間を決定し通知する。

2 入居を許可された者は、入居許可期間の開始日から10日以内に入居しなければならない。

(使用料等)

第9条 景明館の使用料(以下「使用料」という。)は、次のとおりとする。

名称	使用料	
居室A	月額	49,000円
居室B	月額	60,000円
バリアフリー室	月額	49,000円

2 前項に規定する使用料のほか、入居時に入居費として30,000円を徴収する。ただし、入居期間が1月に満たない場合は徴収しないものとする。

3 新たに景明館の貸与を受け、又はこれを退去した場合におけるその月分の使用料は、日割により計算した額とする。

4 入居者は、入居費及び使用料を指定する期日までに納入しなければならない。

(諸経費)

第10条 入居者は、前条に規定する入居費及び使用料のほか、共益費及び個人の生活のために使用する電気等の料金並びに景明館の運営に要する経費(以下「諸経費」という。)を負担しなければならない。

(入居期間)

第11条 入居期間は、1年以内とする。ただし、学長が認めた場合にはこの限りではない。

(使用上の義務)

第12条 入居者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 景明館の全部又は一部を他の者に貸与しないこと。
- 二 景明館を居住以外の目的に使用しないこと。
- 三 景明館に入居者以外の者を宿泊させないこと。
- 四 景明館は、常に良好な状態で使用し、工作を加えないこと。
- 五 火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意すること。

2 入居者は、故意又は過失により施設等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(入居者の義務違反に対する措置)

第13条 学長は、入居者が前条に規定する義務を履行しないため景明館の維持、管理及び運営に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、期限を付して、すみやかにその履行を要求するものとする。

(入居許可の取消し)

第14条 学長は、入居者が次のいずれかに該当するときは入居許可を取り消すことができる。

- 一 入居を許可された者が、所定の期日までに入居しないとき。
- 二 景明館に関する規定に違反したとき。
- 三 使用料等又は諸経費を3月以上滞納したとき。
- 四 停学処分を受けたとき。
- 五 保健衛生上、景明館の生活に適さない事情があると認められるとき。
- 六 景明館の秩序又は風紀を乱す行為があったとき。
- 七 虚偽の申告をして入居したことが明らかになったとき。
- 八 その他景明館の維持、管理及び運営上重大な支障があると認められるとき。

2 前項の規定により入居許可を取り消され、入居者が損害を受けることがあっても、本学はその責を負わない。

(退去等)

第15条 景明館の入居者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入居者は、速やかに景明館を退去しなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、学長の承認を受けて、その該当することとなった日から、1月の範囲内において学長の指定する期間、引き続き景明館を使用することができる。

- 一 第2条に規定する入居資格を失ったとき。
- 二 第11条に規定する入居許可期間が満了したとき。
- 三 先順位者が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- 四 前条の規定により入居許可を取り消されたとき。

(事務)

第16条 景明館の事務は、学務部学生支援課が行う。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、景明館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年1月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に入居を開始した者については、改正後の第9条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

19. 一橋大学国際学生館景明館細則

平成26年 1 月 8 日

規則第 3 号

改正 平成31年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、一橋大学国際学生館景明館規則（平成26年規則第 1 号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、一橋大学国際学生館景明館（以下「景明館」という。）の事務手続等について、必要な事項を定める。

(入居申請手続)

第 2 条 景明館への入居を希望する者は、所定の募集期間に入居申請書を提出するものとする。

2 入居申請書の提出先は、学務部学生支援課とする。

(入居許可通知)

第 3 条 学長は、規則第 8 条の規定により入居を許可した者に対し、入居許可書を交付する。

(入居手続)

第 4 条 入居を許可された者は、入居届及び誓約書を入居する日の前日までに景明館管理人室へ提出しなければならない。ただし、学長が特別な理由があると認めるときはこの限りではない。

(諸経費)

第 5 条 入居者は、共益費を毎月指定する期日までに大学が指定する額を納入しなければならない。

(入居許可の取消し)

第 6 条 学長は、規則第14条の定めにより入居許可を取り消すときは、入居許可取消書の交付をもって入居者に通知する。

(退去手続)

第 7 条 入居者は、規則第15条の規定により景明館を退去しようとするときは、原則として退去する日の14日前までに学長に退去届を提出しなければならない。

(様式)

第 8 条 この細則に定める手続に必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

この細則は、平成26年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

20. 一橋大学障害学生への支援に関する規則

平成17年 7月 6日

規則第66号

改正	平成22年 2月 1日	平成26年 5月14日
	平成27年10月 7日	平成28年 4月 1日
	平成30年 3月 7日	平成30年 8月 1日
	令和元年 5月 8日	

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学（以下「本学」という。）に入学あるいは在学する身体等に障害のある学生（以下「障害学生」という。）に対し、教育及び学生生活における支援を積極的に行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められる者をいう。

(支援の申出)

第3条 支援を受けることの希望は、障害学生本人から随時申し出ることができる。

2 支援の申し出先は、国際教育交流センター、保健センター、学生支援センター、学務部教務課、学生支援課及び各研究科事務部とする。

(障害学生支援委員会)

第4条 障害学生の支援に関する事項を審議するため、障害学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 申し出に対する支援の必要性に関すること。
- 二 障害学生の支援のための具体的方策に関すること。
- 三 障害学生の教育及び学生生活に係る指導助言及び啓発に関すること。
- 四 障害学生に係る施設整備に関すること。
- 五 関係機関との連絡、調整及び連携に関すること。
- 六 その他障害学生の支援に関し必要な事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長（理事）
- 二 全学共通教育センター長
- 三 学長が指名する役員補佐
- 四 障害学生支援室長

- 五 各学部の学士課程教育専門委員会委員 各1人
 - 六 言語社会研究科の大学院教育専門委員会委員 1人
 - 七 学生支援センター教員 2人
 - 八 保健センター教員 2人
 - 九 学生委員会から選出された者 1人
 - 十 学務部長
 - 十一 その他学長が指名する者 若干人
- 4 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 5 委員会に委員長を置くこととし、第3項第1号の委員をもって充てる。
 - 6 委員長は、委員会を主宰する。
 - 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
 - 8 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個別支援会議)

第5条 委員会に個別支援会議を置く。

- 2 個別支援会議は、委員会において支援提供が承認された障害学生に対し、履修指導を行うとともに、支援内容の妥当性について審議を行う。
- 3 個別支援会議は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 障害学生支援室長
 - 二 障害学生支援室教員及び職員
 - 三 障害学生の所属する学部の学士課程教育専門委員会委員又は障害学生の所属する研究科の大学院教育専門委員会委員
- 4 個別支援会議に議長を置くこととし、前項第1号に掲げる者をもって充てる。
- 5 議長は、個別支援会議を主宰する。
- 6 議長に事故があるときは、第3項第2号又は第3号に掲げる者のうちから議長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 7 議長が必要と認めるときは、第3項各号に掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 障害学生への支援に関する事務は、学務部学生支援課が行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年5月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月8日から施行する。

21. 国立大学法人一橋大学ハラスメントの防止等に関する規則

平成25年 7 月29日

規則第141号

改正 平成29年 1 月 1 日

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応等（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本学の教職員及び学生等の良好な就学環境及び就労環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は固定的な性的役割の観念に基づく言動であって、他の者を不快にさせ、又は精神的な苦痛若しくは肉体的な苦痛若しくは困惑を与えることをいう。
- 三 アカデミック・ハラスメント 教育上又は研究上の地位を利用して、不適切な言動、指導又は処遇等により他の者の研究意欲又は研究環境を著しく阻害すること及びその職務を逸脱して精神的な苦痛、肉体的な苦痛又は困惑を与えることをいう。
- 四 パワー・ハラスメント 職務上の地位又は人間関係などの職場内の優位性を利用して、他の教職員に対し、業務の適正な範囲を超えた言動、指導又は処遇等により精神的な苦痛若しくは身体的な苦痛を与え、又はその就労意欲若しくは就労環境を著しく阻害することをいう。
- 五 妊娠、出産等に関するハラスメント 女性に対する当該女性が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第2号）第2条の3で定めるものに関する言動又はこれに準ずる言動により当該女性の就労環境又は就学環境を害することをいう。
- 六 育児休業等に関するハラスメント 育児休業、介護休業その他の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成

3年労働省令第25号)第76条で定める制度若しくは措置の利用に関する言動又はこれに準ずる言動により他の者の就労環境又は就学環境を害することをいう。
七 その他のハラスメント 他の者の人格権を侵害するようないじめ又は嫌がらせをいう。

(責務)

第3条 本学は、教職員及び学生等に対し、ハラスメントを防止するための啓発に努める。

(ハラスメント対策委員会)

第4条 本学にハラスメント対策委員会を置く。

2 ハラスメント対策委員会は、第1条に掲げる目的の実現のため必要な事項について審議する。

3 ハラスメント対策委員会について必要な事項は、別に定める。

(ハラスメント相談室)

第5条 本学にハラスメント相談室を置く。

2 ハラスメント相談室は、教職員及び学生等のハラスメントに関する相談に応じる。

3 ハラスメント相談室について必要な事項は、別に定める。

(守秘義務等)

第6条 ハラスメント対策委員会及びハラスメント相談室の業務に携わる者は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に関する対応に当たって、その業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしたり、私事に利用したりしてはならず、関係者の名誉やプライバシー保護について、特に配慮し、慎重に行動しなければならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第7条 本学の教職員は、ハラスメントに対する申出、当該申出に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な申出又は対応をした教職員又は学生等に対し、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年7月29日から施行する。

2 国立大学法人一橋大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年規則第62号)及び国立大学法人一橋大学アカデミック・ハラスメントの防止等に関する規程(平成19年規則第87号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

22. 一橋大学のキャンパス内における音響のガイドライン

平成 23 年 2 月 14 日

学生委員会承認

大学の第一の存在意義は、全ての教職員・学生等の教育研究活動を推進することにある。教職員や学生等は、授業期間中はもとより土日、祝日あるいは授業休業期間においても、教育研究活動に精力的に取り組んでおり、その実現のためには、常に静謐な環境が学内において保障されていなければならない。

一方で本学は、学生団体の課外活動、KODAIRA 祭、一橋祭を大学教育の一環として認めている。それは、学生が教職員の活動に配慮しつつ、教職員と協調して課外活動を行い、また学外社会とも調和ある連携を広く実践していくことが教育上有意義であると本学が認識するからである。

このような複数の観点に基づき、本学の全ての教職員・学生等が互いの活動を尊重し、共に豊かな成果を得るために、一橋大学（国立西キャンパス・国立東キャンパス・小平国際キャンパス）内の屋外における様々な活動から発生する音響について、学生委員会は下記のガイドラインを定めるものである。

記

1. 屋外での演奏活動

- (1) 12 月 29 日から 3 月 31 日までは、原則として許可しない。4 月 1 日から 12 月 28 日までの取扱いは、別に定める。
- (2) 4 月 1 日から 12 月 28 日の期間内であっても、本学の入試及び定期試験等並びに本学が許可した外部機関の主催による各種試験の会場提供等が行われる日には許可しない。
- (3) 課外活動団体は、事前に学生委員会の承認を得た場合にのみ、屋外での演奏活動が許可される。許可を受けた場合であっても、当該団体およびその行事の責任者は、演奏開始から教職員、学生あるいは近隣住民等からの苦情を受け付ける体制を整え、苦情が寄せられた場合には、自ら適切かつ実効性ある対策を速やかに講ずるものとする。

2. 通常の課外活動

課外活動団体は、本ガイドライン前文に記した大学の第一の存在意義を損なうことのないよう十分に配慮する。

3. その他

1 及び 2 以外の課外活動においても、本ガイドラインの趣旨に沿って、1 と同様に取り扱うものとする。

23. 一橋大学学生の飲酒に関する基本原則

平成 24 年 4 月 1 日

一 橋 大 学

一橋大学は、学生の安全と健康を守るために、また、教育研究の場にふさわしい環境を維持、増進するために、学生の飲酒について以下の基本原則を定める。違反した学生は学則に基づき処分される。

- 原則 1 一橋大学学生は、本学のキャンパス内においては、飲酒してはならない。また、アルコール飲料を持ち込んではいない。ただし、本学が特別に認めた場合、または教員の立会いがあり、その責任の下に行う場合はこの限りでない。
- 原則 2 一橋大学は、未成年者の飲酒を認めない。一橋大学学生は、いかなる場合においても未成年者に対して飲酒を勧め、または強要してはならない。
- 原則 3 一橋大学学生は、他者と飲酒するときは、常に他者の人格を尊重し、また、自身の行動に責任を持たなければならない。とりわけ、いかなるときも他者に飲酒を強要してはならない。
- 原則 4 一橋大学学生は、飲酒した際、他者の生命・身体に危険が認められたときは、直ちに救急車を呼んで医療機関に搬送するなど、適切な措置をとらなければならない。

【参考】

○未成年者飲酒禁止法（大正十一年三月三十日法律第二十号）より抜粋

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

2 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知りタルトキハ之ヲ制止スヘシ

○酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年六月一日法律第百三号）より抜粋

（節度ある飲酒）

第二条 すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない。

24. 一橋大学学生のための学内情報インフラガイドライン

本学では、本学の情報インフラを利用する学生のための「ガイドライン」を定めています。これは、法的あるいは社会的通念から見て問題となる行為を防止し、情報及び情報システムの適正かつ円滑な利用を促進することで、教育や研究の充実に資することを目的としています。学生のみなさんは、以下の事項を遵守してください。

1. 名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害またはハラスメントに当たる行為は行わない。
2. 公序良俗に反する情報の取得及び情報の発信は行わない。
3. 個人のプライバシー及び肖像権を侵害しない。
4. 著作権、特許権等の知的財産権を侵害しない。
5. 虚偽の情報を提供する行為、詐欺行為、他人を詐称する行為は行わない。
6. 政治活動、宗教活動及び営利を主たる目的とした行為は行わない。
7. 秘密の保全を前提としている情報を漏洩しない。
8. 学生証及び大学の認証ログイン（認証 ID）を第三者に譲渡または貸与しない。
9. パスワード及び大学の認証ログイン（認証 ID）を第三者に開示しない。
10. 情報システムの円滑な利用及び運用の支障となる行為を行わない。
11. その他法令及び社会的通念に反する行為を行わない。

その他の注意

最近 SNS、個人のブログ、Twitter 等において、自らの不注意な書き込みにより社会的問題になるケースが多く見受けられます。SNS、個人のブログ、Twitter 等は不特定多数の人が閲覧可能であり、書き込みの表現しただけでは、予想外の誤解を他人に与え、他人や大学に迷惑を及ぼす可能性もあり、さらには違法な行為と判断される場合もありますので、十分注意してください。

25. レポート作成上の注意：剽窃を防ぐために

一 橋 大 学

レポート、論文において、他者の文章、論理、アイデア（書籍、ウェブページなどを含む）を、出典を明示せず引用する行為を剽窃行為と呼びます。

他者のアイデアや文章を自身の文章に取り入れる場合は、その出典を明らかにする必要があります。剽窃を避けるために、自身の文章に取り入れた、他者のアイデアや意見、理論、事実等の出典を明示してください。出典を明示せずに、他者の文章を直接使用したり、ウェブページ等インターネットコンテンツ上に掲載されている他者の文章を切り貼り（コピー&ペースト）して用いることは、単語や、「てにをは」を変えても、剽窃に該当します。他者のアイデアを要約して用いる場合（同一趣旨のパラフレーズ）も同様です。意見を要約する場合は、参考となる原典の語句を使わず自身の言葉で、その考え方を要約しなければなりません。

剽窃は出典を明確にすることで防げます。文章やアイデアの原典について明記し、自身の文章のどの部分が引用で、どの部分がオリジナルかを明らかにしましょう。ウェブからの引用の場合には、出典アドレス（ネット上のアドレス：http(s)等）及び引用年月日の表記が必要です。また要約の場合は、単語や、「てにをは」の置き換えでなく、自身の文章として書かれているか、参考とした文章と同じ言い回しがないかを繰り返し確認してください。自分の表現になりきれていない場合は、引用箇所の出典を明記してください。

引用元で「自由利用」を謳っている場合でも、他者の文章を引用する場合は出典を明らかにしてください。出典を明らかにしない引用は剽窃と判断されることがあるので、注意してレポートを作成してください。

一橋の歌

報古会同人作詩
山田 耕祥作曲

明るく・カブよく (M.M.J=126)

mf *f* *sf* *sf*

sf *sf* Basso

むさし 野ふか - き まつ - かぜ - に - 世

の ちりを とびめめところ あたらしきあさのひか

りに - う らわかきちしほさながら 自治 - のか

Refrain
ね - たか 鳴りひび - く - 自由 - のでん

堂 - われらが母か う ひとつばしひとつば

しあ あ - ああ - われら - が母か う -

一 橋 の 歌

銀杏会同人作詩

一

武蔵野深き松風に

世の塵をとどめぬところ

あたらしき朝のひかりに

うら若き血潮さながら

自治の鐘高鳴りひびく

自由の殿堂われらが母校

一つ橋 一つ橋

あ、あ、われらが母校

二

富士が嶺遠くわだつみの

八潮路をさきがけゆきて

まだ知らぬみちをひらきし

伝統の気魄こりたる

胸の炬火世界を照らす

理想の殿堂われらが母校

一つ橋 一つ橋

あ、あ、われらが母校

三

わが日の本の要ぞと

時計台いしづゑかたく

とこしへに天を指しては

揺ぎなき真理か、げて

水の如いや澄みわたる

文化の殿堂われらが母校

一つ橋 一つ橋

あ、あ、われらが母校

国立美術館

キャンパス メンバーズ

学生証を提示するだけで、所蔵作品展は**無料**、
企画展は**割引**でご観覧いただけます。

※対象は、東京国立近代美術館（竹橋）、国立映画アーカイブ（京橋）、国立西洋美術館（上野公園）、国立新美術館（六本木）の4館になります。

所蔵作品展(常設展)	通常料金		キャンパスメンバーズ料金	
東京国立近代美術館(本館)	学生	250円	学生 教職員	0円 0円
国立西洋美術館	教職員	500円		
東京国立近代美術館(工芸館)*	学生	130円	学生 教職員	0円 0円
国立映画アーカイブ	教職員	250円		

※国立新美術館では、所蔵作品展はありません。

*工芸館は2020年3月8日で閉館し、同年夏、石川県金沢市に移転・開館します。

企画展	通常料金		キャンパスメンバーズ料金	
例1	学生	1,200円	学生 教職員	1,000円 1,400円
	教職員	1,600円		
例2	学生	500円	学生 教職員	400円 800円
	教職員	1,000円		

※上記はあくまでも一例です。企画展により料金が異なりますので、ホームページ等でご確認ください。

キャンパスメンバーズ特設サイト <http://www.campusmembers.jp/>





学生生活の手引き

2020年4月発行

編集発行：一橋大学学務部学生支援課